平成30年度

山梨県包括外部監査報告書

観光部が所管する事務事業の執行及び管理について

平成31年3月

山梨県包括外部監査人 税 理 士 三神治彦

《目 次》

第	1	草	Έ		外韵	네S 토	监)鱼	D	쌦	要																										
	1	É	卫扫	釥	部	盐	查(カ	種	類		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	ĭ	異定	[b	た4	持足	定	ות	事	件	(テ	_	₹)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	哥	[[= (テ.	_ =	₹) ;	<u>خ</u>	選	定	し	た	理	曲	l	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	臣	监查	īの	対	象語	邹	罯		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	5	É	2扫	釥	部	盐	查(か	讨	象	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	1
	6	É	2扫	釥	部	盐	查(カ	方	法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	2
	7	É	卫扫	釥	部	監査	查(か	実	施	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	2
	8	É	卫扫	釥	部	監査	查征	従፟፟፟፟	事:	者	の	資	梒	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	2
	9	禾	钊害	関	係		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	2	章	包	括	外部	邹	監査	查	讨	象	の	概	要	<u>i</u>																							
	1	L	山梨	県	の	観え	光(か	既:	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	L	山梨	県	の	観	光]	政策	策	の	概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3	種	見为	治	の	既	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	4	L	山梨	県	თ-	— f	设金	会	計;	歳	出	予	算	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	5	Ħ	监查	対	象(のi	野	Ē		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第	3	章	実	施	U1	<u>た</u>	監査	查:	手	続	の	概	要	į																							
	1	j	官旅	Ēυ	た	盐	查=	手約	続		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第	4	章	藍	查	の打	指	商	及7	び	意	見																										
	1	臣	监查	i結	果(の	既到	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	2	=	È船	的	事」	頁	こ	系	る!	監	查	結	果	! (意	見	Į)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	3	1	固別	事	項	こ	系	31	盐	查	結	果	(指	摍	及	ζÜ	意	見	,)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	-	1)																																			22
																																					23
		3)																																			27
																																					32
		5)																																			34
		6																																			36
	(7) 地	1域	連	隽	D I	M (0	事	業	費		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	(8) đ.	き	て	な	ررا	人	材	活	用	事	業	費	(#	ま	な	: L	観	光	カ	レ	ツ	ジ)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
	(9) đ	主	て	なし	Lŧ	佳ì	佳	事	業	費							•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	46

(10)	観光人材育成・おもてなし推進事業費補助:	金		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
(11)	非常勤嘱託報酬 ・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
(12)	「やまなしサポーターズ倶楽部」開催費 ・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(13)	「食」のやまなし情報発信事業費 ・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
(14)	富士の国やまなし観光PR強化事業費・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
(15)	やまなし観光物産情報発信事業費															
	やまなしのワインと食魅力発信事業費 ・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
(16)	ツアー造成促進事業費 ・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
(17)	やまなし観光推進機構事業費補助金 ・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		66
(18)	SNSを活用した海外向け情報発信事業費		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
(19)	日本観光振興協会負担金・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		72
(20)	富士の国やまなし観光ネット情報発信事業	費			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		73
(21)	外国人誘客促進アプリシステム運用管理事	業	費		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	76
(22)	ウォーキングアプリを活用した県内周遊観	光化	足i	佳事	業	費				•	•			•		78
(23)	富士の国やまなしスポーツコンシェルジュ	设计	置	事為	賃	į	•			•	•			•		80
(24)	南アルプス山岳交通適正化協議会負担金				•	•	•			•	•			•		81
(25)	富士川観光センター運営費 ・・・・・・		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	85
(26)	南アルプス山岳安全推進事業費補助金・				•	•	•			•	•			•		89
(27)	オリンピック・パラリンピックおもてなし	٦t	句_	上事	業	費			•	•	•	•	•	•	•	92
(28)	峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補	助	金		•	•	•			•	•	•	•	•	•	94
(29)	峡東地域ワインリゾート構想推進モデル事	業	費补	甫且	力金	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•		97
(30)	 峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費補	助	金		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		101
(31)	安全登山推進事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		104
(32)	安全登山対策検討事業費・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	110
(33)	富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業	費	補目	功多	<u>></u>	•	•	•	•	•	•		•	•		113
(34)	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		116
(35)	観光施設維持補修費 ・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		120
(36)	観光施設維持管理費 ・・・・・・・・		•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	124
(37)	富士北麓駐車場運営費・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		126
(38)	信玄公祭り開催費 ・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		129
(39)	富士スバルライン適正利用者普及啓発事業	費			•	•	•			•	•	•	•	•	•	132
(40)	経常経費(観光資源課)・・・・・・・					•	•			•				•	•	134
(41)	山梨県忠清北道姉妹締結 25 周年交流事業費	Ī	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	136
(42)	外国青年招致事業費 ・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		138
(43)	海外来県者対応経費・・・・・・・・・・				•	•	•			•	•			•		140
(11)	国際交流センター指定管理経費 ・・・・															145

(45)	国際交流センター放	钷設修繕費	•	• •	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	148
(46)	每外技術研修員受。	∖事業経費	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	149
(47)	自治体職員協力交流	流事業経費	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	153
(48)	やまなし多文化共生	上推進協議会	開	崔経	費			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	154
(49)	パスポートセンタ-	- 管理委託経	費	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	155
(50) -	その他の事業経費	(国際観光交	流詞	果)		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	157
(51) i	通訳ガイド提供体制	訠整備事業費	į		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	159
(52)	オリンピック・パラ	ラリンピック	おき	もて	な	しぇ	力向	上	事	業:	費	•	•	•	•	•	•	•	•	161
(53)	関東観光広域連携=	キャンペーン	事	業費		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	165
(54)	国際観光振興機構賃	負担金 ・・	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	167
(55)	外国語観光ガイド ³	マップ作成費	į		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	168
(56)	国際観光トップセ-	ールス事業費	į		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	171
(57)	フィリピンインバワ	ウンド観光推	進	事業	費			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	173
(注1)	金額の表示単位未	満は切り捨て	. t	比率 (の₹	長示	単	位え	ト 清	計は	四:	捨君	〕入	ات	ょ	1) =	表記	15	って	. l l
	る。このため、本語	報告書中の数	値は	:、県	の	公司	表数	値	لألح	耑娄	奴処	理(こよ	ָ (ו	差	が	生	じー	てし	る
	場合がある。																			
(注2)	本報告書中の一般	会計・特別会	計の	金額	言に	は、	公	営:	企業	業特	詩別	会記	†σ.)歳	出	金	額	t:	含ま	₹ħ
	ていない。																			

第1章 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

観光部が所管する事務事業の執行及び管理について

3 事件(テーマ)を選定した理由

近年、山梨県を訪れる観光客は増加し、平成 29 年には過去最多の 3,216 万人を記録し、 自他ともに認める観光立県である。今後、東京オリンピック、パラリンピックを控え、ま すます観光客の増加が予想される。

山梨県は、平成23年に「おもてなしのやまなし観光振興条例」を制定し、旅行者の立場に立って、「おもてなし戦略」をはじめ種々の取り組みを行ってきた。また、平成28年3月には、「やまなし観光産業活性化計画」を策定し、「観光を産業として捉える」という考え方に立って、地域経済の活性化と雇用の創出を図ってきた。

これらの点をふまえ、山梨県の観光行政に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また効果的かつ効率的に実施されているかどうかを検証することは有用であると判断し、本年度の監査テーマとして選定した。

4 監査の対象部署

- (1)観光部観光企画課
- (2)観光部観光プロモーション課
- (3)観光部観光資源課
- (4) 観光部国際観光交流課
- (5)山梨県パスポートセンター
- 5 包括外部監査の対象期間

平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日) ただし、必要に応じ平成 30 年度及び過年度の実績等も参考とした。

6 包括外部監査の方法

(1)監査の重点及び着眼点

- ア 事務執行及び管理が法令、条例、規則等に基づき適正に実施されているか
- イ 事務執行及び管理が事業計画等の達成のために有効かつ効率的に行われているか
- ウ 事務執行及び管理に係る支出の経済性は適切か
- エ 執行された事務の成果について、適切な基準により評価されているか
- オ 措置の内容が指摘及び意見の趣旨と整合しているか

(2) 主な監査の手続

- ア 関連諸法令、諸規定等の閲覧、内容検討
- イ 関係部署への事前調査の実施、分析
- ウ 関係部署への質問
- エ 関係帳簿及び証拠書類の閲覧、検討、分析
- オ その他必要と認めた手続

7 包括外部監査の実施期間

平成30年7月27日から平成31年2月28日まで

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	税理士	三神 治彦
包括外部監査人補助者	弁護士	池田 理恵
	弁護士	小笠原 亘
	税理士	尾方 智紀
	税理士	小口 亮平
	税理士	五味 さち子
	税理士	末木 徳夫
	税理士	鈴木 博之
	税理士	藤原 徳仁
	税理士	前田 安正
	税理士	松野 俊一

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

1 山梨県の観光の概要

(1)山梨県の魅力

地勢

山梨県は、周囲を急峻な山々に囲まれおり、北東部に秩父山塊、西部に3,000メートル級山々からなる赤石山脈(南アルプス)、南部には日本一の高峰富士山(3,776メートル)、そして、北部には八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を引いている。これらの山地は、山岳、森林、湖沼、渓谷などの優れた景観に富み、富士箱根伊豆国立公園をはじめ3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、2つの県立自然公園に指定されている。

また、名水百選(環境庁(当時)選定:昭和60年)に3つ、新・名水百選(環境省選定:平成12年)に4つも選ばれるなど清澄な水に恵まれている。

農業

山梨県は、東京圏に近い立地条件や変化に富んだ自然条件を活かし、果樹、畜産、野菜、花きなど特色ある産地を形成している。なかでも、果樹が農業生産額の5割以上を占め、ぶどう、もも、すももは全国一の生産量を誇っている。

また、平成 29 年 3 月には、峡東地域が「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」 として日本農業遺産に認定されている。

林業

山梨県は、世界的な森林認証制度であるFSC森林管理認証を取得した県有林をはじめとして、森林が県土の約78%を占める全国有数の森林県である。また、森林の持つ様々な働きを一層発揮させるため、複層林や広葉樹林の造成、長伐期施業などの取り組みも進め、さらに、シイタケ、タケノコ、ワサビなど、特用林産物の生産も行っている。

また、「企業の森」等、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む場として利用され、 山梨県への来訪のきっかけづくりとなっている。

地場産業

山梨県には、産地ブランド「Koo-fu」に代表され、日本一の産地であるジュエリー産業、EUへの輸出がはじまった「甲州ワイン」に象徴され、多くのワイナリーが集積するワイン産業、甲斐絹に代表される織物産業など、個性ある地場産業が展開されている。

また、「甲州印伝」や「市川和紙」、「西嶋和紙」、「雨畑硯」など全国に誇れる山梨県の風土に根差した伝統工芸品が数多くある。

国際交流

山梨県では、昭和35年に全国に先駆けてアメリカ合衆国アイオワ州と姉妹締結を行い、その後、ブラジル連邦共和国ミナス・ジェライス州、中華人民共和国四川省、大韓民国忠清北道、フランス共和国ソーヌ・エ・ロアール県と姉妹・友好締結を行っている。また、県内の多くの市町村が、海外の都市と姉妹関係があり、こうした地域を中心に国際交流が進められている。

文化遺産

山梨県には、国宝「大善寺本堂」、「清白寺仏殿」などの歴史的建造物や特別名勝「富士山」、「御岳昇仙峡」など数多くの貴重な文化遺産が存在し観光名所となっている。 また、ミレー・バルビソン派のコレクションでは世界でも有数な県立美術館をはじめ、

県立博物館など数多くの文化施設があり、多くの観覧者が訪れている。

(2)観光入込客数と観光消費額の概要

平成 29 年山梨県観光入込客統計調査報告書によると、平成 29 年の山梨県における観光 入込客数は、実人数で 3,216 万人と推計され、前年 3,205 万人を約 11 万人 (0.4%) 上回 り、過去最高を記録した。

(注)観光入込客とは、日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ない 者とし、観光地点及び行祭事・イベントに訪れた者のこと。

年度	観光客数 (万人)	観光消費額(億円)	備考
平成 29 年	3,216	4,133	
平成 28 年	3,205	4,157	
平成 27 年	3,146	3,967	
平成 26 年	3,002	3,573	
平成 25 年	2,968	3,290	富士山世界遺産登録
平成 24 年	2,735	3,013	
平成 23 年	2,355	2,355	東日本大震災
平成 22 年	2,569	2,475	

【山梨県の観光入込客数と観光消費額の推移】

平成 29 年は、10 月の長雨や週末の台風接近等の影響によるマイナス要因があったものの、世界遺産富士山の継続的な人気や、外国観光客の増加などにより観光入込客数は、過去最高であった前年を上回る結果となった。また、観光消費額は、4,133 億円となり、前年より 20 億円程度減少したものの、4,000 億円を突破している。

2 山梨県の観光政策の概要

(1)おもてなしのやまなし観光振興条例の制定

平成23年11月に「地域への誇りと愛着に基づくおもてなしを県民総参加により推進し、 旅行者がやすらぎと感動を覚え、再び訪れたいと思う魅力ある地域づくりを進めること等 により県の観光の振興を図り、もって観光産業が県の基幹的な産業として発展することを 通じて、県経済の発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的(第一条 目 的)」に、おもてなしのやまなし観光振興条例は制定された。

おもてなしのやまなし観光振興条例に、6つの基本理念(第三条 基本理念)と、4つの観光振興に関する基本施策(第九条から第十二条)が掲げられている。

(基本理念)

観光振興は、「おもてなし」が重要

観光の振興は、県民等が地域の自然、歴史、文化等に対する理解と関心を深め、誇りと愛着をもち、おもてなしを実践することが重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

観光振興は、県民総参加での推進が重要

観光の振興は、県民総参加により、推進されなければならない。

観光振興は、県経済の発展のために重要

観光の振興は、観光産業が、商業、工業、農業等の産業と関連を有する産業であり、 県経済の発展の上で重要な役割を担っているという認識の下に、推進されなければな らない。

観光振興は、人材の育成が重要

観光の振興は、おもてなしの意義を深く理解し、おもてなしに関する普及啓発活動に主体的に取り組むことができる人材その他の観光の振興に寄与する人材の育成が重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

観光振興は、地域の環境や資源の保存・保全が重要

観光の振興は、将来にわたる持続的な観光の発展を実現するためには、良好な自然環境及び景観の保全並びに歴史的又は文化的資産の保全を図ることが重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

観光振興は、常に安全・快適への配慮が重要

観光の振興は、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての者が利用できるように施設又は設備を設計すること等をいう。)の観点等を踏まえ、全ての旅行者が常に安全かつ快適な旅行ができるよう配慮することが重要であるという認識の下に、推進されなければならない。

(観光に関する基本施策)

おもてなしの推進

- ア 郷土教育・人材育成の充実
- イ 地域の良好な景観の形成並びに施設の整備、適切な管理等
- ウ 地域の特産物の活用並びに歴史的又は文化的資産の保存及び活用
- エ 県民等のおもてなしに取り組む気運の醸成

多様な観光の推進

- ア 旅行者のニーズの把握
- イ 多様な観光の形態の創出、普及等
- ウ 都市農村交流等の促進

外国人旅行者の来訪の促進

- ア 外国人旅行者の誘客促進
- イ 国際交流の促進

広報宣伝及び情報提供

- ア 広告宣伝の充実強化
- イ (県内旅行者への)情報提供の充実強化

(3)やまなし観光推進計画の概要

平成24年3月におもてなしのやまなし観光振興条例第13条の規定に基づき、本県の観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、やまなし観光推進計画が策定された。県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等が一体となり、観光を推進していくものとされている。

やまなし観光推進計画において、観光振興の総合的な目的を「やすらぎと感動の山梨」と掲げられた。県民の温かな接待や、地域固有の美しい景観や地域の特産物、伝統芸能などで旅行者をもてなす「山梨ならではのおもてなし」により、旅行者にやすらぎや満足を超えた感動を与えられる山梨県を目指すこととしている。

「やすらぎと感動の山梨」を実現するために、 旅行者、 地域、 インバウンド観光 の3つのジャンルごとに、それぞれ次の目標を設定した。

旅行者に対する目標・・・・・・「旅行者の笑顔あふれる山梨」

県民や観光事業者等によるおもてなしに触れ、特色ある地域資源を活用した多彩な観

光商品を楽しむことにより、感動を得て、また来訪したい、住んでみたいと思える地域 を目指す。

地域に対する目標・・・・・・・「地域がいきいきしている山梨」

県民が、住んでいる地域の価値や魅力を十分に理解し、地域に対する愛着や誇りを持って生活することにより、住民同士も来訪者にも明るく接する、生き生きした地域を目指す。

また、観光産業が基幹的な産業として発展することにより、多くの関連産業が活性化 し、様々な人が集い、様々な出会いや交流が生まれ、賑わいや活気ある地域が形成され ることを目指す。

インバウント観光に対する目標・・・「海外の人々が訪れたくなる山梨」

富士山(平成25年6月22日に世界文化遺産に登録)をはじめとする本県の観光地がよく知られるようになることを目指す。

また、外国人旅行者も不自由なく旅行が楽しめる環境が整備され、地域の人々とのふれあいを通じて、ゆっくりと滞在し、また訪れたいと思える地域となることを目指す。

(4)観光振興における施策の基本的な方針

おもてなしの推進

おもてなしのやまなし観光振興条例では、「おもてなし」を、「旅行者の立場に立って、 次に掲げる行為により旅行者をもてなすこと」と定義している。

- ・温かな心配りによる接待
- ・地域の良好な景観の形成並びに施設の整備、適切な管理等による旅行者の安全性、 利便性及び快適性の確保
- ・地域の特産物の活用並びに歴史的又は文化的資産の保存及び活用
 - ア郷土教育・人材育成の充実

地域の魅力や価値を学び、地域に対する愛着や誇りを育むため郷土教育の充実を図る。

魅力ある地域づくりを担う層の厚い人材の育成を支援する。

観光事業者による良質なサービスの提供、県民による観光ガイドや交流などにより旅行者を温かくもてなす。

イ 地域の良好な景観の形成並びに施設の整備、適切な管理等

富士山や昇仙峡などに代表される自然景観を美しく保全するとともに、果樹園等の農地、古民家のたたずまいを残した集落、町並み、沿道や個人の庭先など、観光旅行者の目に触れる景観を美しく整えることで旅行者をもてなす。

また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、トイレ、案内板や歩道等の

必要な施設の整備や適切な管理を行うことにより旅行者の安全性・利便性・快適性の確保を図る。

- ウ 地域の特産物の活用並びに歴史的又は文化的資産の保存及び活用 地域の歴史や文化、農業、食、地場産業など地域固有の特色ある資源を発掘し 魅力の向上を図り、観光の振興に資する資源として有効に活用して地域や旅行自 体の魅力を高め、旅行者をもてなす。
- エ 県民等のおもてなしに取り組む気運の醸成

おもてなしの重要性について県民等の理解と関心を高めるため、2月1日から7日を「おもてなし推進週間」と定め、おもてなしに取り組む気運の醸成に向けて「おもてなしのやまなし県民大会」を開催する。

また、おもてなしの推進に顕著な功績のあった県民等に対する表彰、おもてな しに関する事例の紹介等により、県民等に広くおもてなしの周知を図り、おもて なしの実践活動に結び付ける環境づくりを行う。

多様な観光の推進

近年の観光は、個人やグループを中心とした体験・学習型の旅行が中心となっており、併せて旅行者の旅行ニーズも多様化、高度化している。こうした動きを的確にとらえ、他地域との競争の中で本県への誘客促進を図っていくため、本県の独自の強みである、東京圏の近くにありながら、富士山、南アルプス、八ヶ岳など豊かな自然に恵まれていること、もも、ぶどう、さくらんぼなどのフルーツに代表される美味しい農産物があること、ワイン、ジュエリー、織物など世界に誇りうる地場産業が展開されていること、貴重な自然環境の中で健康美を追求したり、様々なスポーツが楽しめることなど、個性ある豊富な地域資源を十分に活かすとともに、一方で常に新しい観光資源の開発に取り組みながら、旅行者にとって魅力あふれる様々な体験プログラムや着地型旅行商品をラインナップして、本県の魅力を余すことなく十分に堪能できる多様な観光を展開する。

ア 旅行者のニーズの把握

本県の資源を活用した新たな旅行形態を生み出すためには、旅行者からのニーズを的確に把握する必要がある。旅行者から直接聞き取り調査を行うアンケート調査等を通じて旅行者からの情報を集め、旅行者のニーズに基づいた多様な旅行商品の創出を図る。

イ 多様な観光の形態の創出、普及等

本県は、東京圏に隣接する位置にありながら、四方を富士山をはじめとする 3,000 メートル級の山々に囲まれ、県土の約 78%を森林で占めている。豊かな自然やもも、 ぶどう等の果樹が織りなす四季の表情は大変美しく、その中で、果物、ワイン、ジュエリー、ミネラルウォーター、織物、印章、和紙等、本県が誇れる数多くの特産 物が生み出されるとともに、県内各地では、伝統的な祭りや多彩な行事が行われて いる。

こうした、地域の自然環境、歴史、文化、産業等の特色ある資源を活かし、地域 ブランドツーリズムなど、地域の特性と旅行者のニーズを融合した多様な旅行形態 の創出や普及を支援する。

ウ 都市農村交流等の促進

東京圏に隣接し、中央自動車道、JR中央線などを利用することにより、容易に訪れることができるアクセスの優位性や、都会では見ることができない山岳景観、また豊かな自然や果物をはじめとする様々な農産物、食文化や伝統工芸などの農山村資源等を活かし、交流人口の増加等による地域の活性化を図るため、都市農村交流や二地域居住を促進する。

外国人旅行者の来訪の促進

外国人旅行者に人気の高い富士山を有し、成田(羽田)空港から富士山を経由して関西空港に至る、いわゆるゴールデンルートに組み込まれており、これまでにも多くの外国人旅行者が来県している。今後、更なる外国人旅行者の来訪を促進するとともに、本県を訪問した外国人旅行者に再び訪れてもらえるよう、様々な施策を展開する。

ア 外国人旅行者の誘客促進

日本や本県に関する情報が少ない海外の人々に対して、本県の魅力をアピールするとともに、訪日旅行を企画する国内のランドオペレーターや旅行販売窓口となる海外の旅行会社に本県の観光情報を提供するため、東アジアや東南アジアをターゲットとしたプロモーション活動を展開する等の施策を実施する。

また、外国人旅行者が快適に旅行を楽しめるよう、看板や案内標識等の多言語化、 宿泊施設や交通機関等での外国語対応、通訳ガイドの養成など受入体制の整備を行 う。

イ 国際交流の促進

県民と海外の人々がそれぞれの国や地域の歴史、文化等に関する相互理解を深め、 国際感覚に優れた人材を育成することは、外国人旅行者を温かく迎える環境づくり としても重要なことから、県内自治体と姉妹友好関係のある地域を中心とした文化 交流や青少年交流等の国際交流施策を推進する。

広報宣伝及び情報提供

本県には、多くの魅力的な観光資源があり、各観光地、観光施設でも国内外からの旅行者の来訪促進のために様々な話題づくりをしている。こうした観光資源や本県の魅力を国内外の旅行者や旅行業者に情報として伝える。

ア 広告宣伝の充実強化

国内外の旅行者の来訪を促進するため、ホームページや雑誌等の多様な媒体を活

用し、本県の魅力を広報宣伝する。

イ (県内旅行者への)情報提供の充実強化

本県に来訪中の旅行者に対して、必要な現地の観光情報を適時適切に提供することが旅行の満足度の向上、質の向上にもつながることから、富士の国やまなし観光ネット(山梨県の観光や物産に関するホームページ)の充実、バスコンシェルジュシステム(地域のバス停から当該地域の観光資源や交通システムに関する情報を携帯電話に提供するシステム)の案内情報サービスの充実等を図る。

(5)ダイナミックやまなし総合計画(平成27年12月制定)における位置づけ

ダイナミックやまなし総合計画においては、地域産業元気創造プロジェクトに「地域資源を最大限に活かす観光の推進」として掲げられている。

その中で、基本的な考え方として、「活力ある地域づくりに不可欠な交流人口の拡大を図るためには、個性豊かな地域産業の連携を強化しながら、魅力ある地域資源を最大限に活用することにより、県内各地を周遊する滞在型の観光を推進する必要があります。

このため、滞在型観光の受け皿となる観光産業を活性化させるとともに、農林業や地場 産業など様々な産業を結び付け、本県ならではの観光を強力に展開します。また、世界遺 産富士山など県内各地の観光資源の魅力を高める取り組みや国内外へのプロモーション活 動、増加が見込まれる外国人観光客の受入環境整備などに積極的に取り組みます。」とされ ており、おもてなしのやまなし観光推進計画を踏まえたものとなっている。

平成 28 年 3 月にやまなし観光推進計画の観光産業活性化分野の行動計画として、やまなし観光産業活性化計画が策定された。

(6) やまなし観光産業活性化計画(平成28年度から平成30年度)の概要 計画作成の趣旨

- ・観光産業は、宿泊・飲食(サービス業)交通(旅客運輸業)土産物(製造、小売 り業)など多岐にわたり裾野が広い産業であり、地域経済や雇用への影響が大きな 産業である。
- ・観光産業は、農業、林業、地場産業等他の産業連携の核として地域活性化に貢献する重要な産業である。
- ・生産性の向上や人材育成など、産業としての成長性に欠くことのできない課題に積極的に取組む必要がある。

基本方針と主な取組み

- ア 観光産業の「稼ぐ力」を高め、「働く魅力」を高める
 - a 地域の取り組み
 - ・国内旅行の促進(滞在価値、滞在時間の拡大)

地域の価値創造(地域資源を観光資源へ) 滞在・周遊観光の促進(リゾート型、周遊型) 冬の観光の強化(入込客数の平準化) 平日の観光の強化(入込客数の平準化)

- ・インバウンド観光の促進(受入環境整備、消費拡大) 多言語化等受入環境の整備 免税店の拡充支援
- ・人材育成・人材確保 人材育成(県立大学との連携など) 人材確保(インターンシップの推進)
- b 企業の取り組み
 - ・経営環境の確立(労働環境、施設整備、金融) 経営支援(観光産業に特化した支援体制の検討など) 金融支援(県融資制度の活用、ファンド等の活用促進)
 - ・他産業と連携した付加価値、経済波及効果の拡大 宿泊施設等における県産食材の使用促進 県産食材を使用した「食」の全国 P R (イメージアップ)
- イ 長期的な視点での観光財産の創出
 - a おもてなしマインドの醸成
 - b 観光インフラの整備
 - c 観光の重要性、将来性等の情報発信
- ウ 推進体制の整備
 - a やまなし観光推進機構のDMO候補法人への登録推進
 - b 県内各地のDMOに対する取り組みへの支援
- 3 観光部の概要

観光部の概要及び各課の分掌事項は次のとおり。

(1)観光企画課

(総務経理担当)

観光部内の予算経理及び総務 旅行業の登録及び指導

(企画・おもてなし推進担当) おもてなしの推進 やまなし観光産業活性化計画、推進計画の推進 観光客動態調査

(2)観光プロモーション課

(誘客促進担当)

公益社団法人やまなし観光推進機構に関すること 観光キャンペーンの推進

ツアー造成の促進

受入体制の促進

富士の国やまなし観光ネット及び FUJISAN ACTIVITIES の管理運用

(やまなしブランド推進担当)

やまなしブランドの推進

やまなしブランド推進プロジェクトチームの運営

やまなし観光PRの強化

県産品販路拡大の推進

富士の国やまなし館及びレストラン Y - wine の管理運営 山梨県地場産業センター(かいてらす)に関すること フィルム・コミッション

(3)観光資源課

(観光資源担当)

県有観光施設の維持管理

富士北麓駐車場の管理運営指導

観光施設の整備

南アルプスのマイカー規制

山岳観光の振興

モーターボート業の指導

(周遊観光促進担当)

広域周遊観光の促進

ニューツーリズムの促進

スポーツツーリズムの推進

各種ツーリズムの推進

信玄公祭り開催支援

(4)国際観光交流課

(国際交流担当)

姉妹友好地域との交流

姉妹友好地域との職員相互の派遣

海外県人会との連携

海外技術研修員の受入

青年海外協力隊への協力

海外の自治体等の職員の受入

NGO活動等の促進

国際協力団体の指導・育成

JETプログラム:語学指導等を行う外国青年の招致

県費留学生の派遣・受入

国際交流センターの管理

国際交流協会の指導・育成

市町村国際交流活動の促進

グローバルネットワークづくり

多文化共生の推進

(国際観光振興担当)

海外への誘客宣伝

外客誘致の促進

訪日教育旅行の促進

通訳案内士の登録及び指導

外国人観光客の受入体制の整備

(5)山梨県パスポートセンター

旅券申請書の受理・審査

旅券作成・交付

旅券取得にかかる相談

地域県民センター旅券窓口業務の指導・研修

旅券業務統計

4 山梨県の一般会計歳出予算

山梨県の平成 29 年度の一般会計歳出予算は、次のとおりとなっている(表中の平成 27 年度については、当初予算が骨格予算であることから、表中の数字は平成 27 年度 6 月現計予算を記載。)。このうち、観光部の所管する事業に関する予算額は、約 12 億円。

【山梨県一般会計歳出予算(款別)】

(単位:百万円)

	款		平成 25 年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
議	숲	費	1,036	1,029	1,039	1,017	1,020
総	務	費	35,370	33,474	31,052	34,248	31,478
民	生	費	51,150	51,176	49,161	54,237	56,390
衛	生	費	22,340	18,174	17,064	16,532	15,703
労	働	費	4,508	2,697	2,010	1,772	1,605
農林	水産業	業費	28,332	26,965	22,703	25,218	24,938
商	I	費	41,587	39,769	36,211	34,633	32,480
土	木	費	59,346	61,909	52,758	62,372	65,255
警	察	費	22,484	21,417	21,982	22,077	22,443
教	育	費	90,795	94,686	91,144	91,857	89,500
災害	復旧	費	2,737	2,597	2,593	2,630	2,588
公	債	費	86,217	86,867	88,115	88,493	84,577
諸っ	支 出	金	17,170	18,279	27,931	31,145	32,408
予	備	費	40	40	40	40	40
合		計	463,117	459,086	443,809	466,278	460,431

【山梨県一般会計歳出予算(性質別)】

(単位:百万円)

X		分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
行	政 経	費	230,832	230,455	240,631	246,211	246,636
(1)) 人件費		118,908	117,019	118,985	118,131	117,249
(2)) 扶助費		6,807	6,906	7,447	7,789	7,798
(3)) その他一般	般行政費	105,116	106,528	114,198	120,290	121,588
投	資 的 第	経 費	88,384	83,200	61,799	78,351	75,913
(1))普通建設	事業費	85,647	80,602	59,205	75,720	73,325
(2))災害復旧	事業費	2,737	2,597	2,593	2,630	2,588
公	債	費	86,109	86,751	88,007	88,384	84,434
積	立	金	925	1,492	1,079	4,742	5,069
出	資	金	0	150	0	0	0
貸	付	金	23,318	25,488	24,097	22,932	22,162
繰	出	金	33,506	31,508	28,153	25,616	26,174
予	備	費	40	40	40	40	40
合		計	463,117	459,086	443,809	466,278	460,431

5 監査対象の選定

原則として、下記に掲げる観光部所管の全ての事業を対象としている(なお、10万円以下の少額の事業は、監査対象から除外している。)。

(1)観光企画課

事業名ほか	予算額(千円)
職員給与費等(総務管理費)	142,776
社会活動費	478
職員給与費等(観光総務費)	321,651
経常経費(観光促進指導費)	17,980
観光客動態調査費	4,731
臨時職員等経費	2,626
観光推進会議開催事業費	320
おもてなし推進週間事業費	638
地域連携DMO整備推進事業費	40,152
おもてなし人材活用事業費	2,440
おもてなし推進事業費	1,141
観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金	2,500
合計	537,433

(2)観光プロモーション課

事業名ほか	予算額 (千円)
「やまなしサポーターズ倶楽部」開催費	6,351
「食」のやまなし情報発信事業費	22,000
富士の国やまなし観光PR強化事業費	16,760
やまなし観光物産情報発信事業費	42,209
やまなしのワインと食魅力発信事業費	14,998
映像産業招致推進事業費	10,811
ツアー造成促進事業費	1,937
やまなし観光推進機構事業費	94,568
SNSを活用した海外向け情報発信事業費	1,633
富士の国やまなしスポーツコンシェルジュ設置事業費	524
日本観光振興協会負担金等経費	836
富士の国やまなし観光ネット情報発信事業費	9,773
外国人誘客促進アプリシステム運用管理費	3,280
ウォーキングアプリを活用した県内周遊観光促進事業費	2,160
合計	227,840

(3)観光資源課

事業名ほか	予算額(千円)
南アルプス山岳交通適正化協議会負担金	3,500
経常経費 (地場産業地域振興対策費)	1,000
富士川観光センター運営費	18,211
南アルプス山岳交通安全推進事業費補助金	500
オリンピック・パラリンピックおもてなし向上事業費	706
峡東地域ワインリゾート構想推進事業費	2,120
峡東地域ワインリゾート構想推進モデル事業費	2,031
峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費	1,000
富士スバルライン適正利用普及啓発事業費	2,042
安全登山対策検討事業費	715
安全登山推進事業費	10,139
富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金	950
おもてなし森林景観創出事業費	62
経常経費(富士の国やまなし観光振興施設整備事業費)	1,200
富士の国やまなし観光振興施設整備補助金	60,000
観光施設維持補修費	35,590
富士スバルロッジ周辺整備事業費	8,535
観光施設維持管理費	7,674
富士北麓駐車場運営費	38,497
信玄公祭り開催費	30,182
合計	224,654

(4)国際観光交流課・山梨県パスポートセンター

事業名ほか	予算額(千円)
山梨県四川省友好促進事業費補助金	884
職員相互派遣事業費	4,222
外国人留学生相互派遣事業費	3,142
災害見舞金	2,000
山梨県忠清北道姉妹締結 25 周年交流事業費	8,556
経常経費(国際交流推進事業費)	3,500
語学指導等を行う外国青年招致事業費	21,006
山梨県国際交流協会事業費補助金	700
海外来県者対応経費	2,000
国際交流センター指定管理経費	36,796
国際交流センター施設修繕費	1,493
海外県人会等活動促進事業費補助金	1,229
海外技術研修員受入事業経費	9,246
自治体職員協力交流事業経費	2,151
やまなし多文化共生推進協議会開催経費	185
経常経費(渡航事務費)	1,400
パスポートセンター管理委託経費	785
パスポートセンター人件費	20,181
その他の事業経費	2,069
オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費	1,260
関東観光広域連携キャンペーン事業費	2,317
通訳ガイド提供体制整備事業費	7,000
経常経費(国際観光推進費)	1,200
「国際観光テーマ地区」三県協議会負担金	1,000
国際観光振興機構負担金	680
外国語観光ガイドマップ作成費	1,400
国際観光トップセールス事業費	9,965
フィリピンインバウンド観光推進事業費	3,000
合計	149,367

第3章 実施した監査手続の概要

1 実施した監査手続

(1)監査対象の選定

「第2章 包括外部監査対象の概要」の「5 監査対象の選定」を参照。

(2)支出関連資料の検討

選定した事業について、監査対象となる所属より次の書類を入手、閲覧し、関連法令等への準拠性を確認した。

- ・支出負担行為伺い
- ・契約書
- ・委託業務仕様書
- ・業務完了報告書
- ・根拠規定(補助金交付要綱等)
- ・補助金交付申請書(事業計画書等の添付書類も含む)
- ・補助金交付決定通知書
- ・実績報告書
- ・支出命令書
- ・その他必要と認められる資料

(3)担当所属へのヒアリング

監査対象所属から提出を受けた(2)の書類について検討を行い、生じた疑問点、不明点等について、追加資料の徴収・ヒアリングを実施した。

第4章 監査の指摘及び意見

1 監査結果の概要

本章では、監査手続を実施した結果、本報告書で取り上げることとした指摘及び意見の 詳細について述べる。

なお、本報告書においては、監査の結果(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)を「指摘」、 監査の結果に添えて提出する意見(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)を「意見」として記載している。

本監査における指摘及び意見については、指摘35件、意見55件である。 指摘及び意見を内容で分類すると次表のとおりとなる。

内 容	指摘	意 見	合 計
事業執行・管理の適正性に関する事項	27 件	14 件	41 件
事業執行・管理の有効性・効率性に関する事項	1件	13 件	14 件
事業執行・管理の経済性に関する事項	5件	13 件	18 件
事業成果の評価に関する事項	2件	15 件	17 件
措置に関する事項	0件	0件	0件
合 計	35 件	55 件	90 件

2 全般的事項に係る監査結果(意見)

(1)公益社団法人やまなし観光推進機構について

山梨県の観光行政において公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。)が果たしている役割は非常に大きい。機構の目的は、山梨県内における観光事業及び物産事業の健全な振興を図り、地域産業及び文化の発展に寄与し、もって県民福祉の増進を図ることである。

そのために、県は機構の運営及び機構が行う事業に対し、補助金を交付し、また委託を 行っている。

今回の包括外部監査で見たところによると、県は機構に対し、1億円を超える補助金を 交付している。県と機構が連携して行う事業では、県と機構が負担する費用割合は、過去 の慣行にもとづいており、その根拠が不明確である。実績報告の検証も不十分である。ま た、機構はその事務局を県庁舎の中においており、行政財産の無償による使用許可を知事 から得ている。

機構が果たしている役割は理解できるが、県も認めているとおり機構は県とは別の組織

である。県と機構との費用負担の明確化及び実績報告の検証を強く望む。

(2)指定管理運営費について

指定管理者との基本協定書において、指定管理者は指定管理業務とそれ以外の業務を行う場合にあっては、指定管理業務に係る金銭については、専用の口座で管理しなければならないとされている。しかしながら、専用の口座が設けられていない事業が複数みられる。指定管理者との契約は5年契約であり、県は毎年指定管理者から実績報告を受けているのであるから、指定管理者に対する指導、監督を徹底する必要がある。

(3) 実績報告書の提出期限について

実績報告は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うこととなっている。

しかるに、経費支出完了日、事業効果の算定のためのアンケート回収日等事業によって この「補助事業の完了の日」の解釈がまちまちである。

実施要綱等で事業完了日を明確にする必要がある。

3 個別事項に係る監査結果(指摘及び意見)

次のとおり、個別事項の監査結果を報告する。

(1)職員給与費等(観光企画課)

1 概要

(1)対象事業

対象となる事業は、ア 総務費の共済費に区分される臨時職員の社会保険料事業主負担分、臨時職員の労働保険料 イ 職員の児童手当 の支出である。

臨時職員は、地方公共団体の常勤職員が加入対象となる地方公務員共済組合の組合員としての資格を有さず、健康保険及び厚生年金保険の加入者となる。また、児童手当は、公務員は所轄庁から支給されることとなっている。観光部内のこれらの事務を観光企画課が行っている。

(2)根拠法令・条例・要綱等

共済費 健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

児童手当 児童手当法

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則

2 検討

提示された下記書類の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、法令等に従った処理がな されているかについて確認を行った。

(1)閲覧書類

ア 共済費

- ・社会保険料の事業主負担及び被保険者負担計算資料
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金保険の保険料額表
- ・労働保険 29 年度概算・28 年度確定申告書

イ 児童手当

- ・児童手当・特例給付 受給者台帳
- ・児童手当・特例給付 支給額一覧表

·児童手当·特例給付 支給額内訳表

3 指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(2)経常経費(観光企画課)

1 複写機の複写サービスに要する経費

(1)概要

県観光部に設置されている複写機4台につき、機器の保守・メンテナンス・消耗品の供 給等を含む複写サービス契約を締結し、毎月の使用枚数に応じたチャージ料金を支出する もの。

(2)検討

利用した枚数に応じてチャージ料金が発生するものであり、複写サービス契約書、請求書、支出命令書一式を精査したが、特に不適切な点は見当たらなかった。

なお、職員による複写機の私的利用が懸念されたが、所定のカードを挿入して利用するシステムが採用されており、私的利用を防ぐ効果があるものと評価できる。

(3)指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

2 物品要求(平机等)

(1)概要

人員増に伴う平机1台の補充及び損傷した椅子1脚の交換のため、その代金を支出する もの。

(2)検討

見積合わせ(電子入札)の方法による随意契約がなされており、物品要求書一式、見積書、落札状況一覧、請求書、納品書、支出命令書一式を精査したが、特に不適切な点は見当たらなかった。

(3)指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

3 物品要求(パスポートセンター制服)

(1)概要

パスポートセンター職員8名に支給する制服の代金を支出するもの。

(2)検討

見積合わせの方法による随意契約がなされており、物品要求書一式、見積書、請求書、納品書、支出命令書一式を精査したが、特に不適切な点は見当たらなかった。

(3)指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

4 新聞・定期刊行物の購読に要する経費

(1)概要

日刊新聞紙及び積算資料につき、その購読料金を支出するもの。日刊新聞紙は山日、読売、朝日、毎日、日経、産経、日経流通、フジサンケイビジネスアイ、公明、赤旗でいずれも年払の前金払。

(2)根拠法令等

山梨県財務規則

地方自治法、地方自治法施行令

新聞購読料の前金払の適用について(通知)(出管第1629号)

(3)検討

法令上、日刊紙及び定期刊行物等の購読料については見積合わせが省略可能とされ、単独随意契約がなされており、請求書、支出負担行為伺い、支出命令書一式を精査したが、特に不適切な点は見当たらなかった。

もっとも、日刊新聞紙の数(10紙)が多いように思われたので、検討した。

新聞紙の種類及び数の選定基準はなく、課に任されている。山梨県の地域紙である山梨 日日新聞を主に、いわゆる五大紙と、ビジネス紙、政党の機関紙を選定している。課の担 当者によれば、選定理由は「多元的な情報収集のため」という一般的なものにとどまり、 紙ごとに個別具体的な選定理由があるわけではなかった。

多元的な情報収集という目的には合理性があるが、一般県民の直感的・感覚的評価として日刊紙 10 紙は多すぎる。具体的にみても、10 紙を毎日すべてチェックし、かつ有用な情報を取り出して課内で共有するには、各新聞間で情報の重複があることを差し引いても)かなりの時間と労力を要する。また、観光企画課として必要な情報は観光に関わる情報であり、観光情報に特化した紙誌の購読も有用と思われるところ、そのような紙誌は選定されていない。他方で、政党の機関紙など地方版のないタブロイド版には一般紙以上に観光に必要な情報が掲載されている蓋然性が低いが、特段の理由もなく選定されている。これらに鑑みれば、ただ漠然と多数の新聞紙を購読し、それをもって「多元的な」情報収集とうたっているにすぎず、コスト及び労力に見合った成果を得られているとは考えにくい。なお、政党機関紙の購読については、これをよしとしない住民から住民監査請求のなされた自治体もあるので、機関紙に対する公費の支出につき一般市民のコンセンサスが得られていないことを示すものとして参考にされたい。

(4)指摘及び意見

(意見)購読新聞紙の見直し

購読する新聞紙の選定及び数を見直すことを望む。

5 内外情勢調査会年会費に要する経費

(1)概要

本県が会員となっている一般社団法人内外情勢調査会の年会費を支出するもの。

(2)検討

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に 1954 年 12 月に設立された 団体で、全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図っているものである(平成 30 年 3 月末現在の会員数は 6,971 人)。平成 29 年度は小池百合子東京都知事の東京オリンピックを演題とした講演を含む懇談会が 10 回開催されるほか、月刊情報誌の配布がなされており、県をとりまく国内外の情勢についての情報収集のためのツールとしての一定の有用性はあるものと思われる。支出負担行為伺い、支出命令書、領収書等を精査したが、特に不適切な点は見当たらなかった。

(3)指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

6 観光部車両借り上げに要する経費

(1)概要

観光部が管理する公用車2台の他に、民間のレンタカー1台を4月~6月の3か月間借り上げて利用し、その代金を支出するもの。

(2)検討

見積合わせの方法による随意契約がなされており、見積書、請求書、支出負担行為伺い、 支出命令書一式を精査したが、特に不適切な点は見当たらなかった。

もっとも、本件車両借り上げは、財産管理課の集中管理にかかる公用車を利用するよりも民間のレンタカーが安価であるという理由でなされている。集中管理の公用車は1キロメートルあたり90円の料金がかかるため、観光部の車両利用実績に照らすと民間のレンタカーのほうが安価にみえるが、公用車を利用した場合の料金は財産管理課に収納され、実質的な公金の支出はないことになるから、公用車の利用が可能なのであればそれを利用すべきである。当該期間にかかる観光部の公用車及び集中管理の公用車の予約状況に関する資料をみても、公用車以外に民間のレンタカーを借りなければならないと思われる日はほとんどなかったと思われる。

もっとも、本件車両借り上げを最後に、現在は民間のレンタカーを借り上げて利用する ことは取りやめ、今後も借り上げは行わないこととし、レンタカー用の予約システムも廃 止したとのことであるので、指摘ないし意見はしない。

(3)指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

7 観光部精算旅費

(1)概要

公務のために旅行する職員・非常勤嘱託職員に対して旅費、宿泊費及び旅行雑費を支給 するもの。

(2)根拠法令等

山梨県職員旅費条例 山梨県職員旅費支給規則 山梨県職員旅費支給規程 旅費質疑応答集(人事課)

(3)検討

旅費請求書、計算書、内訳表、支出命令書一式、旅行命令簿、復命書を精査したが、旅行雑費(1,200円)の計上過誤や細かい計算ミス(いずれも支出前に訂正済み)が散見される以外に特に不適切な点は見当たらず、法令に基づき適切に支給されている。

旅費の計算においても、割引率の高いあずさ回数券を常に使用するなど、合理的かつ最 も安価な料金で計算されているものと評価できる。

(4)指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(3)臨時職員等経費(観光企画課)

1 概要

(1)対象事業

対象となる事業は、ア 臨時職員の賃金 イ 共済費に計上される非常勤嘱託職員の社会保険料事業主負担分、非常勤嘱託職員の労働保険料 ウ 雑部金として出金される非常 勤嘱託職員の社会保険料被保険者分 の支出である。

非常勤嘱託職員は、地方公共団体の常勤職員が加入対象となる地方公務員共済組合の組合員としての資格を有さず、健康保険及び厚生年金保険の加入者となる。また、本人負担として給与から徴収される社会保険料及び雇用保険料の被保険者分は、観光企画課から支出され雑部金に入金された後、事業主負担分と合算した保険料総額を会計課で処理するため、観光企画課において雑部金の支出事務が発生する。

(2)根拠法令・条例・要綱等

賃金 臨時職員取扱要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律

共済費 健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

2 監査手続き

提示された下記書類の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、法令等に従った処理がな されているかについて確認を行った。

(1) 閲覧書類

ア賃金

- ・臨時職員任用通知書、臨時職員任用更新通知書
- ・通勤届
- ・扶養控除等(異動)申告書
- ・平成 29 年度臨時職員賃金単価
- · 臨時職員賃金内訳表(賃金計算資料)
- ・年次有給休暇請求書等の勤務管理書類
- ・平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿

イ 共済費

- 社会保険料の事業主負担及び被保険者負担計算資料
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金保険の保険料額表
- ・労働保険 29 年度概算・28 年度確定申告書

(2) 職員の所属、勤務条件及び任用の更新に関するヒアリング

ア 職員の所属

臨時職員は4名で、観光企画課2名、観光資源課と国際観光交流課にそれぞれ1 名配属がされている。観光企画課の職員は2月11日に退職後、後任者1名を2月 13日に採用している。なお、観光資源課及び国際観光交流課の2名は育児休業代替 職員として任用した臨時職員である。

イ 勤務条件及び任用の更新

採用時又は任用期間の更新時には職員に任用通知書が交付されており、要綱に定

めた様式により作成されていることを確認した。また、再度の任用を繰り返すことで長期に勤務している臨時職員の有無を質問したところ、担当者より、職員の固定化を防ぐため、人事課の内規ではあるが、任用期間の合計は最長で3年までとされており、そのため観光部においても3年を超えて継続的に任用された臨時職員はいないとの回答を得た。

3 検討

(1) 育児休業代替職員として採用される臨時職員の再任用について

育児休業代替職員として採用された2名の再任用又は任用期間の更新状況は以下のとおりである。

なお、臨時職員任用通知書に記載されている業務内容は、2名とも事務補助である。

AΚ

平成 29 年 4 月 1 日 ~ 9 月 30 日

10月1日~12月31日 10月1日任用更新 12月31日退職

BΕ

平成 29 年 4 月 1 日 ~ 9 月 30 日

10月1日~12月25日 10月1日再任用

平成30年1月1日~3月31日 1月1日再任用

臨時職員取扱要綱第4条によれば、臨時職員にかつて採用された者で、退職の日から一月以上経過しない者を臨時職員に採用することはできない、と定められている。この定めに従えば、B氏の10月1日の再任用と1月1日の再任用は退職日からの経過日数が一月未満であるため要綱違反が疑われる。この点を県担当者に質問したところ次の回答があった。

- ア 臨時職員については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」(以下「育児休業法」という。)の臨時的任用(育児休業代替職員)により、育児休業の期間中において任用が認められている。
- イ 育児休業代替職員は、臨時職員取扱要綱第4条のただし書きにより、同条の適用は 除外されている。

(2) B氏再任用の「育児休業法」へのあてはめ

「育児休業法」においては、臨時的任用の任期は1年以内とされている。また、採用時に定めた臨時的任用の期間が育児休業請求者の請求期間に満たない場合には、当該請求期間の範囲内において更新することができるとされている。これをB氏の任用手続きにあてはめると、通算の任期は1年であり問題ないが、任用期間満了後に更新ではなく再任用としており、厳密には要件を満たしていないこととなる。

(3) B氏再任用の「臨時職員取扱要綱」へのあてはめ

臨時職員取扱要綱は、「育児休業法」に基づき臨時的に任用する職員の取扱いも対象としている。しかし、臨時職員取扱要綱には「育児休業法」に定める臨時採用者の任用期間を担保する規定が見当たらない。また、退職後の再任用を例外的に認める第4条のただし書きは、その職の特殊性により人事課長が特に必要と認めた場合と定めており職務の特殊性が要件となっている。これらをB氏にあてはめると、当初採用時の任用期間が6か月で、臨時職員取扱要綱に定める通常の臨時職員の任期と同じでありこの点は問題ない。しかし、再任用について、その職の特殊性により例外としていることは疑問が残る。本来正規職員が行う業務を担当することを職の特殊性と解釈しているが、業務内容が事務であることを鑑みると職務に特殊性があるとは言えない。

(4)結論

以上の検討によると、育児休業代替職員B氏の再任用手続きは育児休業法の任用期間の更新要件を満たさず、臨時職員取扱要綱の再任用の例外規定にもあてはまらない。よって、県が、上記3(1)ア、イを根拠として育児休業代替職員B氏の再任用手続きを適正と判断することは合規性に欠けると考えられる。

参考

地方公務員の育児休業等に関する法律

第6条(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

任命権者は、育児休業の期間又は育児休業の期間の延長の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第2号に掲げる任用は、当該請求に係る期間につい

て1年を超えて行うことができない。

- 一(略)
- 二 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 (略)
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が育児 休業の期間又は育児休業の期間の延長の規定による請求に係る期間に満たない 場合にあっては、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

臨時職員取扱要綱

第3条(任用期間)

臨時職員(短期的臨時職員を含む。以下同じ。)の任用(採用又は任用期間の 更新をいう。以下同じ)は、任用の開始の日の属する会計年度の期間内で定める。 第4条(欠格条項)

臨時職員にかつて採用された者で、退職の日から一月以上を経過しない者を臨時職員に採用することはできない。ただし、短期間臨時職員で直営工事の人夫及びこれに準ずる者を採用する場合又はその職の特殊性により、人事課長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

4 指摘及び意見

(指摘)育児休業代替職員の採用又は任用更新に関する臨時職員取扱要綱の整備

育児休業代替職員として採用した臨時職員の再任用について、現状は全庁的に臨時職員取扱要綱第4条のただし書に該当するものとして事務処理を行っているようである。しかし、ただし書きには該当せず、育児休業代替職員の再任用は要綱第4条の欠格条項から除外されない。県は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の臨時的任用(育児休業代替職員)期間の定めとの整合性がとれるよう育児休業代替職員に関する任用期間等について臨時職員取扱要綱を改正する必要がある。

(4)観光客動態調査費(観光企画課)

1 概要

(1)対象事業

当該調査費は、 山梨県観光客動態調査業務委託に要する経費及び 観光客アンケート 地点拡充調査業務委託に要する経費から成る。

(2)各事業の目的・趣旨

観光客の旅行ニーズや行動パターンが多様化する中、本県では、本県観光客の実態をより的確に把握し、分析を行うことにより、今後の観光施策や観光関係者の事業展開の基礎資料に供することを目的とした 山梨県観光客動態調査を例年行っている。この調査は観光庁が統計をとっているもので、観光庁策定の共通基準及び調査要領に基づき、全国の自治体で行われている。

本年度は、これに加え、DMOのデータ分析に基づいたマーケティング戦略を推進し、 今後の観光施策や観光関係者の事業展開の基礎資料に供することを目的とした 観光客ア ンケート地点拡充調査を行った。

(3)根拠法令・条例・要綱等

おもてなしのやまなし観光振興条例

観光入込客統計に関する共通基準及び調査要領(観光庁)

(4)委託する理由

効果的かつ円滑な実施には、調査の専門的なノウハウを持つ事業者に委託する必要があるため。

(5)契約方法等

山梨県観光客動態調査業務委託

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
∓ + +	(株)ライフパシ	(株)ライフパシ	(公財)山梨	(公財)山梨	(公財)山梨
委 託 先	フィックデザイン	フィックデザイン	総合研究所	総合研究所	総合研究所
	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年
±11.6/4.₩0.88	4月1日~	4月1日~	4月1日~	4月1日~	4月1日~
契約期間	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
契 約 額	4,536,000円	4,071,600円	4,730,300円	4,730,400円	4,730,400円
入札者	2者	2者	2者	2者	2者

観光客アンケート地点拡充調査業務委託

	平成 29 年度
±□ //a → >+	指名競争入札
契約方法	(10 者指名)
委 託 先	(株)ライフパシフィックデザイン
契約期間	平成 29 年 5 月 17 日 ~ 平成 30 年 3 月 30 日
契約金額	11,091,600 円
入 札 者	3者

2 検討

世界文化遺産富士山を擁する本県にとって、観光は重要な産業であり、観光客の動態調査及び分析は必要かつ有効な事業である。 は毎年実施されているが、調査観光地点が 10 地点のみであり、観光客の動態をより詳細に把握するためには地点を 43 地点に拡充する の調査を定期的に実施する必要がある。 は平成 29 年度に初めて実施された単年度事業であるが、3年から5年おきに実施する方向で検討されている。

これらの調査は、1年を通じて各調査観光地点に赴いて調査を行うものであり、専門の事業者に委託する必要性も認められる。

事業者の選定についても、指名競争入札による入札が行われており、その手続に不適切な 点は見当たらない。 調査の成果物としては、 については約100ページの「山梨県観光入込客統計調査報告書」が、 については500ページに及ぶ詳細な分析を盛り込んだ「観光客アンケート地点拡充調査平成29年度年間報告」が作成されている。とりわけ については、DMOにより当該調査結果について事業者に対する説明会が開かれるなど、成果物の有効活用も図られている。

なお、 を県の事業として業者に委託して行っている点については、当該事業がDMOからの提案で実施することとなった経緯があること、成果物の活用についても専らDMOが主体となって行っていることにてらせば、本来はDMOの事業として観光推進機構に補助金を出す形で行うほうがDMOの趣旨にも添うように思われる。もっとも、当該事業は単年度事業のため、指摘ないし意見はしない。

3 指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(5)観光推進会議開催事業費(観光企画課)

1 概要

(1)事業の目的・趣旨

おもてなしのやまなし観光振興条例に基づき、本県の観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県観光推進会議を設置する。

(2)根拠法令・条例・要綱等 おもてなしのやまなし観光振興条例 山梨県観光推進会議設置要綱

(3)創設年度/終期

平成23年度/終期なし

(4)経費

ア 平成 29 年度限度額 279,086 円、実績額 129,270 円

イ 費目

報償費 9,800 円 / 出席委員 1 名

旅費

需用費(食糧費)

2 検討

日本一の観光立県を目指す本県において、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するため、有識者や県民を委員とする委員会を設置することは必要かつ有用な事業であ る。

平成 29 年度の委員数は 18 名で、観光事業に関する学識経験者、県内の関係団体、市町村、公募による県民から構成されている。年に 1 ~ 2 回程度開催され、 6 ~ 7 割の出席をみており、過去の議題も適切なテーマが選定されており、会議体として健全に運営されているものと評価できる。

本会議については、開催の都度、出席委員に対して謝金及び旅費が支給されている。本委員会が山梨県観光推進会議設置要綱に規定する委員会であること、県の施策を推進し推進計画を策定するという委員会の役割に照らし、謝金及び旅費を支給することは必要かつ適切なものと評価できる。

しかしながら、その支給の根拠となるべき明確な規定が存在しない。そもそも公金の支出 は、条例等の明確な規定に基づかなければならないはずである。

担当課によれば、内部資料としての予算単価表を基準として支出しているとのことであるが、内部資料にすぎないものは支出の根拠として適当ではない。また、担当課は、委員への支給金は報酬でなく謝金であり、謝金は辞退される場合があるので条例で規定することが適切でないとするが、辞退を想定するのであれば、「支給することができる」旨の任意規定にすれば足りるし、条例で定めることになじまなければ本会議の設置要綱等に規定すればよい。

本会議は設置から既に7年を経ており、かつ今後も存続することを予定しているので、速やかに支給根拠規定と支給基準規定を設ける必要がある。

3 指摘及び意見

(指摘)講師報酬の支給根拠の明確化

委員の報酬(謝金)について、観光推進会議設置要綱に支給根拠規定と支給基準規定を設けるべきである。

(6)おもてなし推進週間事業費(観光企画課)

1 事業の内容

(1)大会の趣旨

県民総参加のおもてなしの推進により「住んで良かった、訪れてよかった」と思える活力に満ちた地域社会を実現するため、おもてなしの重要性に対する県民等の理解と関心を深めることを目的とする県民大会を開催する。

(2)大会の概要

主催	おもてなしのやまなし県民大会実行委員会			
内容	おもてなしのやまなし知事表彰			
	おもてなし講演会(基調講演)			
事業費 (大会開催費)	平成 29 年度実績 493,660 円			
	内訳			
	報償費 70,000 円 (講演会講師謝金)			
	旅 費 7,860円(講師旅費)			
	需用費 65,340 円(看板、花)			
	使賃料 350,460円(会場、スクリーン)			
事業費(大会開催費以外)	推進週間及び県民大会チラシ 99,792 円			

(3)大会開催の根拠条例

おもてなしのやまなし観光振興条例第9条第2項において、おもてなしの推進に顕著な功績のあった県民等に対する表彰、おもてなしに関する事例の紹介その他の事業を総合的に行うものとすると定められている。本条例に基づき、おもてなしのやまなし県民大会が平成23年度以降毎年開催されている。

(4)開催経費

開催経費の資料提示を求めたところ、県担当者より次のとおり回答を得た。

	開催日	開催経費	参加人数
第1回	平成 24 年 2 月 3 日	回答なし	約 400 名
第2回	平成 25 年 1 月 31 日	1,762,245 円	約 400 名
第3回	平成 26 年 1 月 30 日	631,693 円	約 230 名
第4回	平成 27 年 1 月 30 日	593,852 円	約 150 名
第5回	平成 28 年 1 月 29 日	598,990 円	約 100 名
第6回	平成 29 年 1 月 31 日	596,627 円	約 150 名
第7回	平成 30 年 1 月 31 日	593,452 円	約 150 名

- ・第1回の開催経費は、資料がすぐに出せないということで回答を得られなかった。
- ・参加人数は全て概算である。
- ・第3回まではパネルディスカッションと講演、第4回以降は表彰と表彰者の活動報告 及び基調講演を行っている。
- ・毎回随意契約によりベルクラシック甲府を会場として選定している。
- ・開催経費には、県民大会の開催費以外にチラシ作成費(内容:「おもてなし推進週間」及び「県民大会」)が含まれている。

(5)大会実施の承認手続き

おもてなしのやまなし県民大会実行委員会について

大会を開催するため実行委員会が設置され、おもてなしのやまなし県民大会実行委員会 設置要綱が定められている。実行委員はこの要綱で次のとおり定められている。

	分野	役職		
1	関係団体等	公益社団法人 やまなし観光推進機構 理事長		
2		甲府商工会議所 会頭		
3		富士吉田商工会議所 会頭		
4		山梨県商工会連合会 会長		
5		一般社団法人 山梨県バス協会 会長		
6		一般社団法人 山梨県タクシー協会 会長		
7		山梨県旅館生活衛生同業組合 理事長		
8		やまなし女将の会 会長		

	分野	役職
9	市町村代表	山梨県市長会 会長
10		山梨県町村会 会長
11	教育機関	山梨大学 教授(観光カレッジ担当)
12		山梨県立大学 教授(観光カレッジ担当)
13		都留文科大学 准教授(観光カレッジ担当)
14		山梨学院大学 学部長・教授
15		山梨英和大学 准教授(観光カレッジ担当)
16		健康科学大学 教授(観光カレッジ担当)
17		産業技術短期大学校 学科長・教授(観光カレッジ担当)
18		大月短期大学 教授(観光カレッジ担当)
19		帝京学園短期大学 専任講師(観光カレッジ担当)
20		身延山大学(観光カレッジ担当)
21	女性団体代表	山梨県女性団体協議会 会長
22	N P O法人代表	山梨県ボランティア協会 会長
23	県	山梨県観光部長

また、事務局を山梨県観光企画課に置くことを要綱で定めている。

協議

おもてなしのやまなし県民大会実行委員会設置要綱により、県民大会の企画・調整その 他開催に必要な事項の協議を行うこととされている。この協議についてヒアリング及び資 料閲覧により確認したところ、会議は開催せず事務局により作成された県民大会実施案に ついて書面による承認により手続きが進められていた。

(6) 知事表彰の選考方法について

おもてなしのやまなし知事表彰要領により選考方法が定められている。実際の選考過程 についてヒアリング及び資料閲覧により確認したところ、観光企画課内で選考され知事に 報告されており、要領に従った事務であることが認められた。

(7)県民大会の出席者及び参加者について

参加人数の把握について県担当者にヒアリングしたところ、事前申し込みは把握しているが、当日の正確な参加人数の把握がなされていないとの回答があった。往査により徴し

た資料から算出したおもてなしのやまなし県民大会の事前参加申込人数は以下のとおりと 推測される。

分野 (所属)	出席者、参加者
おもてなし山梨県民大会実行委員会 委員 23 名中	出席者 10 名
山梨観光推進会議(関係団体等) メンバー6名中	出席者 2名
来賓(県議会議員)招待者9名中	参加者 8名
市町村(市町の観光課、村教育委員会)	参加者 14 名
その他 観光業者、一般参加者など	参加者 45 名
	計 79名

その他、知事表彰者(県民表彰 個人 1名 団体 10 団体 及び事業者表彰 1 団体 表彰式登壇者 22 名)も出席しているため、これを加算すると出席者を含めた参加人数は 100 名前後であったと推測される。大会の参加には事前申し込みが必要とされているため申込みを行わず当日参加した一般参加者は少ないと思われる。ちなみに、県民大会のアンケート結果をまとめた資料によると票数は 44 であった。

2 検討

(1) 実行員会委員の大会への関与について

上記のとおり、委員の県民大会出席者は全体の半数以下の10名であり、このうち5名が代理出席である。また、県民大会実行委員長であるやまなし観光推進機構理事長本人が出席しておらず、山梨県観光部長による代理出席となっている。本来であればやむを得ず代理出席とする場合でもやまなし観光推進機構の専務理事若しくは他の理事が代理出席すべきであり、山梨県観光部長においても代理出席を引き受けるべきではない。

(2)参加人数及び参加者の把握について

県は例年 150 人程度の参加者が見込まれることを前提として事業費の予算計上及び事業 を執行している。仮に実際参加者が見込みを大きく下回っている場合、事務実行及び管理 が計画達成のため有効かつ効率的に行われているかについて疑義が生じる。

3 指摘及び意見

(意見1)実行委員会の在り方の見直し

開催案の決定過程や委員の大会出席状況を見ると、おもてなしのやまなし県民大会に関する委員の関与が少ないと言わざるを得ない。この状況であれば、むしろ実行委員会を設けず県が主催する大会として開催し、事務量を減らす方が効率的である。しかし、おもてなし推進の趣旨から言えば単に効率化や経費の削減を図ることは望ましくない。問題は、実行委員会を組織しているのにもかかわらず各実行委員からの協力が得られていないことである。県は、実行委員会を設置するならば、周知活動や参加者募集など大会の運営に関し各実行委員に協力してもらうよう働きかけることを望む。

(意見2)参加人数等の把握

当日参加人数を把握し、参加人数が計画人数を達成しているかの検証を行うことを望む。 県民大会の当日参加人数を把握せず、参加人数に関する検証や評価が一切行われていないことは問題である。県は、当日参加人数を把握し、計画人数との差異について検証を行い、その結果を次回以降の参加者増加のための施策に反映させることを望む。

(7)地域連携DMO事業費(観光企画課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

観光産業の生産性の向上等による更なる活性化による本県の地域経済の発展や雇用の創出を図るために必要な、公益社団法人やまなし観光推進機構が行う地域連携DMO事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、地域連携DMO事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成29年度/終期なし

(4)補助金交付対象

公益社団法人やまなし観光推進機構のツーリズムビジネス活性化センターの事業に対し

て交付する。

(5)補助金対象事業

公益社団法人やまなし観光推進機構内の部署でDMO事業のみを担当するツーリズムビジネス活性化センターの ア 人件費 イ 観光産業生産性向上講座事業 ウ 観光産業生産性向上経営指導料助成事業 エ 事務費 を補助対象事業としている。

(6)補助金対象経費及び補助金額

運営費のうち人件費に関する補助金対象経費及び補助金額は、次のとおりである。

補助対象経費	補助金額
・ツーリズムビジネス活性化センターの専門人材の人件費	補助対象経費の
・観光事業者の生産性向上に対する意識改革を促す講座の	範囲内で知事の
開催経費	定める額(注)
・観光事業者が外部のコンサルティング会社等から受ける	
生産性向上に係る経営指導料に係る助成経費	
・ツーリズムビジネス活性化センターの運営に要する経費	
で上記経費以外の経費	

(注)補助金額は補助金交付要綱では上記の記載であるが、補助対象経費の全額が補助金として支給され、その金額は24,251,460円である。

(7)交付先

公益社団法人やまなし観光推進機構

(8) 実績報告書

公益社団法人やまなし観光推進機構より実績報告書が提出され、「地域連携 D M O 事業費補助金交付要綱」第9条に基づく業務確認、補助金の額の確定及び通知が行われている。

2 検討

(1)県による補助事業の成果把握及び指導監督の必要性

地域連携DMO事業について、国はKPI(主要業績評価指標)の設定及びPDCAサイクルの実践を要求している。公益社団法人やまなし観光推進機構においてもKPIの指標として 旅行消費額 延べ宿泊客数 来訪者満足度 リピーター率等を設定している。また、これらKPI指標の年度ごとの目標値は、県が策定した「やまなし観光活性化計画」

の目標値や「やまなし観光推進会議」の議論を経て設定された県の観光KPIを踏まえて 決定されている。

従って、公益社団法人やまなし観光推進機構の事業のうち本補助金対象であるDMO事業については、山梨県内の観光及び観光事業者にどのような効果をもたらし、KPIの目標値にどの程度到達したのかといった評価を公益社団法人やまなし観光推進機構が適切に行っているか県として把握すべきであるが、本補助金の実績報告の提出書類には公益社団法人やまなし観光推進機構が行った本補助事業に関する評価や検証に関する報告書類は含まれておらず、県担当者にヒアリングしたところ把握していないとのことであった。

観光行政は山梨県にとって重要な政策であり、公益社団法人やまなし観光推進機構の K P I 指標の数値が県の観光 K P I に基づいて決定されたことを考慮すると、本補助事業が 観光にもたらす効果に関する公益社団法人やまなし観光推進機構の分析や検証について、 県は報告を求めその分析や検証が適切であるかを評価し、 D M O 事業がより効果的に行われるよう指導監督すべきである。

KPI(Key Performance Indicator:主要業績評価指標) KPIとは、目標達成に向けての業務プロセスが適切に実行されているか判断するための主要な指標のこと。目標達成に影響を与える業務及びその実施プロセスが望ましい 状況にあるか、或いは修正を要するのか、を評価するツールである。

PDCAサイクル

Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、取組に関する評価・検証を不断に実施し、取組を改善する手法である。

「日本版DMO」形成・確立に係る手引き(第3版)より抜粋

3 指摘及び意見

(意見)補助金交付先への指導、監督

DMO事業に対し補助金を交付する場合には、県は、国が要求するKPI指標の管理及びPDCAサイクルの実践を補助金交付先が適切に行っているか確認するとともに、補助金対象事業がより有効なものとなるよう補助金交付先を指導監督することを望む。

(8) おもてなし人材活用事業費(やまなし観光カレッジ)(観光企画課)

1 事業の概要

(1)目的

山梨県内の大学及び短期大学等(以下「大学」という。)に在籍する学生を対象として、本県の魅力や観光振興等についての講座を開設することにより、やまなしの魅力をよりよく知ってもらい情報発信してもらうとともに、若い感性を持つ学生からの観光振興に対する提案を受け、観光行政に活かすことを目的とする。

(2)内容

本事業は、大学に在籍する学生を対象に、観光振興の視点から、県内の観光従事者・学識者等による講義と、県内の主な施設等への現地視察による講座を提供し、地域イベントのボランティア参加をふまえ、修了後に受講者から提案レポートを提出させることにより、修了認定を行う事業である。そして、本事業の執行にあたり、県は事業の一部を特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし(以下「コンソーシアムやまなし」という)に委託し、県、コンソーシアムやまなし及び各大学が連携して本事業を行っている。

(3) 平成 29 年度実施大学

山梨大学、山梨県立大学、都留文科大学、山梨学院大学、健康科学大学、大月短期大学、帝京学園短期大学、山梨英和大学、産業技術短期大学、身延山大学

(4) 実施方法

県は、コンソーシアムやまなしに事業の一部を委託し、コンソーシアムやまなしは、県 及び大学と連携して事業を推進する。

県の行う業務

- ・コンソーシアムやまなしへの業務委託及び委託料の支払い
- ・開校式を開催、開催式での事業趣旨説明
- ・修了交付式の開催、修了証の交付等
- コンソーシアムやまなしの行う業務
- ・外部講師及び現地視察先と大学との連絡調整
- ・外部講師及び現地視察先への依頼
- ・現地視察に使用するバスの手配及びその借上料の支払い

大学

- ・講座(講座及び現地視察)の開設、講座内容(講座のテーマや内容、現地視察先) の決定
- ・コンソーシアムやまなしに対する外部講師及び現地視察先との調整依頼
- ・提案レポートのとりまとめ及び県への提出
- ・外部講師への謝金、現地視察の際の入場料等の負担等

(5) コンソーシアムやまなしに県の業務を委託する理由 効率的な事業遂行には、ノウハウを持つ事業者に委託する必要があるため。

(6) 平成29年度委託事業費の内訳

コンソーシアムやまなしへの委託料金の内訳は以下のとおりである。

なお、参加校 10 校のうち、産業技術短期大学については独自カリキュラムで実施するため、下記の委託業務及び委託料金には含まれていない。

科目	金額	摘要
賃金	332,544 円	コンソーシアムやまなしの人件費
使用料及び賃借料	1,600,000円	現地視察バス借上 9大学
一般管理費(諸経費)	33,254 円	賃金×10%
消費税	157,263 円	
合計	2,123,061 円	

2 検討

(1)本事業の成果の検証

本事業は、大学生にイベントボランティアの参加及び提案レポートの作成を求めており、 提出されたレポートを観光企画課内で閲覧検証し、魅力のある企画提案等があれば実現化 を検討することとしている。県担当者に観光行政に生かされた事例を確認したところ、書 面としては残っていないが過去には事例があること、今後、やまなし観光推進機構におけ る着地型ツアー商品、PRキャンペーンの造成等に活用していく予定である旨の回答があった。

(2)大学間相互連携の有無

本事業はコンソーシアムやまなしに事業の一部を委託しているが、コンソーシアムやまなしの本来の活動は大学間相互の連携による多様な交流機会の提供であり、具体的な事業のひとつとして単位互換事業が行われている。コンソーシアムやまなしのホームページを確認したところ、本事業の講座のうち単位互換事業の対象となっているものも見受けられるが、すべての講座が単位互換事業の対象となってはいない。

3 指摘及び意見

(意見1)事業の実施内容や実施方法の見直し

本事業は平成23年度以降毎年度実施されているが、観光行政に生かされた事例に乏しく成果が出ているとは言い難い。既に7年間実施していることを鑑みると、同じやり方で具体的な成果を得ることは難しいと思われ、何らかの見直しが必要である。学生から提出されたレポートを閲覧したところ、観光ビジネスを企画したものが多く見受けられるので、例えば、現状観光企画課内のみで行われている提出レポートの内容検討を観光事業者など外部の者も加えた体制に改める、レポートの課題について学生がより書きやすいものを選ぶなどの検討が必要であると思われる。その他、視察をした学生からの意見や視察先の評価を募り、視察先の観光事業の参考にするなど実施事業の見直しを行い、具体的な成果が得られるよう改善することを望む。

(意見2)大学間相互連携の強化

学生の学ぶ機会と交流機会の提供の観点から、本事業により行われる全ての講座について 単位相互事業の対象となるよう、コンソーシアムやまなし及び各参加大学に対し、県から働 きかけをすることを望む。

(9)おもてなし推進事業費(観光企画課)

1 事業の概要

(1)委託の内容

観光イベントなどのPR活動で配布する啓発用グッズ「おもてなし缶バッジ」等おもてなし推進事業に要する物品の購入その他の経費である。

(2) 平成 29 年度事業費の内訳

件名	金額
啓発用ポケットティッシュ・ウェットティッシュ	87,480 円
おもてなし啓発用品作成に係るロイヤリティ	29,130円
啓発用おもてなし缶バッジ 8,000 個作成	293,760 円
山梨菊花競技大会表彰盾	3,996 円
おもてなしアドバイザー派遣事業に要する経費	79,920 円
おもてなし啓発用品作成に係るロイヤリティ	97,822 円
物品要求書(CPPアームバック)	25,704 円
おもてなしアドバイザー派遣事業に要する経費	77,860 円
おもてなしアドバイザー派遣事業に要する経費	77,540円
おもてなし知事表彰用賞状	20,736 円
おもてなし知事表彰用賞状筒	2,488 円
おもてなし知事表彰用盾	32,400 円
啓発用おもてなし缶バッジ 4,800 個作成	176,256 円
おもてなし啓発用品作成に係るロイヤリティ	58,692 円
その他物品要求	8,337円
計	1,072,121 円

このうち、啓発用おもてなし缶バッジの作成に要する経費について監査を行った。

(3)契約方法等

随意契約(見積合わせ)により行われており、各年度の契約状況は以下のとおりである。

年度	規格・個数	入札参加業者	入札金額(税抜)	落札金額(税込)	落札者
		A 社	378,000 円	408,240 円	0
H 27	44mm 9,000個	B 社	405,000 円		
		C 社	585,000円		
H28		A 社	380,000円	410,400 円	0
1 回目	44mm 1,000 個	B 社	390,000円		
		D 社	450,000 円		
H28		A 社	344,000 円		
2 回目	44mm 8,000個	B 社	272,000 円	293,760 円	0
		E社	440,000 円		
H29		A 社	328,000円		
1 回目	44mm 8,000個	B 社	272,000 円	293,760 円	0
		F社	288,000円		
H29		B 社	163,200 円	176,256 円	0
2 回目	44mm 8,000個	F社	177,600 円		

2 検討

(1)缶バッジの管理方法

県担当者の管理

缶バッジの管理方法についてヒアリングしたところ、県担当者が払い出しの状況及び在庫数量を把握しており、エクセルで管理表の作成がされていた。このエクセルの管理表は、払出日、払出先、デザインごとの払出数量を記載し、年度当初の課内在庫数から現在までの払出数量を差し引くことでデザインごとの現時点課内在庫量を把握する形式で作成されている。その他、課内在庫以外に北別館倉庫の在庫数量も記載されているため観光企画課が管理すべき物品出納状況を把握することは可能と思われる。

山梨県財務規則による消耗品出納簿

山梨県財務規則第 243 条(物品取扱者等の供える帳簿)に定める消耗品受け払簿(第 159 号様式)は、次のとおりである。

年月日	摘要	受高	払高	残高	受領印

注 品名ごとに口座を設け月計及び累計を記載すること。

県担当者の管理表との違いは、出庫時の受領者印、入出庫の月計及び累計記載を要求している点である。

3 指摘及び意見

(意見1)缶バッジの出納簿の改善

県担当者が作成している缶バッジの管理表は、月ごとの払出数量が把握できず払出時の受領者による受入確認もされていない。啓発用缶バッジは年間1万個以上作成され、様々な機会で配布されるものである。山梨県財務規則に定める消耗品受払簿は必要に応じ備えることとされており必須ではないが、より厳密な管理ができるよう商品受入簿に準じた形式での管理になるよう現状の管理表の改善を望む。

(意見2)他施設に払い出された缶バッジの管理

他施設に払い出された缶バッジについてその後の状況把握がされていない。一定の期日を 設け残りの数量の報告を提出させるといった払出後の管理を行うことを望む。

(10)観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金(観光企画課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

観光客の満足度の向上を図るため、県内各地で実施される観光人財育成やおもてなしの 推進に繋がる取り組みを実施する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとす る。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 29 年度 / 平成 31 年度

(4)補助金交付対象者

ア 市町村 イ 地域活性化に取り組むグループ ウ 県内企業等で構成される団体を補助金交付対象者としている。

(5)補助金対象事業

ア 観光人材育成を促す事業 イ 地域のおもてなし推進のためのリーダー的人材の育成を促す事業 ウ その他観光人材育成に資するものと知事が認める事業 を補助金対象事業としている。

(6)補助金対象経費及び補助率

運営費のうち人件費に関する補助金対象経費及び補助率は、次のとおりである。

補助対象経費	補助率
・報償費(講師、アドバイザーなどへの謝礼等)	補助対象事業経
・旅費(講師、アドバイザーなどへの旅費等)	費の1/2以内
・需用費(印刷物、看板、被服、消耗品等)	(50 万円を上限
・役務費(郵送料、電話料、保険料(イベント等を行う上で	とする。)
必要なものに限る)等)	
・使用料及び賃借料(会場使用料、備品賃借料、冷暖房等使	
用料等)	
・委託料(講演会・研修会などの実施に関する受託業務)	
・その他知事が事業実施に必要と認める経費	

(7)交付先と実施事業

甲府商工会議所、山梨県ペンション連合会、南アルプス市、富士五湖観光連盟、 山梨市森林セラピー協議会、山梨市観光振興会、笛吹市観光物産連盟、

NPO法人なんぶ里山研究会

このうち補助金額が少額なNPO法人なんぶ里山研究会(補助金額7万円)を除く7団体の補助金について監査を行った。

(8) 実績報告書

各補助金交付先より実績報告書が提出され、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業 補助金交付要綱第8条に基づく業務確認、補助金の額の確定及び通知が行われている。

2 検討

(1) 完了報告書の提出遅れ

山梨県補助金等交付規則及び交付要綱は、補助事業者は事業完了日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い期日までに事業実績報告書を知事に提出しなければならないと定めているが、補助事業完了日について具体的な規定はされていない。県及び補助金交付先は、経費支出完了日を補助事業完了日とし事業報告書の提出期限の起算日としているが、経費支出完了日は恣意的に変更可能であり、支出が完了していなくても事業の開催により支出はほぼ確定できる。よって事業完了日を事業実施日とするのが規定の一般的な解釈と考える。そうすると、甲府商工会議所と一般社団法人富士五湖観光連盟は、以下の日付で事務処理が行われているため、この交付要綱に定める提出期限を過ぎており、交付要綱に違反していることになる。

団体名	事業実施日	支払い完了日	完了報告書提出日
甲府商工会議所	平成 29 年 10 月 18 日	平成 29 年 10 月 26 日	平成 29 年 11 月 20 日
一般社団法人富 士五湖観光連盟	平成 29 年 12 月 12 日	平成 30 年 1 月 31 日	平成 30 年 2 月 22 日

(2)報償費 講師謝礼の報酬料金に対する源泉所得税の徴収失念

補助金交付先である7団体のうち、一般社団法人富士五湖観光連盟と山梨市観光振興会は、講師の謝礼から源泉所得税を徴収すべきところ、その徴収がされていなかった。

3 指摘及び意見

(指摘)実績報告書の提出日の明示

実績報告書が交付要綱で定める期限を過ぎて提出されている事業がある。県は、補助金交付要綱を遵守し、補助事業完了日から1箇月以内に実績報告書の提出を求める必要がある。 なお、補助事業完了日を事業実施日とする一般解釈を適用せず、支出完了日等を補助事業完了日とする場合には、補助事業の実施者が実績報告書の提出期日を予め把握できるよう、いつの日をもって補助事業の完了日とするかを当該補助金の実施要綱や仕様書等で予め具体的 に明示する必要がある。

(意見)補助事業者に対する指導

所得税の源泉徴収が必要な講師謝礼などの支払いのうち、源泉徴収を行っていない団体が、補助先の団体に散見される。県が講師料を支払う観光企画課の担当事業を監査した状況では、源泉徴収義務の有無を確認し適正な事務手続きがなされていた。そうであるならば、県は、補助事業者に対し源泉徴収義務を説明し、補助事業者が適正な事業の執行ができるよう監督指導することを望む。

(11) 非常勤嘱託報酬(国際観光交流課(予算計上)観光企画課(予算執行))

1 概要

(1)対象事業

対象となる事業は、ア 国際観光交流課所属の非常勤嘱託職員の報酬 イ 非常勤嘱託職員の社会保険料事業主負担分、非常勤嘱託職員の労働保険料 ウ 雑部金として出金される非常勤嘱託職員の社会保険料被保険者分 の支出である。

上記の支出は、予算は国際観光交流課の総務費の中の「語学指導等を行う外国青年招致 事業費」及び「パスポートセンター人件費」において計上されているが、事務処理の執行 は観光企画課において行われている。

(2)社会保険料、労働保険料の取扱い

非常勤嘱託職員は、地方公共団体の常勤職員が加入対象となる地方公務員共済組合の組合員としての資格を有さず健康保険及び厚生年金保険の加入者となる。また、本人負担として給与から徴収される社会保険料及び雇用保険料の被保険者分は、観光企画課から支出され雑部金に入金された後、事業主負担分と合算した保険料総額を会計課で処理するため、観光企画課において雑部金の支出事務が発生する。

(3)根拠法令・条例・要綱等

賃金 非常勤嘱託取扱要綱

共済費 健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

2 監査手続き

提示された下記書類の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、法令等に従った処理がな されているかについて確認を行った。

(1) 閲覧書類

ア 報酬

- ・平成29年度非常勤嘱託一覧表(氏名、所属、業務内容、報酬額等の記載)
- ・通勤届
- ·扶養控除等(異動)申告書
- ・非常勤嘱託報酬内訳表(報酬計算資料)
- ・平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿

イ 共済費

- 社会保険料の事業主負担及び被保険者負担計算資料
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金保険の保険料額表
- · 労働保険 29 年度概算 · 28 年度確定申告書

(2)職員の労働条件に関するヒアリング

ア 雇用の手続き

部(局)長が非常勤嘱託職員の雇用の必要性を判断し総務部長に内申するが、雇用 の適否の決定は総務部長が行うこととされており、人事課が雇用に関する決定権を有 している。

イ 任期

非常勤嘱託職員の雇用は原則として1年であるが、人事課の内規により65歳までは毎年度雇用を継続できるとされている。長期にわたり雇用する非常勤嘱託職員は平成12年からが1名、平成18年からが2名、平成20年からが2名などとなっている。

ウ 報酬

パスポートセンター所属非常勤嘱託職員の報酬については、毎年度人事課より基準 が示されるが、総務部長あてに内申を上げて人事課により決定される。

国際観光交流課所属非常勤嘱託職員の報酬については、予算上勤続年数に応じた報酬単価が決まっている。

工 任用通知

非常勤嘱託職員の任用通知は人事課で作成し、知事名で発令され、勤務場所、業務

内容、勤務形態、報酬額、雇用期間が記載されている。

3 検討

(1)報酬の支払い手続き

平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿を確認したところ、平成 29 年 4 月 10 日に採用となった国際観光交流課所属の非常勤嘱託職員の給与が、4 月は支給されておらず 5 月に 2 ヶ月分支給されていた。担当者に質問したところ、この職員を採用後すぐに東京で数日間の研修が必要であったが、参加前に本人から給与振込の金融機関口座を提供してもらえず、研修から戻った後に給与振込口座の提供を受けたため 4 月支給給与の振込手続きを給与支給日に間に合わせることができず、本人了承の上で 5 月給与の支給日に 4 月分と 5 月分をまとめて振込処理をしたということであった。やむを得ない事情により振込手続きが間に合わなかったことや意図的な賃金不払いではなかったことは理解できるが、4 月の給与支払いをしなかったことは労働基準法第 24 条第 2 項に定める毎月払いの原則に違反する。

4 指摘及び意見

(指摘)労働基準法を遵守した給与支払いの徹底

給与の支払いについては、労働基準法に定める賃金支払いの5原則(通貨払い、直接払い、全額払い、月一払い、一定期日払い)を遵守する必要がある。給与振込口座の確認がやむを得ない事情により遅れることで給与振込ができない場合等においても、現金払いなど他の方法により労働基準法を遵守する必要がある。

(12)「やまなしサポーターズ倶楽部」開催費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

山梨県の豊かな自然や、フルーツ、ワインをはじめとする県産品などの"やまなしの魅力"を様々な機会を通して情報発信していくため、山梨県出身または山梨県にゆかりのある方たちに「やまなし大使」をお願いし、山梨県のサポーター(個々を「やまなし大使」と呼び、その集合体を「やまなしサポーターズ倶楽部」と称する。)として全国に情報発信していただくことで、山梨のイメージアップを図ることを目的とし

ている。その主要事業として毎年1回、東京都内のホールにおいて、山梨県の魅力を紹介するやまなしサポーターズ倶楽部交流会を開催しており、この交流会に関する業務、その他これに付帯する業務を委託する。

「やまなし大使」に対し資料等を毎月発送する業務を委託する。

「やまなし大使」が情報発信する際のツールとして活用できるよう、本県の特徴や 「やまなしブランド」について書かれた名刺を印刷する業務を委託する。

(2)委託する理由

交流会を効果的かつ円滑に実施するためには、イベント企画・実施の専門的なノウハウを持つ事業者に委託する必要があるため。

「やまなし大使」約 800 名に対し毎月資料を効率的かつ円滑に発送するためには、 専門の業者に委託する必要があるため。

本県の魅力を情報発信する際のツールとして活用できる名刺を作成するには専門的なノウハウをもつ事業者に委託する必要があるため。

(3)契約方法等

交流会契約方法:随意契約(指名型プロポーザル方式)

条件に適合する事業者2者を指名し、企画提案のプレゼンテーションを行い、6名の審査員により決定した。

契約者:株式会社ユーティーワイ企画

契約期間:平成29年5月18日から平成29年8月31日

契約金額: 4,460,400円

資料発送契約方法:随意契約(2者より見積り徴取)

契約者:佐川急便株式会社西関東支社

契約期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日

契約金額:1個あたり100円(消費税等を含む)

予定個数 8,400 個

名刺作成契約方法:単独随意契約(デザイン、写真の版権及び原版をもっているため)

契約者:株式会社アクティクス

契約金額:平成29年6月21日 187,660円

平成 30 年 4 月 27 日 239,760 円

2 検討

(1)交流会の成果の検証方法

交流会終了後の検証については、平成28年度の外部監査において県としての成果、効果を検証した報告書を作成することを望む意見が述べられた。この意見に対し担当課は 平成30年度に「やまなし大使」の活動報告集をまとめ、検証するとともに「やまなし大使」に配布して他の「やまなし大使」の活動を参考にしていただくとのことであった。

(2)プロポーザル審査の方法について

交流会開催の受託業者を選定するためのプロポーザル審査は、具体的には、各審査員が、業者のプレゼンテーションをもとに4つの評価項目毎に5段階評価を行うことを基本としている。審査用紙には上記5段階評価のみを記載する様式になっており、特に自由記載欄等は設けられていない。平成29年度は合計点で上回った(株)ユーティーワイ企画が選定されたものであるが、審査の過程がやや不透明である印象を受ける。例えば、審査員に対して低評価をつけた項目には理由を付記させたり、全体として議事録を作成したりするなどして、審査の過程をより明確にすることを検討するべきではないかと思われる。なお、平成30年度は、書面審査を行い、コメントを付させる方式で実施しているとのことである。

(3)資料発送業務委託について

1件あたりの単価(100円)と登録されているやまなし大使の人数(約1,000人)で計算すると、予算段階の積算を上回る支出が想定されてしまう。やまなし大使の中には一部資料を不要と申し出ている者もおり、発送回数の削減を回避する代わりに人数を調整して積算しているとのことである。

また、県提出の発送業務委託の単価についての計算書と業者からの運賃明細書の内容が一致しないことについて説明をもとめたところ、業者のシステム上、明細の小項目の額を県の算出小項目と合わせることができないため、請求額を県の算出合計と合わせる形で請求させていただきたいと依頼され、県もこの旨了解しているとのことであった。

(4)名刺の作成について

「やまなし大使」の名刺はそのデザイン、写真の版権及び原版を所有していることを 理由として単独随意契約が続いているが、平成23年度から現在のデザインが採用されて いるので名刺を配布する側としても新鮮さに欠けてきているのではないかと考える。 また、上記理由により単独随意契約をするのであれば、平成 23 年度に(株)アクティクスに名刺作成を委託した経緯を検証する必要があると考えるが、県における書類の保存期間を経過しているとのことで十分な関係資料の提供を受けられなかった。

(5)効果測定

「やまなし大使」が配付した名刺を「富士の国やまなし館」で提示すると割引を受けられる特典があるが、実際にこれを利用した者の数を確認した。平成 28 年大使本人 196人、大使紹介 162人、平成 29 年大使本人 217人、大使紹介 187人とそれぞれ若干の増加がみられる。

3 指摘及び意見

(指摘)単独随意契約の妥当性の根拠の明確化

単独随意契約は例外的に認められるものであるから、過年度の実績のみを理由とするのであれば当該実績が経済的合理性を有していたことを具体的に説明できるようにする、あるいは当時の資料を継続して保管するべきである。

(意見1)プロポーザル審査の透明化

現状の段階的評価を行うだけの審査方法は客観的で一見合理的であるが、審査員による 審査の過程がより明確となるよう審査表の自由記載、特記事項等を工夫したり、議事録を 作成したりするなど審査方法を見直すことを望む。

(意見2)発送業務委託の単価等の記載方法の改善

発送業務の委託業者からの運賃請求明細に記載された単価と県から提出された予算編成時の県の単価に整合性がない。発送数については、受託業者からの引受票で確認することができたが、運賃請求明細において単価、発送数が一致しないことは問題がある。記載方法の改善を望む。

(13)「食」のやまなし情報発信事業費(観光プロモーション課)

1 委託事業の内容

(1)委託の内容

県産食材を活用しているシェフ等の取組みやメニューをインターネットで紹介するとともに、本県の自然環境などを背景にした食の魅力を雑誌タイアップ等により情報発信する。

また、スマートフォン等で地域の観光情報を容易に取得できるような仕組みを作り、宿 泊施設等で周知を行うことにより周遊観光の促進を図る。

(2)委託する理由

県産食材を活用した「食」をテーマに、ホテル・旅館と連携して情報発信を行うことにより、県内各地の滞在型観光を促進するとともに、本県のブランドイメージの向上を図るPRを行うために、平成28年度にプロポーザル方式による競争を行い、(株)日本旅行の提案したストーリー性のある企画が採用された。(株)日本旅行の提案によると県内を4地域に分け、最長4年間をかけ実施していくため、平成29年度も(株)日本旅行に委託する必要があった。

(3)契約方法等

契約方法:単独随意契約

平成28年度に参加者12者でプロポーザル方式による随意契約を行い(審査委員6名により一次12者のうち5者が二次審査に進んだ。)、平成29年度は、平成28年度に採用された(株)日本旅行の提案が最長4年間を要する企画であったため、単独随意契約とした。

委 託 先:株式会社日本旅行

契約期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日

契約金額:21,999,600円

2 検討

(1) プロポーザル審査について

一次審査における日本旅行の点数は5者中4位であった。二次審査においては唯一60点台の評価を得ている。二次審査において大きく変化した点について質問したところ、担当課の説明によると、一次審査では参加事業者が事業を完了する能力があるかどうかを主眼とし、二次審査では提案された企画の優秀さを審査したとのことであった。

(2) 仕様書

本委託契約における委託仕様書は、委託業務の内容を抽象的に記載しているのみで受託 業者が行うべき業務内容が具体的に読み取れない。また、委託仕様書に記載されている「3) 宿泊施設を活用した情報提供」については、受託業者から口頭での報告はあったようであ るが、対応する実績報告が書面上で漏れていた。

県としては、プロポーザル審査の段階における企画書、都度協議する内容をもとに委託 内容を把握しているとのことであった。しかし、それら過程におけるやりとりに明確な拘 束力はなく、また、曖昧な実績報告がなされる要因にもなっていたと考えられる。

3 指摘及び意見

(指摘)具体的な仕様書の作成

本委託契約における委託仕様書は委託内容の具体性に欠ける。業務委託契約を取り交わすにあたって、受託者の行うべき具体的な業務を仕様書で確定させなければ、仮にトラブルを生じたときに債務不履行責任を追及することも困難になるし、受託者が実績報告すべき事項にも漏れを生じる要因になる。委託する業務内容は可能な限り具体化して契約書と一体になる仕様書に盛り込むようにすべきと考える。

(14) 富士の国やまなし観光 P R 強化事業費(観光プロモーション課)

1 事業の概要

(1)委託契約等の内容

ハローキティをやまなし観光ナビゲーターに任命し、県内外のリアルイベントへの着ぐるみ出演(グリーティング)依頼や県発行のチラシやパンフレット等に統一的に活用していくことにより、山梨県にハローキティのイメージを定着させ、さらにはハローキティの人気により山梨県のイメージアップ及び誘客促進を図ることを目的とする事業である。

具体的には、a株式会社サンリオとのライセンス契約及びグリーティング契約、b富士の国やまなし観光ネット内に掲載する特集ページ作成、cハローキティが出演する動画作成の委託を行う。

(2)契約内容等

a ライセンス及びグリーティング

契約方法:単独随意契約

契約相手:株式会社サンリオ

契約期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日

契約金額:ライセンス契約 12,960,000円

グリーティング契約 346,008 円 (4 / 8 信玄公祭り) 他 1 回あたりの金額はM C の有無等により若干変動する。

b特集ページ作成委託

契約方法: 単独随意契約

委 託 先:グローバルデザイン株式会社

契約期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日

契約金額:993,600円

c 動画作成委託

契約方法:単独随意契約

委 託 先:株式会社アドブレーン社

契約期間:平成30年2月8日~平成30年3月28日

契約金額:351,000円

2 検討

(1)効果測定等

平成 29 年度にハローキティを使用したイベントは、パンフレット等の配布 8 件、ノベルティの配布 2 件、グリーティング 8 件であった。

県は、ハローキティを使用したことによる山梨県の情報発信に関する成果指標としては、株式会社ブランド総合研究所が毎年実施する「地域ブランド調査」における順位、点数を挙げている。同調査によると、ハローキティを事業に使用し始めた平成 26 年から平成 29 年にかけて、認知度は33位から25位、情報接触度も33位から25位に上昇している。もっとも、これらの指標はハローキティと山梨県を結びつけたものではなく、あくまで山梨県の認知度等である。

また、平成 29 年度は、スマートフォン用特集ページを作成し、季節毎のハローキティを描いた壁紙をダウンロード可能な状態にして提供していた。ただし、ダウンロード数を計測できるページ設計にはなっておらず、実際にどの程度ダウンロードされたかは不明である。

ハローキティは既に全世界的に知名度が広がっており、山梨県にハローキティのイメージを定着させることは困難ではないかとも思われる。イベントでの集客効果は認められるが、山梨県への誘客にどのような効果があるか具体的な効果測定はなされていない。

(2)動画作成事業

平成 29 年度事業として作成した動画「キティ、リニア見学センターへ! Hello Kitty viewed the Linear / Maglev Center of Yamanashi」は、平成 30 年 5 月 23 日、YouTube 上で公開された(なお、動画のカテゴリが「スポーツ」となっており、カテゴリの指定を誤っていると思われた。)。今回の監査中に確認できた再生数は、平成 30 年 8 月 22 日時点

で 943 回、同年 10 月 1 日時点で 1,434 回であったが、県としてあらかじめ成果目標に設定した再生数はないとのことである。

再生数の多寡を評価することは難しいところであるが、一視聴者に情報を発信するためのコストとして 250 円程度 (35 万円 / 1,400 人) かかっている単純計算である。そして、動画へのリンクは、観光ネット内に設置されたハローキティの特集ページに設置されているだけで、外部への露出は極めて少ない。

(3)活用及び広報

現在、ハローキティが山梨県の観光ナビゲーターを務めていることを発信しているのは、 専用の特集ページと、その特集ページへのリンクが設置されている観光ネットのトップペ ージに限られている。その他、例えば山梨県の公式ホームページにハローキティの紹介は ない。

県によると、広範囲にハローキティを使用したコンテンツを設置すると、仮にライセンス契約を解消した場合、コンテンツを撤去するコスト、撤去を失念するリスクもあり、限定した範囲でしかハローキティを使用していないとの説明があった。

ライセンス契約の性質上、使用目的、範囲を限定して使用料を下げることは不可能とのことである。そのようなライセンス契約のもと今後も知名度の高いハローキティを使用し続けるのであれば、デメリットに配慮しつつも、より活用し、前面に出す広報活動に注力していくべきことは当然必要なことと思われた。

3 指摘及び意見

(意見1)成果目標の設定

キャラクターを使用したPR事業は、その性質上、費用対効果の検証を行いづらいが、事業の経済合理性を検討するため定量的な目標等を設定することを望む。

(意見 2) ライセンス契約のさらなる活用

キャラクターの年間利用料を支払い、事業を継続するのであれば、ハローキティと山梨県とを結びつけるイメージをより定着させるべく、ライセンス契約を活用する企画をより多く 打ち上げることを望む。

(15) やまなし観光物産情報発信事業費

やまなしのワインと食魅力発信事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)契約の内容

東京都中央区日本橋にある以下 の施設(いわゆるアンテナショップ)の運営を委託する。

富士の国やまなし館(以下「やまなし館」という。)

山梨県の観光・物産等の情報提供、やまなし館における物産販売、生産者等による直接販売の企画・実施、県産品に対するニーズ把握及び販売情報のフィードバック、首都圏のメディアに対する旬の観光物産情報の発信等を行う。

Y - wine

やまなし館と連携し、県産ワインと安全・安心な県産食材を使った料理を提供する。

(2)契約する理由

富士の国やまなし館:本県の観光情報の提供や優れた県産品の展示販売等の総合情報 発信を行い、やまなしファンの増加を図るとともに首都圏からの誘客を促進する。

Y-wine:「富士の国やまなし館」と同じビルの2階に飲食スペースを設置し、県産ワインや県産食材を使った料理を提供することにより、「やまなしブランド」の確立を図る。また、飲食スペースで提供するワインや食材をやまなし館でも販売するなど、相乗効果により集客力を高め、県産品の販路拡大につなげる。

(3)契約方法等

契約方法:単独随意契約

公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。)は、県内の物産関係業界団体、企業等を会員としているため、県内全域の物産品に関する情報が集まり、自らもオンラインショップを運営するなど物産・販売に関する専門的知識を有している。 さらに、県内の観光 P R 用パンフレットを多数作成し、着地型旅行を自ら造成するなど、会員である市町村や観光関係業界団体からの観光情報が集積する組織としては、県内では唯一であるため、業務委託先は機構しか存在せず、他に効率的、効果的に事業執行が可能な適任者は無いため、いずれも単独随意契約とした。

委 託 先:公益社団法人やまなし観光推進機構

契約期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日

契約金額: やまなし館 17,420,414円

Y-wine 217,296 円

2 検討

(1)過年度監査指摘事項の措置状況

ア 再委託承認に関する手続の不備について

機構は、委託契約書上、委託契約に基づく業務の再委託には県の承認を要することとされていたが、県の承認を経ずにやまなし館、Y-wineのいずれも株式会社サンティール(以下「サンティール」という。)に再委託していた。

平成 29 年度は、4月1日に機構から県に対して再委託に関する承認伺いが出され、同日書面による承認がされていることを確認できた。もっとも、この承認の妥当性には後記のとおり疑問がある。

イ 一括前金払の見直しについて

委託料を4期に分割して前払いするよう見直しがなされたことを確認できた。

ウ 精算調書の作成の不備について

適時に委託業務精算調書が提出されていることを確認できた。

(2) Y - wine の収支明細

県にY-wine の収支明細の提示を求めたところ、県はY-wine の家賃を負担しているが、委託料を払っているわけではないので収支明細を要求することはできず、徴収していない旨の説明であった。

しかし、経営状態如何によっては次年度の契約を更新するか、更新せず別の業者を選定するか、あるいはアンテナショップ運営継続そのものについて県は検討しなければならないはずである。また、県はY-wineの家賃を全額負担しているが、レストランが明らかな利益を上げているのであれば、利益の一部を県に返還させることも検討しなければならない。

この点、県は、委託先事業者を公募した際にサンティールしか応募がなかったこと、原 則として県産品しか販売できない制約があることなどから、他になり手はいないと考えて いる。

しかし、県は、アンテナショップの廃止も含めた総合的な判断を要求されるのであるから、日常的に(再)委託先の経営状態を把握しておくべきところ、情報不足に陥っているのが現状である。

なお、平成 30 年度の契約更新に際しては、機構がサンティールに対して収支決算の提出を求められる条項を契約書に追加している。

(3)再委託料の根拠

機構がやまなし館の運営をサンティールに再委託するにあたり、上記(1)のとおり県はこの再委託を承認している(再委託料計10,800千円)。

ここで、承認伺いに添付された「再委託に要する経費の積算根拠」を確認すると、新聞

広告のため1,500千円、ダイレクトメール発送のため2,400千円などと記載がされている。

しかし、サンティールによる事業報告書において、掲載料の支出を伴う新聞広告が掲載されたとの実績はなく、ダイレクトメールを発送したとの実績もない。事業報告書の運営収支報告部分でも、広告宣伝費には159.8千円が計上されているのみである。積算根拠に掲げられた他の経費に関しても、そのような経費支出を伴う活動がされたことは確認できない。そうしてみると、再委託料は、例えばサンティールの赤字補填をするため架空の経費を想定して算出、支払がなされているのではないかと疑われる。

この点について、県からは、事業報告書に計上されている広告宣伝費は印刷費等の実費だけであり、再委託料は広告宣伝に伴う人件費や各種消耗品に充てられている、具体的な 使途は改めて聴き取って再整理するとの説明があった。

結局、県は、再委託に際し、再委託先が一般的な入札参加資格を有しているかなど適格性を確認する程度で、再委託の具体的内容を経済合理性等の観点で審査しておらず、承認した委託内容と異なる実績報告になったことについても事後的な精査をしていなかったものである。

(4)保険加入

やまなし館の観光及び物産振興にかかる業務委託契約書では、機構が被保険者となる施設賠償責任保険へ加入することが機構の義務と定められている(再委託契約にあたっては、サンティールと機構が被保険者となる保険へ加入することがサンティールの義務と定められている。)。

この保険加入の有無について県に質問したところ、県は機構から保険証券等の写しを徴収しておらず、口頭でも保険加入の有無を確認したことがないとの回答であった。

そこで、県に対し、サンティールから保険証券の写しを取り付けるよう要請したところ、 保険証券の写しが提出され、機構が被保険者となる施設賠償責任保険へ加入している事実 が初めて確認できた。

3 指摘及び意見

(指摘1)再委託料支払の見直し

自治体として、アンテナショップの運営事業者を確保するため委託料又は再委託料や補助金を支出すること自体は、政策的見地から許容されるものと思われる。しかし、支出目的を取り繕っていると疑われる処理は是正する必要がある。再委託の承認に際して経済合理性を十分に審査し、かつ、再委託内容に従った実績を要求するとともに、仮に当初予定と異なる実績になった場合はその理由を説明させるべきである。

(指摘2)収支明細の取得

県は、Y-wineの運営を第三者に委託または再委託する以上、その経営状態を把握するこ

とが必要であることから、収支状況が分かる資料の提供を求めるべきである。

(意見)契約上の義務履行の確認

機構が保険に加入すべきことは契約上の義務として明確に定められており、県はその履行 状況を個別に確認することを望む(確認方法としては、口頭聴取りではなく保険証券等の書 面を提出させることが望ましい。)。

(16) ツアー造成促進事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約等の概要

(1)委託の内容

山梨県の魅力的な観光資源を旅行会社及び観光系メディアに情報提供することにより、新たな旅行商品の造成及び商品造成に繋がる情報発信を促進し、山梨県への誘客を図るため、全国の旅行会社と県内事業者を対象に、県による観光説明会と個別情報交換を目的とする観光商談会を、公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。)との共催により、東京、大阪及び名古屋でそれぞれ年2回実施している。県は、a上記説明会及び商談会の会場使用料を負担するほか、b県が配布使用する情報資料について、資料の印刷、製本を主とする資料作成業務を委託する。

(2)契約方法等

a 会場使用料 (東京開催分)

契約方法:単独随意契約

契約相手:学校法人メイ・ウシヤマ学園

契 約 日:平成29年9月15日、平成30年2月6日

契約金額: 各回 200,000 円

b 資料作成業務(東京開催分)

契約方法:単独随意契約

委 託 先:株式会社内田印刷所

契約期間 : 平成 29 年 7 月 26 日から平成 29 年 9 月 11 日、 平成 29 年 12 月 25 日から

平成 30 年 2 月 14 日

契約金額:680,400円、604,800円

2 検討

(1)会場の選定及び使用料

平成 26 年度以降は、東京会場として学校法人メイ・ウシヤマ学園内のホールを使用している。同学園の代表が山梨県出身である縁で一般的な価格より著しく有利な価格で提供を受けられており、県は見積り合わせを省略して会場使用に関する随意契約を締結している。

上記会場使用料は1回20万円であるが、そのうち県が17万5000円、機構が2万5000円を負担している。これは、平成26年度に従前の会場から変更したことで会場使用料が県予算で不足分したため、機構がこの不足分を補填したという処理が慣行として定着したものである。しかし、書面等で明確な負担割合の合意がなされた形跡は確認できず、それもあくまで県と機構の内部的な話であって、会場側との関係では県のみが使用料の全額を負担する契約を締結していることになる。

(2)情報資料の仕様変更

旅行会社から資料をデータで欲しいという要望が強くあり、平成29年度の2回目実施分からUSBメモリの添付、印刷物を削減等の仕様変更を行った。USBメモリを採用した理由は、動画等の大容量ファイルを使用することができること(ただし、平成29年度は動画データを格納していない。) 光学メディアに比べてデータの格納工程が簡便であること等である。

また、同じく平成29年度の2回目実施分から、資料を差し込む工賃が割高であったため、 クリアポケット式ファイルからレバー式(Z式)ファイルに仕様変更するなど費用削減の 試みがなされている。

情報資料作成にかかる委託料を1冊あたりにならすと、仕様変更前の1回目実施分で3,400円、仕様変更後の2回目実施分で3,024円である。

3 指摘及び意見

(意見1)機構による費用負担の明確化

県が機構と共催して事業を行う場合、費用の一部を機構に負担させることには合理性があるが、機構が負担することの裏付けがなく法的安定性に欠けている。県は、県と機構の共同名義で契約申込みをする、機構との間で費用負担に関する合意を書面にて取り交わす等の対応を採ることを望む。

(意見2)情報資料の活用

観光説明会において、ファイル化した一体の観光資料を旅行業者等に配布してプレゼンテーションを行うことは有用と考えられるが、添付することとしたUSBメモリも今後有効活用していくことを望む。

(17) やまなし観光推進機構事業費補助金(観光プロモーション課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

本県の観光と物産の振興を推進するため、公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。)の運営及び機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成21年度/終期なし

(4)補助金対象事業

補助金対象事業は、別表に記載された機構が行う次の 15 事業である。

- ア 観光・物産キャンペーン事業
- イ 旅行商品造成促進事業
- ウ 広告掲載事業
- エ 誘客イベント事業
- オ インターネット情報発信事業
- カ 観光パンフレット等作成事業
- キ 観光案内所運営事業
- ク 県産品販路開拓事業
- ケーインバウンド誘客事業
- コ F M観光情報提供事業
- サ ホスピタリティ向上事業

- シ 映像産業誘致推進事業
- ス 日本観光振興協会観光振興事業
- セ 日本コングレス・コンベンション・ビュウロー負担金
- ソ 観光戦略推進事業

(5)補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は運営費及び事業費であり、補助率は予算の範囲で知事が定める金額である。

(6)補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	99,169	101,401	101,878	107,616	105,283
決算額	99,169	98,134	100,229	106,068	104,811

(7)交付先

公益社団法人やまなし観光推進機構

(8)実績報告書

やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱第8条の期限内に実績報告書が提出され、 やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱第9条に基づく業務確認、補助金の額の確定 及び通知が行われている。

2 検討

(1)補助金交付申請の添付資料

機構は、補助金交付申請にあたり事業計画書を提出している。同書には平成29年に実施予定である15の事業が記載されているが、いずれも事業の概要と事業費、そのうち人件費が占める金額、補助金で賄われる金額が記載されているのみである(例えば、「観光戦略推進事業」は、「本県観光振興のために必要な効果的な広報PRや営業活動を実施」との事業内容の説明と、事業費10,000千円が全額補助金で賄われるとの記載ですべてである。)。すなわち、具体的な事業費の内訳、積算根拠は一切現れていない。

(2)成果指標の設定

県及び機構は、補助金対象事業のすべてについて成果指標は設定していない。

(3)補助金と委託費の同時交付

機構を受託者とする富士の国やまなし観光ネット情報発信事業委託契約書第1条(1)には、「富士の国やまなし観光ネットの管理運用」が記載されている。さらに補助金の対象事業に「インターネット情報発信事業」があり、これには「富士の国やまなし観光ネット」による情報発信、維持管理が含まれている。

(4)国際テーマ地区負担金の支出について

「インバウンド誘客事業」の内、「国際テーマ地区負担金」がある。これは、国際観光交流課が所掌する「国際観光テーマ地区」三県協議会負担金に関連して、県内市町村が三県協議会に対し負担する負担金を機構が集め、これをまとめて協議会へ納めているとの説明を受けた。しかし、機構補助金事業執行計画において、負担金が事業費全体で2,250千円、機構の自主財源から1,273千円、残額977千円が補助金からの支出と記載されている。市町村の負担一覧表の提示を受けたが、総額2,250千円、各市町村の負担額の合計もこれに一致していた。このため、補助金から支出された977千円の使途について説明を求めたが、エクセルの作成上の間違いとのことであった。

(5)映像産業誘致推進事業のみ別立ての理由

映像産業誘致推進事業は平成 26 年度まで県が直接行ってきた事業であったが、平成 27 年度より機構に移行した。この時、機構への補助金対象事業(別表に記載された 15 事業)に加えたため独立した要綱は作成する必要がないと判断された。

しかし、予算が機構に対する他の補助金とは別に請求され、精算も機構に対する補助金と同時ではあるが別に管理され精算されている。

(6)観光戦略推進事業費の使途

観光戦略推進事業費は緊急性のある費用に対応するため、10,000 千円の予算を設定し、事業ごとに機構と観光プロモーション課が協議してその使途を決定するとの説明を受けた。平成 29 年度の事業について具体的な内容を確認すると、ファムトリップ、JRおよびNEXCO中日本との連携、インバウンド誘客事業など、他に予算化された事業の上乗せと考えられるものがある。例1:冬の山梨緊急誘客キャンペーン事業の場合、機構予算

区分は観光・物産キャンペーン事業費からの支出と観光戦略推進事業費で賄っている。例 2: 訪日旅行誘客事業の場合、インバウンド向け商談会を開催するための費用であり、機構の事業計画にも当初から記載されている事業である。インバウンド誘客事業として予算化するべきであったと考える。

(7)(公社)日本観光振興協会拠出金

機構は、日本観光振興協会観光振興事業に対し、県補助金から公益社団法人日本観光振 興協会の拠出金 1,200 千円を支出している。しかし、この拠出金は、同協会が行う全国広 域観光振興事業の事業費にあてるため、同協会が会員に対して負担を求めるものである。 そのため、日本観光振興協会観光振興事業は機構が直接行う事業とはいえず、県が本補助 金の交付要綱に基づいて拠出金相当額を機構に交付することは適切でない。なお、間接補 助の形式になっている理由について説明を求めたが、同協会がそのように制度設計してい る、県としても機構が支払うことが効率的・効果的と考えるからとの回答にとどまった。 また、加入する各都道府県が負担すべき金額は、協会の設定する目標年間事業費を、各 都道府県に所在するホテル、旅館の客室数等をもとに各都道府県に割り付けて算出してい る。もっとも、各都道府県はここで算出されたとおりの金額を支払っているわけではなく、 近年は交渉により割り引かれた金額のみを支払うことが通例となっている。具体的には、 平成 29 年度は熊本県が算出額の 64.7% (最大) 山口県が算出額の 5.6% (最小) 平均 すると上記算出額の24.4%が実際の支払額である(その他、東京都及び神奈川県は調整中 として支払っていない。)。各都道府県の減額や不払いによって協会の事業費が大幅に不足 していると思われるところ、協会は事業を縮小して対応しているとのことである。山梨県 は、上記平均に近似する24.1%に相当する金額を支払っている。

3 指摘及び意見

(指摘1)補助金と委託料の区分の明確化

補助金対象事業「インターネット情報発信事業」には「富士の国やまなし観光ネット」による情報発信、維持管理が含まれており、同時に富士の国やまなし観光ネットにおける情報発信事業委託契約書第1条(1)に「観光ネットの管理運用」が記載されている。委託内容を実態に則した内容に見直すべきである。

(指摘2)補助金対象事業の明確化

映像産業誘致推進事業については補助金対象事業の別表に記載されているものの、予算請

求、概算払い請求、精算払い請求などが区別してなされている。他の補助金対象事業と区別 すべき補助金であるならば、この事業についての独立した補助金交付要綱を作成すべきであ る。

(指摘3)「国際テーマ地区負担金」の記載誤り

「国際テーマ地区負担金」に対する補助金 977 千円は、本来補助金交付の対象でないにもかかわらず、執行計画書に記載され、年間を通じて間違いがチェックされることなく予算の執行が行われた。「インバウンド誘客事業」に対する補助金が定額であったため交付額に変動は生じないが、補助金を交付する側としてこのような杜撰なチェックをするべきではない。

(指摘4)(公社)日本観光振興協会拠出金の見直し

補助金対象事業の公益社団法人日本観光振興協会拠出金は、機構の行う事業に対する交付ではない。補助金交付要綱に記載された事業には該当せず、間接補助とする必要性も認められないと考える。県から同協会に対する直接補助とすることを検討すべきである。

(指摘5)観光戦略推進事業に対する補助の取扱いの見直し

補助金の交付は明確な目的のある事業に対してなされるべきであり、これを踏まえた補助金交付の厳格な審査および事務手続きをするべきである。

(意見1)補助金交付申請時の添付資料の見直し

補助金交付申請を行う際はそれぞれの事業について具体的な事業費の内訳、積算根拠を記載することが望まれる。特に、「観光戦略推進事業」は申請時に具体的な事業が決定されていない。予備費に対して補助金を交付することは望ましくないと考える。

(意見2)成果指標の設定

県及び機構は、補助金対象事業のすべてについて成果指標を設定していない。事業の結果 を検証するために成果指標の設定は必要であると考える。

(18) SNSを活用した海外向け情報発信事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

影響力のあるブロガー等を招聘し、県内在住の外国人留学生等を対象にSNSの活用方法を学ぶセミナーを開催し、SNSを活用した効果的な情報発信の方法を習得させるとともに、実際に県内各地の観光スポットを視察し、海外(出身国等)に向けて、山梨県の魅力を発信することにより、外国人観光客の誘客を促進することを目的とする事業である。

(2)契約方法等

契約方法: 単独随意契約

ア影響力のあるブロガー等を招聘できること、イ観光情報の発信に精通していること、ウ県下全域の観光情報に精通し、効果的な観光スポットの選定ができること、エ市町村、観光事業者等及び県内大学と円滑な連携ができることの4要件を満たす者は公益社団法人やまなし観光推進機構以外にはないため、同機構との随意契約としている。

委 託 先:公益社団法人やまなし観光推進機構

契約期間:平成29年8月4日から平成30年3月31日

契約金額:1,564,001円

2 検討

(1)参加者

本事業への参加者は、県内大学(集合場所から遠方である都留文科大学を除く。)に募集 チラシを配布する方法で募っている。募集チラシ上は、セミナーとツアー(視察)の両方 へ参加可能な者を参加対象者としているが、3分の1以上がツアーのみの参加である。ま た、後日行うフォローアップセミナーに参加したのは全参加者の4分の1以下である。

募集チラシを確認すると、フォローアップセミナーの日程が記載されていなかった。この点について、県からは募集の時点では当該日程が未定だったおそれがあるとの説明があった。

いずれにしても、本事業の目的を念頭に置くと、フォローアップセミナーまで続けて参加できる外国人を募ることが望ましい。しかし、県は、全日程参加はあくまで原則であるし、参加条件を厳しくして参加者が少なくなるよりはいいとの判断でツアーのみの参加者も許容している(これまでに申込者が定員を超えたことはない。)。なお、平成 30 年度は

セミナー、視察及びフォローアップセミナーが1日で完結する日程に変更して実施している。

また、参加者は特定のSNSアカウントを保有していることを要件としているが、実際にアカウントを保有しているか、保有しているとしても全体に公開する設定にしているかを募集段階で確認はしていない。

(2)効果

参加者を対象にしたアンケート結果によれば、本事業は参加者には概ね好評であり、参加した外国人に山梨県の魅力を伝えることには成功している。また、参加者がツアーの様子をSNSへの投稿することにより、海外へ山梨の魅力を発信する役目も一応果たしているといえる。しかし、参加者は無償で県内観光地を巡ることができるため満足度が高いことはある意味当然である一方、その性質上、本事業が真に外国人観光客の誘致に繋がる効果は抽象的である。

また、開催後参加者が引き続きSNSを活用して山梨県の情報を発信しているかフォローの状況を県に質問したところ、事業担当者がフォローしていたとのことであるが、現在確認できる記録として残っているものはなかった。

県としては、参加者の情報発信が直接に外国人観光客の誘致に繋がっていることの検証は難しいが、参加者のアンケート結果も分析し、県の様々な観光施策にフィードバックしているとのことである。

3 指摘及び意見

(指摘)事業目的の見直し

事業目的とされる外国人観光客の誘客促進に繋がる効果が薄く、その効果の把握方法を改めるほか、事業目的を政策効果に見合ったもの(例えば、外国人留学生等を情報発信資源と位置づけてその輪を広げること。)に見直すべきである。

(19)日本観光振興協会負担金(観光プロモーション課)

1 概要

公益社団法人日本観光振興協会(以下「協会」という。)とは、日本の観光振興に関する中枢機関として、観光の振興を総合的に図るための各種事業を行うことにより、観光立国の実現、地域経済及び観光産業の発展並びに国民の生活及び文化の向上に寄与するとともに、国

際親善に資することを目的として設立された団体である。都道府県、市町村、観光推進機構のような各種観光団体が加盟し、様々な観光展(規模の大きなものではツーリズムEXPOジャパン等)を開催している。

本負担金は県が加盟団体として負担する会費であり、平成 29 年度は 73 万円が支出されている。

2 検討

(1)会費の算定根拠等

会費は、会員の属性、規模によって異なり、山梨県の場合は昭和39年の入会時は100,000円であった。これが協会理事会の決議によって順次改定され、平成21年度からは73万円が県に請求されている。

平成30年度、北海道が会費額と支払率を全国的に調査し、その調査結果が他都道府県にフィードバックされることになった。この調査結果によると、少なくとも10都道府県が請求額の全額を支払ってはいないことが判明した。

県は、これまで他都道府県の会費額、支払率について特段の問題意識は持たず、協会から請求された金額を妥当な会費として支払ってきた。しかし、調査結果を受けて、平成30年度は協会に対し、不払いのある都道府県にどのように対処してきたのか問い合わせ、かつ、今後不公平感を解消していくよう申入れを行ったとのことである。

3 指摘及び意見

(意見)支払いの妥当性の検証

県は、協会から請求される会費をただ請求どおりに支払うのではなく、他都道府県の状況 も含めて広く情報収集し、継続的に支払いの妥当性を検証していくことを望む。

(20) 富士の国やまなし観光ネット情報発信事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

利用者の利便性を向上させるため、平成 17 年度事業で観光や物産に関するホームページ を統合して構築した「富士の国やまなし観光ネット」(以下「観光ネット」という。)の情 報発信機能を強化することで、利用者を増加させ、観光客の増加につなげることを目的とし、aシステム保守業務及びb利用者獲得促進事業(メールマガジンの発行等)等を委託

する。

(2)契約方法等

aシステム保守業務

契約方法: 単独随意契約

委託先: グローバルデザイン株式会社

契約期間:平成28年12月1日から平成29年11月30日

契約金額:8,784,720円

b利用者獲得促進事業

契約方法:単独随意契約

観光ネットの運営を公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。) が行っていること、山梨の観光情報全般を熟知している必要があること等の理由に より、見積り合わせを省略して機構との随意契約としている。

委託先:公益社団法人やまなし観光推進機構

契約期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日

契約金額:1,231,200円

2 検討

(1)保守業務委託料の負担割合

観光ネットの保守費用は8,784,720円(年間)であり、そのうち県が6,898,332円(約78.526%)機構が1,886,388円(約21.473%)を負担している。

このような負担割合となっている経緯は次のとおりであり、負担割合の決定過程には相 応の合理性があるものと認められる。

すなわち、平成 17 年度に県のシステムと機構の前身である観光物産連盟(以下「連盟」という。)のシステムを統合した際、連盟が自身のシステムに対して支払ってきたのと同額までの負担を了承したため、統合後のシステムに要する保守費用は、連盟の負担額を控除した残額を県が負担することになった。そのときの負担額を割合にならすと県:連盟 = 78.6%: 21.4%になる。

統合後、新システムを導入するときも、専ら連盟のための機能(県産品販売機能等)であれば連盟が 100%負担するが、その他の保守費用は上記割合で県と連盟(機構)が負担するという運用が継続しているものである(月払に還元する調整のため若干の端数は整合

していない。)。

(2)保守業務の範囲

現在、上記(1)で述べたような専ら機構のための機能に該当するものは旅行商品販売機能のみが残り、旅行商品の予約ページ以降は機構がJTBへの委託にする方法で運用している。

もっとも、保守業務委託仕様書において保守業務の対象となるページの範囲が必ずしも 限定されておらず、旅行商品の紹介ページはJTBではなくグローバルデザイン株式会社 が保守管理している。県からは、上記ページは旅行商品の販売のほか観光情報の発信とい う両面があるため受託業者が保守管理しているとの説明があったが、受託業者が行うべき 業務範囲の線引きが不明確であり、また、たとえば旅行商品に問題があった場合の責任の 所在も不明確である状況が否めない。

(3)メールマガジンの発行

メールマガジンは毎週水曜日に発行され、山梨県の観光情報を発信している(なお、メールマガジンの発行業務自体は機構の補助事業として行われている。)。また、年4回のプレゼント企画を実施しており、支出負担行為伺いでは、情報発信事業にかかる委託料の大半をこのプレゼント(菓子、米などの県産品)購入費とネット広告費、広報リーフレット作成費に充てることとされている。

もっとも、事業報告書によると、プレゼント購入費に充てられるはずの金額の約半分が機構のノベルティ(武田菱丸クリアファイル等)購入費として支出されていた。この点を県に確認すると、武田菱丸は機構の観光PR隊長に位置づけられたキャラクターであり、ノベルティは外部のイベント等の機会にメールマガジンに登録してくれた人に渡している、メールマガジン登録者獲得のための方法は県と機構で随時協議しながら決定している、単価を下げるためにある程度大量に発注する必要があるとの説明があった。機構自身の広告宣伝としての側面はあるものの、メールマガジンの登録者獲得という事業目的の範囲で支出されていることが確認できた。

ところで、上記プレゼント企画について、機構のホームページ上で過去のプレゼントを 紹介する欄は平成 28 年 12 月から後の更新が止まっている。また、「プレゼント当選者」 とのリンクもリンク切れになっており杜撰な管理状況が見られた。

メールマガジンの発行部数は毎号1万4,000部強であるが、微減傾向にある。県としては、常に新たな広報媒体を検討中であり、メールマガジンを廃止する可能性も否定はしな

いが、少なくとも1万部以上を保持するうちは有効に活用していきたい意向である。

(4)機構への委託料と補助金の関係

委託契約書記載の「観光ネットの管理運用」のほか、補助金事業の「インターネットによる情報発信事業」にも観光ネットの維持管理が含まれている。

3 指摘及び意見

(意見1)保守範囲の明確化

現在の仕様書では受託業者の保守すべき範囲が不明確であり、観光ネット内において機構が費用を負担し、内容にも機構が責任を持つ範囲を仕様書上で明確にすることを望む。

(意見2)メールマガジンのさらなる活用

現在のメールマガジンは、登録者に向けて豊富な観光情報を提供できている。もっとも、 新規登録者を獲得するため、さらにインセンティブを設け、周知活動を行うことなどを検討 するほか、逆に更新頻度を減らして1回あたりの情報量を増加させるなど様々な方策を検討 していくことを望む。

(21)外国人誘客促進アプリシステム運用管理事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

成田・羽田空港や首都圏の訪日外国人を富士山(山梨県)へ誘客し、県内周遊及び長期滞在の促進を目的に構築した外国人誘客促進アプリ「FUJISAN ACTIVITIES」の利用促進及び利便性の向上を図るため、サーバー機器保守管理、データ更新等の業務を委託する。

(2)委託する理由

平成 27 年度外国人誘客促進アプリ構築にあたり、公募型プロポーザル企画提案に 6 者が応募した。その結果、株式会社ナビタイムジャパン(以下「ナビタイム」という。)の提案が採用された。このため、外国人誘客アプリ「FUJISAN ACTIVITIES」の運用管理についてはナビタイムに委託することとなった。

(3)契約方法等

契約方法:随意契約(長期継続)

委 託 先:株式会社ナビタイムジャパン

契約期間: 平成28年4月1日から平成31年3月31日

契約金額:9,837,417円

参 加 者:1者

2 検討

(1)分析の活用

本委託事業で作成されたアプリは、日本語を含む7か国語に対応し、位置情報を利用しながら山梨県内の近くにある観光地、宿泊施設、乗換案内等を紹介するものである。

運用を行っているナビタイムからはこのアプリシムテムの利用者の動向を分析した多くの資料が提供されている。例えば、来日した外国人がどのような経路で山梨県に入り、どこを訪れ、そして、どのような経路で山梨県から出ていくのかといった動向を把握することができる。もっとも、この資料の活用について担当課に質問したが、観光客が富士山エリアから静岡県側に移動してしまい、山梨県中南部及び北部へ誘導させることができない点など問題点は把握しているが、データを十分に活用できていないとのことであった。

(2)委託料の支払

本委託事業は、平成 28 年度に締結した3年間の長期継続契約による。そして、委託契約書によると、受託業者は年度毎の委託料を県に請求するものとされ、県は、受託業者の請求書に従って平成 29 年度は契約金額を概ね3等分した金額を委託料として支払っている。

ただ、年度毎の委託料の算定方法、支払時期について委託契約書に具体的な規定が存在していない。この場合、3年間の委託料について、受託業者からは、単純に3等分した請求のほか、作業量の多い初年度のみ多めに割り付けた請求等も想定されてしまい解釈が一義的に定まらない。そのため、受託業者からの請求は、法的根拠が一部不明瞭になっている。

3 指摘及び意見

(指摘)委託料の分割金額の明記

長期継続契約とした場合、年度毎の請求の根拠を確かなものとし、かつ、その金額の予測可能性を確保するため、年度毎の支払額(又はその算定方法)を契約書に明記するべきである。

(意見)動向データの活用

委託先から業務完了報告書としてユーザー動向、利用分析が提出されている。この資料が 事業立案に効果的に活用できる仕法を検討することが望まれる。

(22)ウォーキングアプリを利用した県内周遊観光促進事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

県内周遊観光を促進するため、歩数計測機能のあるスマートフォン利用者をターゲットに、歩数に応じて観光スポットを巡るバーチャルツアーを体験できるウォーキングアプリを活用して山梨県の観光資源の魅力を効果的にPR しようとする事業である。

(2)委託する理由

ウォーキングと観光資源のPRを結び付けた「歩いておトク」は、山梨県の観光資源の魅力を継続的にPRできるアプリケーションであり、また、同種のアプリケーションは他に存在しないため、アプリケーションを作成運用する業者に委託する必要がある。

(3)契約方法等

契約方法:単独随意契約(長期継続)

事業の主旨に合致するアプリケーションとして株式会社 De NA ライフサイエンスが提供する「歩いてオトク」があるところ、同種のアプリケーションは他に存在しないため、同社との単独随意契約としている。

委 託 先:株式会社DeNAライフサイエンス

契約期間:平成29年8月1日から平成30年3月31日

契約金額:2,160,000円

2 検討

(1)随意契約の経緯

事業創設の経緯からすれば、当初より株式会社 De NA ライフサイエンスが提供するアプリケーションと連携し、同社に業務委託することを前提としていたと考えざるを得ないが、上記アプリケーションと連携して観光促進事業を行うと意思決定したプロセスが不明である。

確かに、先進的な事業目的を遂行するための唯一無二の技術、商品を特定の者が有している場合、その者との随意契約により業務委託することは必要性が認められるし、財務規則等に沿うものである。しかし、入札や見積り合わせを省略して執行するため、目新しさだけが先行し、経済的合理性を吟味する機会に乏しくなる危険をはらんでいる。そのような事業創設にはより慎重な判断が求められるべきであるし、事後の検証可能性が確保されるべきである。

(2)効果測定

アプリケーションの利用を進めると、県内の観光地で使用できるクーポン(トラベラーズパスポート)を取得することができる。このクーポンの利用実績を直接に追跡調査できれば端的に観光客誘致の効果を見て取れるが、性質上困難とのことで実施されていない。 平成30年度は、クーポンを表示した端末の位置情報等を組み合わせ、可能な限り利用実績を調査していく計画である。

3 指摘及び意見

(意見1)事業創設の経緯の検証可能性の確保

一般的に新規事業を創設する場合はもちろん、特に単独随意契約を行うことが想定される場合は、事業創設の経緯を明確に記録化することとし、検証可能性を確保できるよう取り組むことを望む。

(意見2)効果測定の検証可能性の確保

本事業の目的は、県内周遊観光を促進することにある。そうであれば、アプリケーションの利用者に対する県内観光PRにとどまらず、具体的な誘客効果に繋げること、その誘客効果を確認できるアプリケーションの仕組みを委託事業の仕様に盛り込むことを望む。

(23)富士の国やまなしスポーツコンシェルジュ設置事業費(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

地域のスポーツ文化の醸成を図るとともに、スポーツによる集客を推進し、観光産業を活性化するため、スポーツツーリズムの情報提供やスポーツイベント等の受入支援等をワンストップで行う窓口「富士の国やまなしスポーツコンシェルジュ」につき、これを広く周知するため、イベント等で配布するリーフレットの作成を委託する。

(2)契約方法等

契約方法:単独随意契約

富士の国やまなしスポーツコンシェルジュのホームページと合わせて周知の効果を高めるため、当該ホームページの素材を使用して作成する必要があることから、ホームページの作成業者であり写真等を所有しているグローバルデザイン株式会社でなければ業務を遂行できないため、同社との随意契約としている。

委 託 先:グローバルデザイン株式会社

契約期間:平成29年7月7日から平29年9月5日

契約金額:232,200円

2 検討

(1)リーフレットの配布

リーフレットは1万枚を作成し、旅行会社、各種スポーツ団体、宿泊施設等に配布した とのことである。

(2)今後の在り方

富士の国やまなしスポーツコンシェルジュ自体が、各種団体と担当課との繋ぎ役としての役割しか果たせておらず、当初の事業目標の見直しを含めて検討しているところである。 平成30年度のリーフレット増刷予定はない。

3 指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(24) 南アルプス山岳交通適正化協議会負担金(観光資源課)

1 負担金の概要

(1)負担金の目的・趣旨

南アルプス国立公園周辺の自然環境を保全し、かつ交通渋滞を解消することを目的として実施する、南アルプスのマイカー規制にかかる経費に対し、負担金を支出する。

(2)負担する理由

南アルプスのマイカー規制については、関係行政機関からなる南アルプス山岳交通適正 化協議会により、「自然環境保全のために実施するマイカー規制」として取り組んでおり、 地方公共団体(山梨県・南アルプス市・早川町)、事業者(山梨交通(株)・山梨県タクシ ー協会)、利用者(規制区間1回の通行につき1人100円の協力金)がそれぞれ規制経費を 負担することになっている。

(3) 負担した事業の内容(平成29年度実施内容)

県営林道南アルプス線(南アルプス市芦安芦倉・夜叉神ゲート~広河原間)及び県道南アルプス公園線(早川町奈良田・開運ゲート~広河原間)において平成29年6月23日(金)から平成29年11月5日(日)までの136日間、マイカー規制を実施した。

(4)負担金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
決算額	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

(5)負担先

南アルプス山岳交通適正化協議会(以下「協議会」という。)

ア 構成について

南アルプス山岳交通適正化協議会規約において次のとおり定められている。

【南アルプス山岳交通適正化協議会規約】

第3条(構成)

協議会は、南アルプス地区における自動車等による交通の適正化に関する行政機 関及び民間団体・事業者の代表、学識経験者等、別表に掲げる者をもって構成する。 別表

協議会 委員名簿

(平成30年3月15日現在)

(干成30年3月13日現在)			
No	所属	氏名	
1	環境省関東地方環境事務所長	Α	
2	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官	В	
3	南アルプス市長	会長C	
4	南アルプス市企業局長	D	
5	早川町長	副会長E	
6	南アルプス市観光協会事務局長	F	
7	南アルプス市商工会長	G	
8	早川町商工会長	Η	
9	早川町観光協会	I	
10	山梨交通株式会社取締役	監事J	
11	一般社団法人山梨県タクシー協会専務理事	K	
12	山梨県山岳連盟会長	監事L	
13	山梨県警察本部交通規制課長	M	
14	山梨県中北林務環境事務所長	N	
15	山梨県峡南建設事務所長	0	
16	山梨県観光部長	Р	

第5条(役員の職務) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、出納その他の会計事務を監査する。

第7条(事務局) 協議会の事務を処理するために、事務局を山梨県観光資源課に 設け、次の職員をおく。

事務局長 1名 事務局員 若干名

- 2 事務局長は、山梨県観光部観光資源課長をもって充てる。
- 3 事務局においては、協議会の運営及び収入支出等にかかる事務を行う。

イ 総会について

平成 29 年度の総会は、平成 30 年 3 月 15 日に開催されており、内容は次のとおりである。

- (ア) 平成 29 年度南アルプスマイカー規制の結果について
- (イ) 平成 29 年度南アルプス山岳交通適正化協議会収支決算見込について
- (ウ) 平成30年度南アルプスマイカー規制実施要領(案)について
- (エ) 平成30年度南アルプス山岳交通適正化協議会収支予算(案)について
- (オ)その他

2 検討

(1) 負担金について

県が使用している会計事務ガイドブックにおいて、負担金は、次のとおり説明されている。

ア 法令に具体的に明定されている負担金

法令上特定の事業等について、県が当該事業等から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの

イ 法令上支出義務を負わない任意負担金

県が任意に構成又は加入している各種団体の必要経費で会費的なもの

南アルプス山岳交通適正化協議会負担金は、「イ 法令上支出義務を負わない任意負担金」 に該当すると判断される。県関係者が協議会の委員を構成していることから、任意負担金 が適正額であるかどうかの検討を行うことは可能と考えられる。

協議会の収支決算を確認したところ、支出の部の総額は 16,021,601 円であり、そのうち ゲート管理に係る外注費支出は 14,526,000 円となっており、全体の 90.6%を占めている。 このゲート管理費については入札制度が導入されており、過去の入札結果は次のとおりである。

【過去の入札結果】

(単位:千円)

					=
年	度	予定価格	落札価格	落 札 者	入札参加業者数
平成 2	5年度	12,642	12,547	(株)センティス 21	5者(1者辞退)
平成 20	6年度	14,029	13,919	(株)センティス 21	5者
平成 2	7年度	17,539	17,388	(株)センティス 21	5者
平成 28	8年度	14,796	14,742	(株)センティス 21	6者(1者辞退)
平成 29	9 年度	14,688	14,526	(株)センティス 21	6者(1者辞退)

ゲート管理費に関する仕様書に異動がないのにもかかわらず、予定価格が毎年変わる理由を県に確認したところ、「毎年国が示す労務単価(人件費単価)が変更するため。」との回答を得た。しかしながら、毎年予定価格が変わるのにもかかわらず、任意負担金である県の負担が毎年3,500千円で変わらないことには疑問が残る。

(2)決算案の承認について

協議会の事業年度は、南アルプス山岳交通適正化協議会規約において次のとおり定められている。

【南アルプス山岳交通適正化協議会規約】

第9条(事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

決算案の承認は、「会長による決算案の作成」 「監事による会計監査」 「総会における決算案の承認」の流れで行われるべきであるが、平成 29 年度は、平成 30 年 3 月 15 日(事業年度終了前)に総会が開催され、平成 30 年 3 月 30 日に監事による会計監査が行われている。

3 指摘及び意見

(指摘)監事監査未実施の決算案の承認

監事監査が行われる前に総会が開催され決算案が承認されている。

監事による会計監査が行われた後の決算案を総会に諮り、決算案の承認を受けるべきである。 - 県関係者が協議会の委員を構成していることから、是正を促すべきである。

(意見)ゲート管理費(外注費)の変動に応じた負担金の見直し

事業費の大部分を占めるゲート管理費については、毎年国が示す労務費単価(人件費単価)

が変更することにより、毎年予定価格が異なっている。よって、県が負担する任意負担金も 見直されることを望む。

(25) 富士川観光センター運営費(観光資源課)

1 指定管理の概要

(1)施設の概要

施設の名称	山梨県立富士川観光センター		
心説の石が	山木朱立畠工川観儿ピンター		
所在地	南巨摩郡身延町下山 1578		
	富士川クラフトパーク内		
面積(敷地、延床面積など)	施設等の内容		
	建物構造 鉄筋コンクリート造地上平屋建て		
主な設備	情報発信館 121.13 m ²		
	ものづくり体験館 121.13 ㎡× 2		
	ふれあい交流館 121.13 ㎡×3		
	公衆便所 45.0 m ²		
	機械室他 128.06 ㎡		

(2)施設の特徴

地域の観光や物産に関すること等を情報発信することにより地域資源に対する理解を深めるとともに、こうした地域資源を活用した産業観光を振興し、地域住民相互及び観光客との交流を促進することにより地域の活性化を図る役割をもっている。

また、道の駅でもあることから、休憩施設や地域の連携機能も担っている。

(3)指定管理者

合同会社富士川・切り絵の森

(4)指定管理者の選定手続き

公募

審査の方法

平成 25 年 8 月 12 日から 8 月 20 日まで募集を受付け、5 名の外部有識者によって指定管理者を選定している。

(5)指定管理の内容

指定期間 5年(平成26年4月1日から平成31年3月31日)

指定管理料(指定管理料及び利用料金制併用など)

協定の期間の総額として91,055,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度

指定管理者が行う業務の内容

センターの維持保全に関する業務

地域の観光や物産に関する展示及び情報発信業務

地域の自治体、NPO法人、各種団体等が開催するイベント等の利用調整などに関する業務(収益事業を除く)

「道の駅」の運営に関する業務

その他知事が必要と認める業務

(6)最近の業務の概要

(単位:千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数		9,404 人	14,325人	16,732人	18,983人
収)	、計	17,939	17,691	17,535	17,955
内	指定管理料	17,930	17,691	17,535	17,955
内訳	その他収入	9	0	0	0
支出	出 計	17,761	17,608	17,526	17,952
内	人件費	5,263	6,570	8,508	7,529
訳	人件費以外	12,498	11,038	9,018	10,423
差引	I	178	83	9	3

(7)事業報告の提出

指定管理者は、「富士川観光センターの管理に関する協定書」(以下「基本協定書」という。)第 26 条 1 項に基づき、毎事業年度終了後 2 月以内に収支決算書を含む事業報告を提出している。

また、基本協定書第26条2項に基づき、指定管理者の各年度の決算が確定した後、速やかに財務諸表を提出している。

2 検討

(1)協定書に規定された専用口座を設けていない。

【富士川観光センターの管理に関する協定書】

(経理及び書類の整備)

第 11 条 指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務(センター以外の他の公の施設の管理業務を行う場合にあっては、センターと他の公の施設)を区分して経理しなければならない。

この場合において、管理業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものと する。

指定管理者から提出された財務諸表を確認したところ、指定管理者は管理業務以外の業務を行っているにもかかわらず、管理業務に係る専用口座を持っていなかった。

この件について、県の担当者に確認したところ、「指定管理者である富士川・切り絵の森は、富士川観光センター及び富士川クラフトパークにおける指定管理業務のみを業務として行っており、指定管理業務に係る金銭については、一つの口座で、富士川観光センター分と富士川クラフトパーク分を明確に区分したうえで管理を行っている」と回答を得た。

しかしながら、基本協定書の第2条の管理業務の内容には、「富士川クラフトパークの管理業務」は記載されていない。

また、基本協定書の第 11 条においても、カッコ書きに「センター以外の他の公の施設の管理業務を行う場合にあっては、センターと他の公の施設を区分して経理しなければならない」としている。

つまり、「富士川観光センターの指定管理業務」と「富士川クラフトパークの指定管理業務」は別の指定管理業務であるため、区分して経理しなければならない。そして、各々の管理業務専用の口座で管理する必要がある。指定管理者は管理業務に係る専用口座を設けていないため、協定書違反となる。

*「富士川クラフトパークの指定管理業務」は県土整備部が管轄している。

(2)事業報告書の収支決算額と元帳の金額が一致していない。

【富士川観光センターの管理に関する協定書】

(業務状況の聴取等)

第27条 県は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対して随時に、管理業務又は経理状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

指定管理者は区分経理をしていたものの、提出された事業報告書の収支決算額と元帳の 金額が不一致であった。 この件について、県の担当者に確認したところ、「指定管理者にヒアリングを行い、事業報告書作成担当者が、経理担当者からの十分な実績資料の提供を受けず、報告書の実績額の積み上げを行ったことが主な理由であることがわかった。」と回答を得た。

(3) 定期報告書提出日について

【富士川観光センターの管理に関する協定書】

(定期報告書)

第25条 指定管理者は、毎月10日までに前月の管理業務に関する次に掲げる事項 を記載した定期報告書を県に提出しなければならない。

指定管理者が定期報告書を提出した日(受付印日付)

平成29年4月分の定期報告書提出日:平成29年5月17日

5月分の定期報告書提出日:平成29年6月12日

6月分の定期報告書提出日:平成29年7月11日

7月分の定期報告書提出日:平成29年8月15日

8月分の定期報告書提出日:平成29年9月11日

9月分の定期報告書提出日:平成29年10月10日

10月分の定期報告書提出日:平成29年11月10日

11月分の定期報告書提出日:平成29年12月8日

12月分の定期報告書提出日:平成30年1月9日

平成30年1月分の定期報告書提出日:平成30年1月13日

*(1月分の定期報告書提出日は受付印日付の誤りであると思われる。)

2月分の定期報告書提出日:受付印日付不明瞭

3月分の定期報告書提出日:平成30年4月12日

3 指摘及び意見

(指摘1)専用口座の設置

指定管理者は管理事業に係る専用口座を設け金銭を管理すべきであり、県は、指定管理者 に対する指導を徹底する必要がある。

(指摘2)適切な事務処理に基づく事業報告書の作成

事業報告書の収支決算額は、区分経理した元帳を基に作成するべきであり、「事業報告書作成担当者が、経理担当者からの十分な実績資料の提供を受けず、報告書を作成した」ことは、言語道断である。

指定管理者は、適切な事務処理を行うべきである。また県も、指定管理者の報告書のチェックを徹底するべきである。

(指摘3)報告書の期限内の提出

およそ半数の月で定期報告書提出日が、提出期限を過ぎているため、協定書違反となる。 指定管理者は定期報告書を提出期限までに提出し、県は、指定管理者に対する指導を徹底 すべきである。

(26) 南アルプス山岳安全推進事業費補助金(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

南アルプス白根三山における登山者の安全を確保するため、南アルプス市営山梨県北岳山荘に「北岳救護所」を設置し、この救護所の円滑な運営と安定した救護活動を実施することに対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、南アルプス山岳安全推進事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 19 年度 / 終期なし

(4)補助金対象事業

北岳救護所で行われる救護活動事業

(5)補助金対象経費及び補助率

補助金対象経費は次のとおりであり、補助率は補助金対象経費の2分の1とし、500,000円を限度とする。

- ア 事業に参加する医師、学生、看護師等の報償費、交通費及び宿泊等に要する経費
- イ 医薬品等の補充並びに医薬器具の整備に要する経費
- ウ 医師、学生、看護師等に対する傷害保険料
- エ その他知事が必要と認めたもの

(6)補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	500	500	500	500	500
決算額	500	500	500	500	500

(7)交付先

南アルプス市。事業主体は南アルプス市、開設者は昭和大学医学部「北岳診療班」となっており、両者の間では「南アルプス市「山梨県北岳山荘」診療所開設業務協定書」(以下「協定書」という。)により本事業に関する協定が締結されている。

(8) 実績報告書

南アルプス山岳安全推進事業費補助金交付要綱第9条の実績報告書は平成30年2月21日に提出されており、同日付で県による検収が行われている。

2 検討

(1) 実績報告書の提出期限について

南アルプス山岳安全推進事業費補助金交付要綱第9条において、実績報告書の提出期限は、「補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする」となっている。当該補助事業の完了の日は、昭和大学医学部「北岳診療班」が北岳救護所を開設した最終日である平成29年9月19日であり、実績報告書の提出期限は平成29年10月19日になる。よって、南アルプス市からは提出期限後に実績報告書が提出されたことになる。

(2) 県による検収について

実績報告書に添付された事業実績書(第7号様式)と収支精算書(第8号様式)の業務 赴任者総人数に次のような差異が生じている。

	事業実績書(第7号様式)	収支精算書(第8号様式)
医 師	13 名	14 名
看 護 師	9名	9名
医学生	50 名	57名
看護学生	11 名	11 名
合計	83 名	91 名

また、協定書第3条(6)において報酬費は次のように定められている。

【協定書】

第3条(協定業務に要する経費)

協定業務に要する経費のうち、以下のものについては南アルプス市が負担する。

~省略~

(6)報償費

報償金額は一名一回の赴任につき下記のとおり算出する。

医師 13,000 円 看護師 10,000 円 医学生 5,000 円 看護学生 5,000 円

業務赴任者総人数に基づいて報償費が計算されるのにもかかわらず、事業実績書(第7号様式)と収支精算書(第8号様式)の整合性の検証が行われていない。

3 指摘及び意見

(指摘1)実績報告書の提出期限内の提出

県は実績報告書が提出期限内に提出されるように、交付先に対して指導を行うべきである。

(指摘2)実績報告書の適切な検収

実績報告書に添付された事業実績書と収支精算書の業務赴任者総人数が異なっている。業 務赴任者総人数に基づいて報償費が計算されているため、県は実績報告書から知り得た情報 について、最大限の注意を持って検収にあたるべきである。

(27) オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費(観光資源課)

1 事業の概要

(1) 事業の内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催前後には、東京都に隣接し、世界遺産富士山を有する本県には多くの観光客が来県することが予想される。

魅力ある観光地として本県が選ばれるためにどんなことが必要なのか、観光事業者や県民に対して、おもてなし意識の涵養、受入体制づくりの推進を図るためのフォーラムを開催する。

(2)事業期間

平成 28 年度から平成 31 年度(東京オリンピック・パラリンピックの前年)

(3)予算額及び決算額の推移

(単位:円)

年	度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算	拿額	905,000	706,000	706,000
決算	拿額	768,465	365,949	

(注) 平成 28 年度は予算・決算額にチラシ作成料が含まれているが、平成 29 年度については、予算・決算額にチラシ作成料は含まれていない。

(4)決算額の内訳

「やまなし観光フォーラム 2017」開催に係る費用

講師、パネラーへの謝金 326,000 円

旅費 24,949 円

手話通訳者への役務費 15,000円

講師の謝金は一般社団法人パラリンピアンズ協会の口座へ振り込まれ、パネラー、手話 通訳者への謝金等は各パネラー、手話通訳者が指定した口座へ振り込まれている。

また、源泉所得税についても、適正に処理されている。

2 検討

(1) 随意契約について

【会計事務ガイドブック】

「見積合わせを省略することができる場合」

・一個人又は一会社の専有する物品を購入するとき。 省略

「見積書を省略することができる場合」

- ・特定原稿の執筆依頼等相手方に依頼する場合で、契約の内容、目的から相手方が特 定されているもの
- ・特定の取引価格によらなければ不可能又は困難であると認められるなど契約の内容、 目的から相手方が特定されているもの

省略

県は、フォーラムの開催のための講師の選定に相見積もりをとらないで、随意契約を行っている。

この件に関し、県からは、山梨県財務規則第 137 条第 5 講第 3 号中「見積書を徴する必要がないと認められるとき(運用通知第 137 条関係 7 - オ 特定の取引によらなければ不可能又は困難であると認められるものなど契約の内容、目的から相手方が特定されているもの)」に該当する旨の回答があった。

しかし、事業内容は、パラリンピックで活躍している方を講師として招き、おもてなし の心の育成、魅力ある観光地域づくりについて話し合うことであるため、講師がひとりに 特定されるわけではない。

3 指摘及び意見

(意見)一個人又は一会社に限定されない場合の、相見積もりの徴取

2者以上から見積書を徴する理由は、有利な金額で事業を遂行できるか比較検討するためである。

一般社団法人パラリンピアンズ協会には、多くの会員がいると思われるが、パラリンピック選手の講師派遣会社等は、一般社団法人パラリンピアンズ協会以外にも存在する。

事業目的から相手が特定されるというのであれば、他者ではできないことを客観的に確認する必要があると考える。取引相手が特定の1者に限定されない限りは、相見積もりを取り比較検討をすることを望む。

(28)峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補助金(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

峡東地域における滞在・周遊観光の促進を図るため、峡東地域ワインリゾート推進協議会が富士の国やまなし峡東ワインリゾート構想に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 28 年度 / 平成 30 年度

(4)補助金対象事業及び補助率

補助事業の内容	補助率及び補助限度額	
1 .情報発信に関する事業	補助率:1/2以内	
2.人材育成に関する事業	(ただし、峡東3市の負担額の合計を限	
	度とする。)	

(5)補助金対象経費

経費の区分	内容				
謝金	講師等謝金				
旅費	講師等旅費				
庁費	会議費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費				
事業経費	会場等賃借料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広告宣伝費、				
	機器借上・借損料、消耗品費、委託費、原稿料、報告書作成費、印刷				
	製本費、集計・分析費、その他知事が必要と認める経費				

(6)補助金の推移(過去2年間)

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	2,700	2,100	732
決算額	2,648	2,043	

(7)交付先

峡東地域ワインリゾート構想推進協議会(以下「協議会」という。)

(構成員)

山梨市、笛吹市、甲州市、山梨県、山梨市観光協会、笛吹市観光物産連盟、甲州市 観光協会、石和温泉観光協会、公益社団法人やまなし観光推進機構、山梨市ワイン 振興会、笛吹市ワイン会、勝沼ワイン協会、塩山ワインクラブ、フルーツ山梨農業 協同組合、笛吹農業協同組合、山梨市旅館業組合、石和温泉旅館協同組合、塩山温 泉旅館組合、勝沼ぶどう郷民宿組合、一般社団法人山梨県バス協会、一般社団法人 山梨県タクシー協会、一般社団法人ワインツーリズム(計22団体)

(8) 実績報告書

峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補助金交付要綱第8条の規定による実績報告書が平成30年3月5日に提出されている。

県は実績報告書の提出を受け、実績報告書の内容確認を行っている。

2 検討

(1)事業が完了した日と実績報告日

峡東ワインリゾートコンシェルジュ研修が平成 29 年 11 月 16 日、平成 29 年 12 月 19 日 及び平成 30 年 1 月 29 日に行われている。

これに関する実績報告書は平成30年3月5日に提出されている。

補助金交付要綱による提出期限は、当該研修が実施された日を事業完了日とすれば、1 か月後の平成30年2月28日である。

これについて県に確認したところ、「事業効果を把握するための研修参加者のアンケートを回収した日が平成30年2月8日であったためこれを事業完了日と考え、実績報告書の提出期限はこの1箇月後になるため、平成30年3月5日の実績報告書提出で問題ない」としていた。

確かに事業効果を把握するためには、アンケートなどが必要である。しかし、そもそも

要綱の期限は事業完了後、速やかに実績の確認を行う趣旨で設けられているはずである。 そのため、任意に遅らせることができるアンケートの作成及び回収日を事業完了日とすれば、要綱の存在意義がなくなるおそれがある。

要綱に事業完了日についての定義がないため、要綱違反の疑義が生じている。

(2)補助限度額と書類の保存について

【実績報告書抜粋】

(単位:円)

総事業費	補助金対象経費	県補助金	自己財源
4,087,029	4,087,029	2,043,514	2,043,515

上記1(4)補助金対象事業及び補助率で記載のとおり補助限度額は峡東3市の負担額の合計を限度としている。

協議会から提出された実績報告書では、峡東3市の負担額の合計がわからなかったため、 県に確認をしたところ、「実績報告書記載の自己財源の金額は、事業費として峡東3市が各 1,377,000円の負担金を拠出し、協議会の管理費については、別途、峡東3市を含む22団 体が各20,000円を拠出している。また、残額は次期繰越金となっている。これらは、協議 会の総会において口頭で説明し、了承を得ている」旨の回答を得た。

しかし、それらを裏付ける書類である負担金を規定した内規はなく、総会議事録については、備えてはいるものの会費・負担金額についての記載はなかった。

協議会の運営において、会費・負担金の金額の規定は大変重要な要素のひとつである。

(3)補助金交付団体の事務処理について

協議会は、随意契約により、広域ガイドマップの作成などを行っているが、随意契約理 由書を作成保存していなかった。

協議会の構成員は、県及び峡東3市を含む合計22の団体で構成されているが、協議会の 事業を、県から交付された補助金と峡東3市の負担金のみで賄っている。

つまり協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはない。補助金交付 団体の事業であるから、事務処理をしなくてよいというわけではない。

3 指摘及び意見

(意見1)事業完了日の明確化

アンケート回収日を事業完了の日としているが、研修を実施した日を事業完了日と考える こともできる。要綱に事業完了の日について明記されていないため、要綱違反の疑義が生じ ている。要綱に事業完了日について、明確に記載することを望む。

(意見2)会費・負担金の根拠の明確化

協議会が行う事業は県の補助金と、峡東3市の負担金で賄われていて、他の構成員は負担をしていない。しかしこのことは、事業の公益性を考慮するとやむを得ないと思われる。

ただし協議会は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。 県は協議会の構成員でもあることから、内部から組織の業務の適正を確保するための体制 の構築をすることが望ましい。

(意見3)事務処理の適正化

協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはない。

よって補助金交付団体の事業であっても、地方公共団体の事務処理に準じて(協議会で金額の基準を設けて)随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。

(29)峡東地域ワインリゾート構想推進モデル事業費補助金(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

峡東地域における滞在・周遊観光の促進を図るため、峡東地域ワインリゾート推進協議会が富士の国やまなし峡東ワインリゾート構想に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 28 年度 / 平成 30 年度

(4)補助金対象事業及び補助率

補助事業の内容	補助率及び補助限度額	
1 .情報発信に関する事業	補助率:1/2以内	
2.人材育成に関する事業	(ただし、峡東3市の負担額の合計を附	
	度とする。)	

(5)補助金対象経費

経費の区分	内容		
謝金	講師等謝金		
旅費	講師等旅費		
庁 費	会議費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費		
事業経費	費 会場等賃借料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広告宣伝費、		
	機器借上・借損料、消耗品費、委託費、原稿料、報告書作成費、印刷		
製本費、集計・分析費、その他知事が必要と認める経費			

(6)補助金の推移(過去2年間)

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	2,031	2,031	1,830
決算額	2,031	2,031	

(7)交付先

峡東地域ワインリゾート構想推進協議会(以下「協議会」という。)

(構成員)

山梨市、笛吹市、甲州市、山梨県、山梨市観光協会、笛吹市観光物産連盟、甲州市 観光協会、石和温泉観光協会、公益社団法人やまなし観光推進機構、山梨市ワイン 振興会、笛吹市ワイン会、勝沼ワイン協会、塩山ワインクラブ、フルーツ山梨農業 協同組合、笛吹農業協同組合、山梨市旅館業組合、石和温泉旅館協同組合、塩山温 泉旅館組合、勝沼ぶどう郷民宿組合、一般社団法人山梨県バス協会、一般社団法人 山梨県タクシー協会、一般社団法人ワインツーリズム(計 22 団体)

(8) 実績報告書

峡東地域ワインリゾート構想推進事業費補助金交付要綱第8条の規定による期限内に実 績報告書が提出されている。

県は実績報告書の提出を受け、実績報告書の内容確認を行っている。

2 検討

(1)事業が完了した日と実績報告日

峡東ワインリゾートモニターツアーが平成30年2月24日、25日に行われている。しか しながら実績報告書の実施期間が平成30年3月9日となっている。

これについて県に確認したところ、「委託業者には、モニターツアーの実施とアンケート調査を委託しているため、アンケートの集計を含む実績完了報告書の提出があった日が平成30年3月9日であったためこれを事業完了日と考えている」としていた。

確かに委託業者からの実績完了報告書は必要な書類である。しかし、そもそも要綱の期限は事業完了後、速やかに実績の確認を行う趣旨で設けられているはずである。そのため、任意に遅らせることができる委託業者からの実績完了報告書の提出日を事業完了日とすれば、要綱の存在意義がなくなるおそれがある。

結果として、今回は事業完了報告書が期限内に提出されているため問題はないが、要綱に事業完了日についての定義がないため、要綱違反の疑義が生じやすくなっている。

(2)補助限度額と書類の保存について

総事業費	補助金対象経費	県補助金	自己財源
4,063,000	4,063,000	2,031,000	2,032,000

上記1(4)補助金対象事業及び補助率で記載のとおり補助限度額は峡東3市の負担額の合計を限度としている。

協議会から提出された実績報告書では、峡東3市の負担額の合計がわからなかったため、 県に確認をしたところ、「実績報告書記載の自己財源の金額は、事業費として峡東3市が各 1,377,000円の負担金を拠出し、協議会の管理費については、別途、峡東3市を含む22団 体が各20,000円を拠出している。また、残額は次期繰越金となっている。これらは、協議 会の総会において口頭で説明し、了承を得ている」旨の回答を得た。

しかし、それらを裏付ける書類である負担金を規定した内規はなく、総会議事録については、備えてはいるものの会費・負担金額についての記載はなかった。

協議会の運営において、会費・負担金の金額の規定は大変重要な要素のひとである。

(3)補助金交付団体の事務処理について

協議会は、随意契約により、業務委託を行っているが、随意契約理由書を作成保存していなかった。

協議会の構成員は、県及び峡東3市を含む合計22の団体で構成されているが、協議会の事業を、県から交付された補助金と峡東3市の負担金のみで賄っている。

つまり協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはない。 補助金交付団体の事業であるから、事務処理をしなくてよいというわけではない。

3 指摘及び意見

(意見1)事業完了日の明確化

委託業者からの実績完了報告書提出日を事業完了の日としているが、モニターツアーの実施日を事業完了日と考えることもできる。

結果として、今回は事業完了報告書が期限内に提出されているため問題はないが、要綱に 事業完了の日について明記されていないため、今後、要綱違反の疑義が生じる可能性がある。 要綱に事業完了日について、明確に記載することを望む。

(意見2)会費・負担金の根拠の明確化

協議会が行う事業は県の補助金と、峡東3市の負担金で賄われていて、他の構成員は負担をしていない。しかしこのことは、事業の公益性を考慮するとやむを得ないと思われる。

ただし協議会は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。 県は協議会の構成員でもあることから、内部から組織の業務の適正を確保するための体制 の構築をすることが望ましい。

(意見3)事務処理の適正化

協議会の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはない。

よって補助金交付団体の事業であっても、地方公共団体の事務処理に準じて(協議会で金額の基準を設けて)随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。

(30)峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費補助金(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

峡南地域における滞在・周遊観光の促進を図るため、富士川地域歴史・文化ツーリズム 推進会議が峡南歴史・文化ツーリズム構想に基づいて実施する事業に要する経費に対し、 予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 29 年度 / 平成 31 年度

(4)補助金対象事業及び補助率

補助事業の内容	補助率及び補助限度額		
1.情報発信に関する事業	補助率:1/2以内		
2.人材育成に関する事業	(ただし、市川三郷町、富士川町、早川		
3.受入環境整備に関する事業	町、身延町、南部町の負担額の合計を限		
	度とする。)		

(5)補助金対象経費

補助対象経費

- ・報償費(講師・アドバイザーなどへの謝礼等)
- ・旅費(講師、アドバイザーなどへの旅費等)
- ・需要費(印刷物、看板、被服、消耗品費等)
- ・役務費(郵送料、電話料、プロバイダ契約料・使用料、広告宣伝費、保険料 〔イベント等を行う上で必要なものに限る〕等)
- ・使用料及び賃貸料(会場使用料、機器使用料、冷暖房使用料等)
- ・委託料(Web サイト構築、講演会・研修会などの実施に関する委託業務等)
- ・その他知事が事業実施に必要と認める経費

(6)補助金の推移

(単位:千円)

		`
	平成 29 年度 平成 30 年	
予算額	1,000	1,000
決算額	998	

(7)交付先

富士川地域歴史・文化ツーリズム推進会議(以下「会議」という。)

(構成員)

市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、JR東海、市川三郷町商工会、富士川町観光物産協会、富士川町商工会、早川町観光協会、早川町商工会、身延町商工会、身延山観光協会、下部観光協会、南部町商工会、久遠寺、公益社団法人やまなし観光推進機構、山梨県(計18団体)

(8) 実績報告書

峡南歴史文化ツーリズム構想推進事業費補助金交付要綱第8条の規定による期限内に実 績報告書が提出されている。

県は実績報告書の提出を受け、実績報告書の内容確認を行っている。

2 検討

(1)補助限度額と書類の保存について

【実績報告書抜粋】

(単位:円)

総事業費	補助金対象経費	県補助金	自己財源
1,996,218	1,996,218	998,109	998,109

上記1(4)補助金対象事業及び補助率で記載のとおり補助限度額は峡南5町の負担額の合計を限度としている。

会議から提出された実績報告書では、峡南5町の負担額の合計がわからなかったため、 県に確認をしたところ、「実績報告書記載の自己財源の金額は、事業費として峡南5町が各 200,000 円の負担金を拠出したもので、残額は次期繰越金となっている。これらは、会議 の総会において口頭で説明し、了承を得ている」旨の回答を得た。

しかし、それらを裏付ける書類である負担金を規定した内規はなく、総会議事録につい

ては、備えてはいるものの会費・負担金額についての記載はなかった。 会議の運営において、会費・負担金の金額の規定は大変重要な要素のひとつである。

(2)補助金交付団体の事務処理について

会議は、随意契約により、ホームページ構築業務委託を行っているが、随意契約理由書を作成保存していなかった。

会議の構成員は、県及び峡南5町を含む合計18の団体で構成されているが、会議の事業を、県から交付された補助金と峡南5町の負担金のみで賄っている。

つまり会議の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはない。 補助金交付団体の事業であるから、事務処理をしなくてよいというわけではない。

3 指摘及び意見

(意見1)会費・負担金の根拠の明確化

富士川地域歴史・文化ツーリズム推進会議が行う事業は県の補助金と、峡南5町の負担金で賄われていて、他の構成員は負担をしていない。しかしこのことは、事業の公益性を考慮するとやむを得ないと思われる。

ただし会議は、会費・負担金の取り決めを規定した内規を作成する必要があると考える。 県は会議の構成員でもあることから、内部から組織の業務の適正を確保するための体制の 構築をすることが望ましい。

(意見2)事務処理の適正化

会議の事業は、実態として、地方公共団体の事業と変わりはない。

よって補助金交付団体の事業であっても、地方公共団体の事務処理に準じて(会議で金額の基準を設けて)随意契約の理由書の作成や、相見積もりを取るなどの事務処理を行うことを望む。

(31)安全登山推進事業費(観光資源課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

平成 29 年 10 月に「山梨県登山の安全の確保に関する条例」(以下「登山安全条例」という。)が制定・公布されたことに伴い、登山の安全を確保するための体制の整備を図り、また冬期における登山者の実態調査や登山者に向けた啓発活動を行うことを目的として、各種事業について委託する。

(2)委託する理由

過去最多となった平成 28 年を上回るペースで平成 29 年の山岳遭難発生件数が推移していることや、危険率が増す冬期をこれから迎えることから、登山安全条例を広く周知し、安全登山のため啓発活動を実施していく必要があるため。

(3)契約方法等

各種事業	契約方法	委託先	契約金額
登山安全条例制定周知ポス	随意契約	(株)サンニチ印刷	165,240円
ター作成に要する経費	(見積合せ)		
登山安全条例制定周知チラ	随意契約	(株)サンニチ印刷	320,760円
シ作成に要する経費	(見積合せ)		
登山安全条例啓発冊子制作	随意契約	(株)アドブレーン社	1,598,400円
委託に要する経費	(単独)		
雑誌への広告の掲載に要す	随意契約	(株)山と渓谷社	810,000円
る経費	(単独)		
JR甲府駅ポスター掲示に	随意契約	(株)ジェイアール東日	142,128円
要する経費	(単独)	本企画	
冬期登山実態調査に要する	随意契約	(株)ライフパシフィッ	2,926,800円
経費(富士山・南アルプス・	(単独)	クデザイン山梨営業所	
八ヶ岳)			
標識設置工事(南アルプス	指名競争入札	協和産業(株)	2,463,480円
市芦安芦倉地内外)	(5者)		

2 検討

(1)登山安全条例制定周知ポスター作成及びチラシ作成に要する経費について

ポスター作成、チラシ作成ともに登山安全条例を周知するためのものであり、支出負担 行為伺いの起案日も 29 年 11 月 7 日で同日となっている。山梨県財務規則(以下「財規」 という。)第 137 条第 1 項の制限金額(工事又は製造の請負:制限金額 250 万円)以内の契 約金額であるため契約方法は随意契約となっており、財規第 137 条第 3 項に基づいて見積 合せが行われている。

【財規第137条第3項】

3 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万円以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

いずれの見積合せも(株)サンニチ印刷と(株)少國民社で行われており、(株)サンニチ印刷が選定されている。ポスターとチラシで規格等が異なっているのにもかかわらず、 見積単価が次のような関係になっている。

・ポスター:(株)サンニチ印刷単価 153円 = (株)少國民社単価 180 円×85%

・チラシ : (株)サンニチ印刷単価 5.94円 (株)少國民社単価 7円×85%

この件について県に確認したところ、「いずれの業者も県の入札参加資格(平版印刷)を持つ業者であるため、業者選定は妥当と思われる。また、見積価格の算出はそれぞれの業者が行うものであるため、県としては提出された見積をそのまま受け取ることとなる。」との回答を得た。たしかに県が使用している支出負担行為伺いチェック表では、随意契約に関するチェック項目は次のとおりとなっており、その内容まで検証することを求めていない。

【支出負担行為伺いチェック表 (随意契約の場合)】

随意契約(見積合せ)の根拠や理由は適正か

見積合せを省略(1人の者から見積書を徴取)する場合、その根拠や理由は 適正か

見積書の徴取そのものを省略する場合、その根拠や理由は適正か

しかし、業者に対するけん制機能を働かせる観点からも、見積単価が上記の関係になっていることについて業者に質問をすることは必要ではないかと考える。

(2)登山安全条例啓発冊子制作委託に要する経費について

ア 県による山梨百名山手帳 (第4版)の作成について

県は単独での随意契約、見積合せの省略について、次のような理由を挙げている。

【随意契約(単独)並びに見積合せの省略の理由】

9月補正において情報や指導を受けることが比較的少ないと想定される山岳関係 団体等の組織に属さない個人登山者、特に登山者の中でも多い年齢層である 60 歳以 上の者に対して、登山安全条例の内容や登山の心得等を周知することを目的に、安 全な登山のための指針として常時携帯可能な冊子形式でガイドラインを作成するこ とになった。

冊子作成においては、平成 26 年度に作成した山梨百名山手帳(公益社団法人やまなし観光推進機構発行)がこの様式とデザインが保存しやすく情報量も多いことにより、山岳専門店や関係者の間で非常に好評であることから、実際に手にとってもらい周知するためには非常に効果的である。そこで、山梨の山の紹介記事については、山梨百名山手帳の写真や文章を使用することとなった。

その原版のすべての権利を(株)アドブレーン社が所有しているため、今回作成 する冊子の作成委託については(株)アドブレーン社と契約をする必要がある。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定、「不動産の買入れ又は借入れ契約、物品製造等のための物品売払い契約、その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないとき」により随意契約とする。

また、財規第137条第3項の規定について、上記の理由により見積書の徴取は(株)アドブレーン社1社とする。

県は、公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。)が発行していた山梨百名山手帳を元に、登山安全条例啓発冊子「登山を安全に楽しむための指針~山梨百名山手帳第4版~」を作成しており、冊子の発行元は「山梨県観光資源課」と表記されている。

イ 機構による山梨百名山手帳(初版・第2版・第3版)の作成について

山梨百名山手帳の平成 26 年度初版・平成 27 年度第 2 版・平成 27 年度第 3 版は、やまなし観光推進機構事業費補助金(山梨県の単独補助金)を原資に、機構により発行されたものである。冊子の発行元は「機構」と表記されている。

ウ 山梨百名山手帳の印刷原版の所有権について

印刷原版の所有権は、当事者間で別異の合意をしない限り、印刷業者に帰属するのが一般的である。これは、当事者間での請負契約の目的が印刷物を作成することであり、印刷原版を引き渡すことではないためである。よって、山梨百名山手帳の印刷原版の所有権は、(株)アドブレーン社が有していることになる。ただし、印刷業者が勝手に権利義務の譲渡等を行わないように規定を設けるのが一般的である。登山安全条例啓発冊子「登山を安全に楽しむための指針~山梨百名山手帳第4版~」に係る印刷物契約書でも第3条において次のような定めがある。

【印刷物契約書第3条】

第3条(権利義務の譲渡等)

乙((株)アドブレーン社)は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲(山梨県)の承諾を得た場合は、この限りではない。

よって、印刷原版の所有権が印刷業者に帰属していても、その使用については発注者 の承諾が必要になることが分かる。

機構が(株)アドブレーン社に対して権利義務の譲渡等を許可する承諾書等を交付することにより、県ははじめて機構が発行した山梨百名山手帳を元に新たな山梨百名山手帳を作成することが可能になるが、そのような書類は残されていない。

(3) 冬期登山実態調査に要する経費(富士山・南アルプス・八ヶ岳)について

ア 当初の仕様書による経緯

県は、指名競争入札に際して、過去に観光客入込客調査を実施した企業を中心に 10 社を指名したが、人員確保が困難であることが主な理由で、事前に 9 社が辞退した。入札に応じたのは(株)ライフパシフィックデザイン山梨営業所の 1 社のみとなった。予定価格は補正予算額と同額の 3,020,577 円(税込)であった。

(ア)第1回の入札について

第1回の入札額は8,600,000円(税抜)で予定価格を超えて落札できず、地方自治 法施行令第167条の8第4項に基づき、2回目の入札を行うことになった。

【地方自治法施行令第167条の8第4項】

第167条の8(一般競争入札の開札及び再度入札)

4 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(イ)第2回の入札について

第2回の入札額は8,300,000円(税抜)で再び予定価格を超えたことから落札者がなかった。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約が可能となるため、応札者と随意契約の協議に入った。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第8号】

第167条の2(随意契約)

随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

8 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき

(ウ)随意契約協議について

仕様書の条件では予定価格との差額の折り合いがつかないため、再度仕様を見直す こととなった。

イ 新たな仕様書による経緯

予算計上時の人件費(@12,600円/日)と業者の見積人件費(@36,000円/日)に大きな乖離があることが予定価格と入札額との差の主な原因であることが判明したことから、県は調査日数及び調査地点等を大幅に削減し、予算内で調査が実施できるように仕様を改めた。

仕様を見直したため、新たに指名競争入札をする必要があるが、12月下旬から調査を開始する必要があり、指名競争入札を改めて行う期間がないことから、地方自治法 167条の2第1項第5号に基づき随意契約による契約を行うこととし、新たな業者の選定は準備期間が短いことから困難なため、今回応札した(株)ライフパシフィックデザイン山梨営業所と契約交渉を行い、契約成立に至った。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号】

第167条の2(随意契約)

随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ウ 地方自治法第167条の2第1項第5号の解釈について

県が使用している会計事務ガイドブックでは、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の「緊急の必要」について、次にように説明されている。

【会計事務ガイドブック】

「緊急の必要」とは、天災地変その他の客観的事由から急施を要する場合で、公告の 期間等を短縮してもなお、競争に付するいとまがないようなときをいい、その認定は 契約担当者が客観的事実に基づいて行うこと。

天災地変その他の客観的事由の「その他の客観的事由」とは、天災地変と同等の事由を指しているのであり、県側の「12月下旬から調査を開始する必要があり、指名競争入札を改めて行う期間がないことから」といった理由は当てはまらないものと判断する。よって、地方自治法第167条の2(随意契約)を適用することはできない。

3 指摘及び意見

(指摘1)県と機構との権利義務の譲渡等に関する文章の作成

県は、外部組織である機構が発行した山梨百名山手帳を元に、登山安全条例啓発冊子「登山を安全に楽しむための指針~山梨百名山手帳第4版~」を作成している。印刷原版は委託先が有しており、その使用については機構の承諾がなければならないが、その事実を証する書類等は残されていない。

(指摘2)随意契約の解釈の見直し

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号において限定列挙されている。県は、第5号の「緊急の必要」の解釈を誤っており、本来随意契約により契約することはできない。

(意見)見積合せの内容の検証

財規第 137 条第 3 項に基づいて見積合せが行われる場合、県は提出された見積書を受取り、 金額判定するのみではなく、その見積書の内容も検証するように努めてもらいたい。

(32)安全登山対策検討事業費(観光資源課)

1 事業の概要

(1)事業の目的・趣旨

世界遺産富士山や南アルプスなどを抱える日本有数の山岳県として、登山者の安全を確保するために、「山梨県登山の安全の確保に関する条例」の制定を目的として「山梨県安全登山対策検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県安全登山対策検討委員会設置要綱(以下「設置要綱」という。)

(3)委員の構成及び任期

委員の構成は次のとおりであり、平成 29 年 4 月 28 日から平成 30 年 3 月 31 日を委員の 任期としている。

	分野	役職	氏名
1	山岳関係	山梨県山岳連盟	会長A
2		芦安ファンクラブ	事務局長 B
3		富士山吉田口旅館組合	組合長C
4	観光関係	山梨学院大学現代ビジネス学部	学部長 D
5	法律関係	柳町法律事務所(山梨県顧問弁護士)	弁護士E
6		山梨学院大学法学部	教授 F
7	行政関係	富士吉田市産業観光部	部長G
8		南アルプス市農林商工部	部長H
9		北杜市産業観光部	部長I
10		早川町振興課	課長J
11	救助関係	山梨県警察本部地域課	課長K

(4)委員会の活動実績

平成29年4月28日 第1回検討委員会

平成29年5月25日 第2回検討委員会

平成29年6月13日 第3回検討委員会

平成29年7月6日 第4回検討委員会

平成 29 年 7 月 18 日 山梨県安全登山対策検討委員会報告書提出

(5)事業費の内容

委員の検討委員会への出席に対して報酬及び旅費を支給している。

(6)事業費の内訳

ア 報酬

支給実績は次のとおりである。

	計算根拠	支給実績
会長A	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 3	29,400円
上記代理出席L	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 1	9,800円
事務局長 B	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 4	39,200円
組合長C	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 3	29,400 円
上記代理出席M	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 1	9,800円
学部長 D	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 4	39,200円
弁護士E	1回出席当たり単価 30,000円×出席回数 4	120,000円
教授F	1回出席当たり単価 9,800 円×出席回数 4	39,200円
部長G~課長K	無報酬	0円

イ 旅費

全委員一律で、「1キロ当たり単価37円×自宅等と県庁の往復距離×出席回数」で 計算された金額を支給している。

2 検討

(1)代理出席について

会長Aについては第2回検討委員会において同連盟からLが、組合長Cについては第4回検討委員会において同組合からMが代理出席しているが、設置要綱に代理出席に関する条項は定められていない。県側に説明を求めたところ、「この委員会が登山者の安全の確保を検討するためのものであるため、それぞれの分野から専門的な意見を聴くことは必須だった。委員が欠席になるとその分野からの見識、見解が得られなくなることから、委員と同等の見識を持つと認められる代理者の出席を求めたものになる。」との回答を得た。しかし、山梨県安全登山対策検討委員会設置要綱第3条では、委員の委嘱について次のとおり

定めている。

【山梨県安全登山対策検討委員会設置要綱】

第3条(委員の委嘱)

委員は、優れた識見を有する者から知事が委嘱する。

設置要綱上は、委嘱される者(委員)は団体ではなく、個人としているのであるから、 設置要綱に代理出席に関する条項を定めるべきであったと考えられる。

(2)弁護士Eの報酬単価について

弁護士 E についてのみ報酬単価が異なっていることについて県側に説明を求めたところ、「県財政課が示す「予算単価表」があり、それによると協議会等の委員単価は9,800円とされている。これとは別に、指定管理者選定委員会のうち公認会計士、弁護士等については1回50,000円とされており、これを勘案して、他の委員と異なる30,000円としている。」との回答を得た。各委員は、専門分野こそ異なるものの、「優れた識見を有する者」として委員間に優劣はなく、弁護士 E も例外ではないため、報酬単価を他の委員と同様に9,800円とするべきであったと考えられる。また、指定管理者選定委員会の支給実績を勘案したのは、「弁護士」と言う名称ありきで判断してしまった県側の誤りであると考えられる。

3 指摘及び意見

(指摘1)設置要綱に委員の代理出席に関する条項の明文化

設置要綱では委嘱される者(委員)を団体ではなく、個人としている。委員が欠席した場合に、欠席した委員の所属する団体からの代理出席を認めるのであれば、代理出席に関する 条項を定めるべきである。

(指摘2)報酬単価の設定の見直し

委員の報酬単価が一律9,800円となっているのにもかかわらず、弁護士についてのみ報酬 単価を30,000円としている。弁護士も「委員」であり、他の委員と報酬単価が異なることに ついて合理性を欠いている。

(33) 富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

山岳観光地として南アルプス地域(国立公園・県立自然公園) 八ヶ岳地域(国定公園) 秩父多摩甲斐地域(国立公園)(以下「自然公園等」という。)を清浄な環境に保ち、その自然景観をゴミ、空き缶等の汚れから守るため、山岳観光地の清掃を実施する団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 18 年度 / 終期なし

(4)補助金対象事業

山岳観光地の清掃を実施する団体の自然公園等の清掃美化活動事業

(5)補助対象経費及び補助率

補助金対象経費は次のとおりであり、補助率は補助対象経費の2分の1とし、1団体1,000,000円を限度とする。

- ア 常駐清掃人夫の賃金
- イ 知事が必要と認める高山帯での清掃人夫の賃金
- ウ 清掃用具等購入費
- エ 自動車の借上げ等美化清掃に直接必要な経費
- オ 高山帯等ゴミ搬出困難な箇所からのヘリコプターによる搬出に必要な経費
- カ 観光便所汲取料及び不燃ゴミ処理料
- キ 美化施設設置に要する経費
- ク 広域清掃活動に要する経費
- ケ その他知事が必要と認める経費

(6)補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	950	950	950	950	950
決算額	950	950	950	950	950

(7)交付先

南アルプス地域:南アルプス美化推進協議会 350,000 円 八ヶ岳地域:八ヶ岳南麓美化活動推進協議会 250,000 円 秩父多摩甲斐地域:甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会 350,000 円

(8) 実績報告書

富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱第8条の実績報告書 は、 各団体から提出期限内(事業を完了した日から起算して1箇月を経過した日)に提出されている。

2 検討

(1)事業者が作成する書類の支出科目及び備考欄について

補助金の額の確定は、交付要綱により限定列挙された補助対象経費の確認を行った上で、補助率(今回の場合は、補助金対象経費の2分の1(上限1,000,000円))の当てはめを行うことにより決定される。県が補助金対象経費を確認できるのは、次の2つの書類である。

- ・(補助金交付決定)補助金交付申請書に添付される収支予算書
- ・(補助金額の決定)実績報告書に添付される収支精算書

よって、県は事業者から提出される収支予算書及び収支精算書の支出科目の設定及び備考 欄の記載内容の充実が行われなければ、補助金対象経費を確認することは困難になる。

(2)甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会の収支予算書及び収支精算書について

補助金交付先である各協議会はいずれも市町村等の行政によって構成されており、甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会の構成員も甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、山梨県となっている。

甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会から提出された収支精算書は次のとおりである。

【平成29年度収支精算書】

収入 (単位:円)

項目	予算額	決算額	備考
負担金	1,000,000	1,000,000	30 万円×3(甲府市・甲州市・山梨市)
			10 万円×1 (北杜市)
補助金	350,000	350,000	富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業
			費補助金
繰越金	24,878	24,878	前年度繰越金
雑収入	122	0	利息等
合計	1,375,000	1,374,878	

支出 (単位:円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	1,340,000	1,340,000	各市事業費 128 万円
			内訳
			39 万円×3(甲府市・甲州市・山梨市)
			11 万円×1(北杜市)
			協議会事業費6万円
事務費	7,000	5,616	各市事業費振込手数料
会議費	2,000	2,000	
研修費	0	0	利息等
予備費	22,000	0	
合計	1,371,000	1,347,616	

県はこの収支精算書を検収し、補助金の額の確定を行っているが、次の疑問が生じる。

- ・この収支精算書の様式で補助金対象経費の確認は不可能である。
- ・各市町村が負担金を負担し、各市町村に事業費が支払われており、この収支精算書その ものの記載が適正ではないと考えられる。
- ・どのように補助率を当てはめたのか不明確である。

3 指摘及び意見

(指摘)実績報告書に添付された収支精算書の記載内容の確認と指導

事業実施主体は補助金を請求している甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会である。当該協議会から提出された平成29年度収支精算書によれば、各市町村が負担金を負担し、各市町村に事業費が支払われていることになっており、記載が適正ではない。また、県が補助金対象経費の確認及び補助率の当てはめが行なえるような収支精算書の様式になっていない。

よって、県は当該協議会に対して、収支予算書及び収支精算書の作成に関して補助金対象 経費の確認が行えるような記載を指導するとともに、収支精算書の再提出を求めるべきであ る。

(34) 富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

観光立県「富士の国やまなし」の確立を図るため、地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設を整備する者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令等・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

平成 16 年度 / 終期なし

(4)補助金対象事業

次に定める施設を整備する事業とする。

- ア 公衆トイレ、休憩所、観光案内所、駐車場、避難小屋、登山道及び遊歩道、展望施設 (四阿) 総合案内板
- イ ベンチ等休憩施設、広場及び園地、誘導標識類
- ウ 環境配慮型山小屋トイレ
- エ その他必要と認められる施設

(5)補助対象経費及び補助率

計画的かつ面的な観光施設整備を図る事業で、補助対象事業に要する経費が 5,000 千円 以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 自然環境の保全や歴史・文化的環境を活かした生活文化・芸術の香りあふれる地域づくりにより、観光地の魅力アップを図るもの
- イ 農山村の活用による参加・体験型観光をはじめ、新たな観光資源の創出を図るもの
- ウ 県内外の広域観光ルールづくりによる観光地の連携強化、情報提供の充実を図るもの
- エ 高齢者等に配慮したバリアフリー化を図るもの
- オ 国際観光推進のため、外国語併記を図るもの
- カ 環境配慮型山小屋トイレ施設の改善・整備を図るもの
- キ その他知事が必要と認めるもの

また、補助率は補助金対象経費の2分の1に補正率()を乗じた金額とし、一つの事業当たり10,000千円を限度としている。

県では補助対象施設を次の二つに区分して補正率を設定している。

- ・観光地トイレ・民間山小屋トイレ・外国人対応を目的とした施設(重点化事業) 総事業費×1/2×補正率0.855
- ・上記以外の施設 総事業費×1/2×補正率0.820

(6)補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	70,000	70,000	70,000	70,000	60,000
決算額	70,000	69,829	56,564	69,738	46,149

(7)交付先

(単位:円)

交付先	補助対象施設の種類	補助交付金額
甲 府 市	公衆トイレ(改修)	2,552,688
富士吉田市	公衆トイレ(設置)	8,550,000
大 月 市	公衆トイレ(設置)	4,617,000
都 留 市	園地 (整備)	8,550,000
南アルプス市	公衆トイレ(改修)	3,295,000
身 延 町	園地 (整備)	8,200,000
道 志 村	公衆トイレ(設置)	5,778,000
山 中 湖 村	駐車場(整備)	8,550,000
富士河口湖町	登山道(整備)	2,137,000
小 菅 村	登山道及び遊歩道(整備)	2,470,000
合 計		54,699,688

甲府市については、市営高成駐車場整地事業の用地交渉が難航しているため補助金申請の変更が行われた(変更前5,059,000円、変更後3,375,000円)。また、都留市については、公園整備事業について積雪により工事が行えない期間が長期化したことから繰越事業となっている(補助金申請額8,550,000円)。

(8) 実績報告書

富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱第 11 条の実績報告書は、各交付先から提出期限内(事業を完了した日から起算して 1 箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の 4月 10 日のいずれか早い期日まで)に提出されている。

2 検討

(1)補正率について

県は富士の国やまなし観光振興施設整備補助金について、各市町村に要望調査を実施しており、原則として各市町村から要望があった事業について全て採択する方針を取っている。そのため、予算上限を超えないように1(5)の補正率を導入して各市町村からの要望に応えられるように努めている。また、補正率を重点化事業とそれ以外の事業に区分して、異なる補正率を設定することにより、補助金の有効活用を促しているとも考えられ、評価に値する。ただし、重点化事業の補正率が0.855であるのに対して、それ以外の事業

の補正率が 0.820 となっており、より補正率に差を設けることは検討する余地があると考える。

(2)事後検証の実施について

富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱第 14 条では次のように定められている。

【富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱】

第14条(事後検証の実施)

- 1 補助事業者は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して、3事業年度目において、補助事業により整備した施設の効果について事後検証を行うものとし、その結果について、同年度の9月30日までに、補助事業に係る事後検証報告書(第11号様式)により知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、補助事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

第1項によれば、平成29年9月30日までに事後検証の実施を行わなければならないのは、平成26年度の補助事業である。しかし、この平成26年度の補助事業に係る事後検証報告書が補助対象事業者から提出されていない。この件について県に確認したところ、「担当者の勘違いにより、昨年度は平成24年度及び平成25年度の補助事業に係る事後検証報告書しか提出してもらっていない。今年度改めて平成26年度及び平成27年度の補助事業に係る事後検証報告書の提出をしてもらう予定である」との回答を得た。問題点として挙げられるのは次のとおりである。

- ・県は事後検証報告書の提出を促す立場で話をしているが、本来補助対象事業者が富士の 国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱第 14 条第 1 項に基づいて、自主的に事後検 証報告書を県に提出すべきである。
- ・平成 24 年度の補助事業に係る事後検証報告書も提出期限である平成 27 年 9 月 30 日まで に提出されていない。

事後検証報告書は、県が第2項の補助金の効果測定を行うために非常に重要な書類であり、 提出を怠った市町村に対しては、次回の補助金申請で減額率を設ける等の厳しい処分を下 すことが望ましいと考える。厳しい処分を下すことが、富士の国やまなし観光振興施設整 備補助金の有効活用に繋がると考えられるためである。

3 指摘及び意見

(指摘)事後検証報告書の提出期限内の提出

富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱第14条(事後検証の実施)によれば、補助対象事業者から事業実施後の3事業年度目の9月30日までに事後検証報告書を提出してもらう必要があるが、平成24年度及び平成26年度の補助事業に係る事後検証報告書が提出期限内に提出されてない。県は補助対象事業者に対して、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱第14条の説明を行い、補助対象事業者が自主的に事後検証報告書を提出するように周知を図るべきである。

(意見1)事後検証報告書の提出を怠った補助対象事業者に対するペナルティの検討

事後検証報告書は、県が補助金の効果測定を行うために非常に重要な書類である。事後検証報告書を提出期限内に提出していない補助対象事業者に対しては、次回の補助金申請で減額率を設ける等のペナルティを課すことを検討することを望む。

(意見2)補正率の検討

限られた予算の範囲内で各市町村からの要望に応えられるように補正率を導入していること、重点化事業とそれ以外の事業に区分して異なる補正率を設定していることは評価できる。 重点化事業とそれ以外の事業の補正率により差を設けることにより、さらなる補助金の有効活用が行われることを望む。

(35)観光施設維持補修費(観光資源課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

県観光資源課が管理する歩道や園地等の観光施設の補修維持を、全県4つに地域分け、秩 父多摩甲斐地域観光施設・富士山麓地域観光施設・八ヶ岳地域観光施設・南アルプス地域 観光施設)して業務を委託しており、迅速な補修を行うことを目的としている。

(2)委託する理由

観光客の安全と利便性の確保が必要であるため。

(3)契約方法等

(単位:円)

内容	契約方法	委託先	契約金額
増富歩道橋梁工事	一般競争入札	小澤工業(株)	10,044,000
	(参加1者のみ)		
秩父多摩甲斐地域観光施	指名競争入札	三森建設(株)	1,735,541
設維持補修業務委託	(参加5者)		
	(うち2者辞退)		
富士山麓地域観光施設維	指名競争入札	協栄エンジニアリング	3,657,573
持補修業務委託	(参加5者)	(株)	
八ヶ岳地域観光施設維持	指名競争入札	輿水土建 (株)	1,836,000
補修業務委託	(参加5者)		
南アルプス地域観光施設	指名競争入札	(有)清水工設	1,674,000
維持補修業務委託	(参加5者)		

2 検討

(1)観光施設維持補修の予算配分について

県は、4つに地域分け(秩父多摩甲斐地域観光施設・富士山麓地域観光施設・八ヶ岳地域観光施設・南アルプス地域観光施設)して業務を委託しており、次のような予算配分をしている。

(単位:千円)

地域	29 年度		28 年度		27 年度	
	予算	配分	予算	配分	予算	配分
秩父多摩甲斐地域	1,803	約 20%	1,800	20%	1,500	約 20%
富士山麓地域	3,596	約 40%	3,600	40%	3,100	約 40%
八ヶ岳地域	1,911	約 21%	1,800	20%	1,500	約 20%
南アルプス地域	1,684	約 19%	1,800	20%	1,500	約 20%
合計	8,996	100%	9,000	100%	7,600	100%

上記の予算配分について県に確認したところ、「県観光資源課が管理する歩道や園地等の 観光施設の距離・面積に基づいて配分している」との回答を得た。距離や面積等の規模に 応じて予算を配分することには合理性があるように思われるが、維持補修が必要となる施 設の優先順位とは関係がなく、また地域ごとに予算の配分割合を固定してしまうことによ り、掛けられる維持補修工事に制限を加える結果になってしまっている。

(2) 平成28年度包括外部監査の措置状況について

ア 八ヶ岳地域観光施設維持補修業務委託

(ア) 平成 28 年度包括外部監査の意見

平成23年度から5年間は指名業者が5者に限定されており、落札者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。指名業者を毎年、同一業者5者と限定することなく、新規参入業者にも入札機会を確保するよう、指名業者数の増加を望む。

(イ) 平成 28 年度包括外部監査の措置状況

平成28年度及び平成29年度は、新規参入業者による5者の指名としており、 輪番による落札は回避されている。

イ 秩父多摩甲斐地域観光施設補修業務委託(その1)

(ア) 平成 28 年度包括外部監査の意見

指名業者5者のうち2者が辞退、1者が不参加となり、実質2者での入札となっている。5者に限定することなく5者増しの7者を指名し、新規参入の機会を確保するよう、指名業者数の増加を望む。

(イ) 平成 28 年度包括外部監査の措置状況

平成28年度は、平成27年度に辞退及び不参加であった3者を除いた5者を 指名しているが、そのうち新規2者は入札を辞退している。また、平成29年度 も新規2者が入札を辞退している。

ウ 秩父多摩甲斐地域観光施設補修業務委託(その2)

(ア) 平成 28 年度包括外部監査の意見

実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されているが、それぞれの写真及び添付されている台紙のいずれにも日付の記載がない。業務委託の確実な履行確認のため写真若しくは台紙などへ履行日を記載するよう業者に指導し、確実に履行確認することを望む。

(イ)平成28年度包括外部監査の措置状況

県の指導により、平成 29 年度から写真若しくは台紙等に履行日及び日付が記載されていることを確認した。

3 指摘及び意見

(意見1)観光施設維持補修の4つの地域分けに基づく予算の配分の見直し

県観光資源課が管理する歩道や園地等の観光施設の距離や面積等の規模に応じて予算を配分することには合理性があるように思われるが、維持補修が必要となる施設の優先順位とは関係がなく、また地域ごとに予算の配分割合を固定してしまうことにより、掛けられる維持補修工事に制限を加える結果になってしまっている。県は、4つの地域の固定的な予算の配分を見直すことにより、維持補修が必要と思われる施設に優先的に予算が充当されるように努めることが望ましい。

(意見2)指名競争入札を辞退した指名業者に対するヒアリングの実施

観光施設維持補修は4つの地域に分けられているため、指名競争入札に参加する業者も地域の業者に分けられている。秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修については、新規の指名業者を入れても毎年辞退する業者が発生している。参加を辞退した業者に辞退理由等についてヒアリングを行うことにより、今後の業者指名に役立てられることを望む。

(36) 観光施設維持管理費(観光資源課)

1 委託契約等の概要

(1)委託等の内容

県有施設、自然遊歩道の維持管理業務を委託している。

(2)委託等する理由

利用者の安全確保が必要であるため。

(3)契約方法等

(単位:円)

内容		契約方法	委託先	契約金額
平成 29 年度観光施設(自然歩道・		随意契約	東京海上日動火災	230,960
園地等)賠償責	任保険	(見積合せ)	保険(株)	
平成 29 年度北岳	岳公衆トイレ運営委		北岳公衆トイレ運	1,962,400
員会に関する負	担金		営委員会	
平成29年度自	東海自然歩道		山中湖村	394,200
然步道管理委			忍野村	192,240
託に要する経			富士吉田市	157,680
費			富士河口湖町	1,162,080
			鳴沢村	226,800
			南部町	1,117,800
	八ヶ岳横断歩道		北杜市	356,400
	西沢渓谷歩道		山梨市	88,560
	三ツ峠歩道		西桂町	112,320
			富士河口湖町	126,360

2 検討

(1) 平成 29 年度自然歩道管理委託に要する経費について~北杜市~

観光施設維持管理業務委託は、観光施設維持補修業務委託(予算約900万円)を補完するもので、その業務内容は通年で自然歩道の掃除、草刈り、パトロールなどを行うこととなっており、自然歩道が所在する県内9市町村が受託をしている。北杜市については、他

の市町村と異なり、維持管理業務が 10 月 31 日で終了しており、通年での業務になっていない。

(2) 平成28年度包括外部監査の措置状況について~自然歩道管理業務~

ア 平成 28 年度包括外部監査の意見

自然歩道の管理を歩道が所在する富士吉田市外8市町村に委託しているが、管理 方法が各市町村によって独自のものとなっている。連続している自然歩道の管理に ついて、毎年ではなくても、県が主導して県内の統一した管理業務を行うことを検 討することを望む。

イ 平成 28 年度包括外部監査の措置状況

講じた措置は、「各市町村によって地形に特色があることから、歩道は独自の管理となっているのが現状であるが、各市町村で統一した歩道の管理について協議し、必要に応じて検討していくこととした。」とあるが、具体的な協議等は行われていないものと判断する。

3 指摘及び意見

(意見)統一した自然歩道の維持管理

統一した自然歩道の維持管理を行うことが、利用者の安全確保に繋がると考えられるため、 県が仕様書等を作成して、各市町村に周知するのが望ましいと考える。

(37)富士北麓駐車場運営費(観光資源課)

1 指定管理の概要

(1)施設の概要

,			
施設の名称	山梨県立富士北麓駐車場		
設置年月日	平成 23 年 7 月 1 日		
所在地	富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-84		
面積(敷地、延床面積など)	敷地面積 88,710 ㎡ (駐車場等 44,280 ㎡)		
	・駐車場面積 33,725 ㎡		
	内訳		
	第 1 駐車場 15,930 ㎡ 675 台		
	第 2 駐車場 8,935 ㎡ 339 台		
	第 3 駐車場 6,190 ㎡ 235 台		
	第 4 駐車場 2,670 ㎡ 110 台		
	・観光案内所、トイレ面積 198 ㎡		
	・バス乗降場、通路、浸透池等の面積 10,352 ㎡		
主要施設	駐車場、観光案内所		
提供する主なサービス	ア 駐車場施設及び設備器具の維持保全業務		
	イ 富士北麓地域の観光案内業務		
	ウ マイカー規制期間中の駐車場の運営管理業務		

(2)施設の特徴

富士山を来訪する観光旅行者の利便の増進を図ると共に、富士北麓地域の観光の振興に資する施設である。

(3)指定管理者

株式会社ピカ

(4)指定管理者の選定手続き

ア 公募

イ 審査の方法

平成 25 年 8 月 12 日から 8 月 20 日まで募集を受付け、5 名の外部有識者によって 指定管理者を選定している。

(5)指定管理の内容

ア 指定期間 5年(平成26年4月1日から平成31年3月31日)

イ 指定管理料

協定の期間の総額として 154,008,000 円(消費税等を含む)を限度

- ウ 指定管理者が行う業務の内容
- (ア)駐車場施設及び設備器具の維持保全業務

駐車場施設及び設備器具の維持保全業務を行う。

(イ)富士北麓地域の観光案内業務

富士登山をはじめ、富士北麓地域を中心とした観光案内業務を行う。

(ウ)マイカー規制期間中の駐車場の運営管理業務

スバルラインのマイカー規制期間中における臨時駐車場としての料金徴収などの 運営管理業務を行う。

(6)指定管理料の推移

(単位:千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
指定管理料	31,871	30,402	30,402	32,611

2 検討

(1)経理及び書類の整備について

山梨県立富士北麓駐車場の管理に関する基本協定書において、次のように定められている。

【山梨県立富士北麓駐車場の管理に関する基本協定書】

第12条(経理及び書類の整備)

乙(株式会社ピカ)は、管理業務と管理業務以外の業務(北麓駐車場以外の他の公の施設の管理業務を行う場合にあっては、北麓駐車場と他の公の施設)を区分して経理しなければならない。この場合において、管理業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものとする。

管理業務用の専用口座が設けられており、総勘定元帳で区分して経理されていることを確認した。

(2)業務の再委託について

山梨県立富士北麓駐車場指定管理者募集要項において、次のように定められている。

【山梨県立富士北麓駐車場指定管理者募集要項】

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

業務の一部のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に 申請し、承認を受けてください。

第10 事業実施状況のモニタリング(監視)等

1 モニタリング(監視) 評価の実施

(1) 県が行う評価

県は、モニタリング等に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況(利用者状況、事業計画の達成状況、収支状況等)についての事業評価を実施します。結果については、県のホームページ等に公表します。

ホームページで公表されている管理運営状況評価(モニタリング)シートによる収支状況は次のとおりである。

(単位:千円、%)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
収入	施設利用料	0	0	0	0
	指定管理者委託料	31,871	30,402	30,402	32,611
	その他	374	334	376	402
	収入合計(A)	32,245	30,736	30,778	33,013
支出	人件費	7,247	7,314	7,362	8,164
	県への納付金	0	0	0	0
	管理運営費	21,101	22,981	19,864	22,947
	うち外部委託費(B)	16,375	16,555	15,362	17,811
	支出合計 (C)	28,349	30,296	27,226	31,111
収支差額(A - C)		3,896	440	3,551	1,901
外部委託比率(B÷C)		57.8%	54.6%	56.4%	57.2%
利用者一人当たりの経費		1,065.1	1,178.3	1,072.9	963.7

さらに外部委託費の約60%が、マイカー規制期間である7月10日から9月10日の駐車場内交通誘導警備業務となっている。駐車場内交通誘導警備業務の外部委託先は、株式会社富士急ビジネスサポートである。株式会社富士急ビジネスサポートへの再委託については、平成29年6月30日で再委託に関する承認申請書が提出され、県より承認を受けている。しかし、県は申請に対して、株式会社富士急ビジネスサポートが警備業の許認可を有しているかどうかの確認を行わずに承認をしている。

3 指摘及び意見

(指摘)再委託先の許認可証の確認

再委託に関する承認申請について、許認可が必要な業務を再委託する場合には、県は許認可証等の提出を求めるべきである。許認可証等の確認により、再委託先が適正であるかどうかの判断は県が行うべきである。今回の警備業の認定期間は5年であるため、更新が行われたかどうかも確認すべきである。

(38)信玄公祭り開催費(観光資源課)

1 補助金の概要

(1)補助金の目的・趣旨

信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観 光振興の促進に資するため、公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。) が行う特別事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(2)根拠法令・条例・要綱等

山梨県補助金等交付規則、やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱

(3)創設年度/終期

昭和52年度/終期なし

(4)補助金対象事業

- ア 信玄公祭り甲州軍団出陣事業
- イ 信玄公祭り関連の各地方行事への助成
- ウ 信玄公祭りの宣伝・広報事業

(5)補助金対象経費及び補助率

この補助金の限度額及び補助率は予算の定めるところによる。

(6)補助金の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	30,182	30,182	30,182	30,182	30,182
決算額	30,182	30,182	30,182	30,182	30,182

(7)交付先

公益社団法人やまなし観光推進機構

(8) 実績報告書

やまなし観光推進機構特別事業補助金交付要綱第6条の期限内に実績報告書が提出され、 山梨県補助金等交付規則第13条に基づく業務確認、補助金の額の確定及び通知が行われて いる。

2 検討

(1)間接補助金事業者等の実績報告書の提出日について

【平成29年度信玄公祭り開催事業収支決算書】 (単位:円)

		<u> </u>	
項目	当初予算額	決算額	摘要
収入の部			
補助金	30,182,000	30,182,000	
収入の部合計	30,182,000	30,182,000	
支出の部			
信玄公祭り実行委員会補助金	26,947,000	26,947,000	第 46 回信玄公祭り
地方事業補助金 甲府市	2,000,000	2,000,000	第 46 回信玄公祭り
(甲府市信玄公祭り実行委員会)			
ポスター作成費	1,235,000	1,235,000	第 47 回信玄公祭り
支出の部合計	30,182,000	30,182,000	

^{*}信玄公祭り実行委員会の役員には、山梨県知事を筆頭に、多くの市長、関係団体、民間企業が名を連ねている

- *甲府市信玄公祭り実行委員会の役員には、甲府市長を筆頭に多くの関係団体、民間企業が名を連ねている。
- * 各実行委員会が機構に提出している収支決算報告書の内容については、指摘すべき事項は認められない。

本補助金は、機構へ交付されているが、機構は上記決算書のとおり、県から交付された補助金を、信玄公祭り実行委員会と甲府市信玄公祭り実行委員会(以下、「間接補助事業者」という。)への補助金と、次回の信玄公祭りのためのポスター作成に使用している。

信玄公祭りが毎年4月上旬に行われ、次年度のポスター作成が翌年3月に納品されるため、機構が事業報告書を平成30年3月13日に提出していても、結果として事業報告書は期限内の提出となり問題とはならない。

しかしここで検討しておきたい事項は、間接補助事業者の実績報告書の提出日についてである。

信玄公祭り事業完了日:平成29年4月9日

信玄公祭り実行委員が機構に実績報告書を提出した日:平成29年11月17日

甲府市信玄公祭り事業完了日:平成29年4月12日

甲府市信玄公祭り実行委員が機構に実績報告書を提出した日:平成30年2月1日

間接補助事業者の実績報告書の提出期限については、要綱等に明記されていないが、事業が完了してから半年以上経っての報告は、あまりにも遅いと言わざるをえない。

これについて県に確認したところ、「実行委員会の決算報告は、総会において承認されている。信玄公祭り実行委員会は県知事を筆頭に、県内首長や民間企業の代表など102名の役員により構成され、平成29年度総会は平成29年11月16日に開催されている。また、甲府市信玄公祭り実行委員会総会は甲府市長他、関係団体、民間企業の代表等66名の役員により構成され、平成29年度総会は平成30年1月29日に開催されている。実績報告の日付からも両実行委員会とも総会終了後速やかに実績報告書を提出している」ため問題ない旨の回答を得た。

確かに実績報告書を提出するうえで、総会の承認を得ることは重要である。しかしながら、各実行委員会は任意団体であるため必要であればいつでも総会を開催することができる状況である。そのため、総会の開催時期の関係上、実績報告書の提出が遅くならざるを得ないという理由は認められない。

3 指摘及び意見

(意見)タイムリーな実績報告

決算報告は、収入と支出の結果を予算と対比させ、事業を適正に執行したことを、関係者 に報告する重要な事務手続きである。そのため、間接補助事業者は、事業を完了した場合に は、適時(タイムリー)に実績報告をする必要があると考える。

現状の間接補助事業者が行う報告は、事業完了してから半年以上かかっているため、タイムリーな報告とは考えられない。

機構は、間接補助事業者を管理監督すべきであるため、間接補助事業者に事務運営の是正を求めることを望む。

あわせて県も、機構を管理監督し、補助金が適正に使われたかチェックしていくことを望む。

(39) 富士スバルライン適正利用者普及啓発事業費(観光資源課)

1 事業の概要

(1)事業の趣旨及び内容

マイカー規制の意義を周知するとともに、マイカー利用者に富士山五合目から富士北麓周辺地域への周遊観光を促すことで、観光事業者等への経済効果の向上を図る。

具体的には、富士北麓駐車場において、指定管理者が駐車場料金徴収時、駐車場利用者 に富士北麓周辺クーポン付きガイドブックを配布する。

(2)事業期間

平成29年度(単年度)

(3)予算額及び決算額

(単位:千円)

年 度	予算額	決算額
平成 29 年度	2,042	1,890

(4)決算額の内訳

「富士山周辺クーポン付きガイドブック」作成に係る費用 印刷費 1,890,000 円(35,000 部)

2 検討

(1) 随意契約について

【地方自治法施行令】

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の 範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【会計事務ガイドブック】

「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しない」の例

- ・目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。
- ・特殊な物品若しくは特別の目的を有する物品をその生産又は製造の場所から直接買い 入れるとき、又は特殊な技術を必要とする物品を買い入れるとき。
- ・地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。
- ・外国で契約するとき。
- ・国又は公共団体と直接契約するとき。

県は、富士山周辺クーポン付きガイドブック作成に関して随意契約を行っている。

「随意契約及び見積合わせ省略の理由」には、「随意契約会社は昨年パンフレット印刷を手がけ、半数以上の施設の写真やスキルを既に有している。他の業者に同様の発注を行う場合には新規に取材や記事作成を行う必要があり、事業に要する経費や時間から非効率である」ため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により競争入札に適さないとしている。

上記記載の県が使用している会計事務ガイドブック「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しない」例では、その取引の性質・目的が特別なものが列挙されている。 確かに過去の印刷物をそのまま重版するのであれば、会計ガイドブック記載例の「目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。」に該当すると考えられる。

しかし、今回の印刷物は、「半数以上の施設の写真やスキルを既に有している」ものの過去のパンフレットの類似のクーポン付きガイドブックである。随意契約の理由書にある「事

業に要する経費や時間から非効率である」ため「競争入札に適しない」という判断では、 一度落札した業者が必然的に今後随意契約することとなり、契約の公平・公正性が確保で きなくなるおそれもある。

3 指摘及び意見

(意見)必要性が明確に説明できる場合に限定した随意契約

地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外である。「非効率」と 考えられるから、随意契約をするというような契約担当者の恣意は排除するべきであると考 える。

随意契約は、非効率性のみを理由とせず、随意契約をしなければならない明確な理由がある場合に限定することを望む。

(40)経常経費(観光資源課)

1 事業の概要

- (1)経常経費の内訳について
 - ・「やまなし観光フォーラム 2017」チラシ・ポスター作成費 185,760 円
 - ・日本富士山協会 泰安市友好訪問団事業に係る外国旅行旅費 192,120 円
 - ・その他、外部監査対象外 288,942 円
 - ・経常経費は、観光資源課で必要な物品等が生じた場合、観光資源課が観光企画課と出 納局に協議のうえ支出される。

(2)「やまなし観光フォーラム 2017」チラシ・ポスター作成費の内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催前後には、東京都に隣接し世界遺産富士山を有する本県には国内外から多くの観光客が来県することが予想される。

そこで、まだまだ知られていない点が多いと思われる「パラリンピック」に焦点を当て、一般県民の心のバリアフリーやおもてなし意識の涵養、観光事業者の受入体制づくりに関するフォーラムを開催する。そのため、フォーラムを周知させるためのチラシ・ポスターを作成する。当初「023301 オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費」の予算段階では、チラシ・ポスター作成費用は認められなかった。

しかし、観光資源課は再度チラシ・ポスター作成の必要性を感じ、観光企画課と出納局と協議のうえ、認められて経常経費で支出している(議事録などがないため、詳細な話し

合い内容などの経緯は不明。)。

(3)日本富士山協会 泰安市友好訪問団事業に係る外国旅行旅費の内容

- ・日本富士山協会と中国山東省泰安市は、平成 19 年の温家宝首相の「中日両国人民の友好の土台は、泰山と富士山のように決して動揺することはありません」との国会演説を契機に「富士山・泰山友好山提携」を締結。
- ・平成 20 年第 1 回泰安市訪問団が派遣され、平成 28 年は泰安市側が訪日し、平成 29 年度は、4回目の泰安市訪問団を派遣した(基本は、隔年ごと相互に訪問する。)。
- ・県は、「日本富士山協会 泰安市友好訪問事業対応」のため、観光部国際観光交流課 総 括課長補佐に外国旅行を命じ、旅費を支出している。

2 検討

経常経費から特定の事業に係る費用を支出することについて検討する。

当初「オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費」の予算段階では、チラシ・ ポスター作成費用は認められなかった。

しかし、観光資源課は再度チラシ・ポスター作成の必要性を感じ、観光企画課と出納局に 伺いをたてて、認められて経常経費で支出している。

また、「日本富士山協会 泰安市友好訪問団事業に係る外国旅行旅費」については、予算を とらず、経常経費から支出している。

予算段階で経常経費の使途が決められていないとはいえ、本来経常経費とは、一般的に毎年度経常的に支出される経費であるため、概ね課の事務管理経費、施設の維持管理経費などを想定していると考えられる。

今回のチラシ・ポスター作成費用や外国旅行の旅費は、特定の事業に対する経費であり、 予算段階で認められていないものを、経常経費から支出することには疑問がある。

3 指摘及び意見

(意見)特定の事業に対する経費の支出

経常経費から支出したチラシ・ポスター作成費用や外国旅行の旅費は、特定の事業に対する経費であり、予算段階で認められていないものを、経常経費から支出することは望ましくない。予算外の支出を防ぐため、事業の内容を精査した上で必要な予算を要求することが望ましい。

(41)山梨県忠清北道姉妹締結25周年交流事業費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業の目的

山梨県と忠清北道の姉妹締結 25 周年を契機に交流を発展させるため、各種記念事業を行う。

(2)事業の概要

山梨県と韓国忠清北道は、相互理解と信頼を礎として、行政、経済、文化、芸術、スポーツ等広範囲な分野にわたる交流を推進し、協力し合い、双方の発展を図るとともに、日韓両国の友好親善に寄与し、ひいては世界の平和と繁栄に貢献するとして、平成4年3月27日に姉妹提携協定を締結した。毎年交流事業を行っているが、従来から5年ごとに知事レベルの交流事業を行っており、今回25周年にあたり双方の知事が訪問し合い交流事業を行った。今回の交流事業のフォローアップ事業として、両県道の観光客の誘客促進と観光分野における交流を強化するため、道観光協会及び道内旅行会社を対象とした本県へのファムトリップを実施することとなった。

(3)予算と決算額

(単位:千円)

当初予算額	決算額
8,556	5,763

(4)事業内容と決算額の内訳

韓国で行われる交流事業経費(平成29年8月28日~30日)

(単位:千円)

内容	決算額	摘要
航空券手配等交流事業等に関わる業	1,301	5 者による指名競争入札/東武トップ
務委託		ツアーズ (株)
参加者旅行旅費	127	旅費規程による
合計	1,428	

忠清北道訪問団受入経費(平成29年11月17日~18日)

(単位:千円)

内容	決算額	摘要
忠清北道訪問団宿泊等滞在及び移動	747	4者による指名競争入札/近畿日本ツ
に関わる経費		ーリスト (株)
山梨県国際観光交流課長主催昼食会	120	随意契約(単独)/ハイランドリゾート
		(株)
知事主催歓迎レセプション	897	随意契約(単独)/甲府富士屋ホテル
知事レセプション演奏者、記念品代	139	三味線、琴演奏
副知事主催昼食会	192	随意契約(単独)/古名屋ホテル
交流事業バナー設置等	356	随意契約(2者による見積合わせ)/
		(株)アドブレーン社
(県民の日)忠清北道ブース設置運	517	随意契約(2者による見積合わせ)/
営経費		(株)アドブレーン社
交流事業に係る郵送費	50	郵送費
合計	3,018	

観光交流強化事業(平成30年3月12日~15日)

(単位:千円)

内容	決算額	摘要
韓国旅行会社ファムトリップに係る	1,316	5者による指名競争入札/富士急トラ
経費		ベル(株)

2 検討

本県と忠清北道の姉妹締結(平成4年3月)25周年の記念行事に係る経費であり、5年毎に行われており20周年記念事業と同程度であり、本県訪問団が訪韓した時の歓迎と同程度の歓迎内容としている。山梨県友好訪問団の派遣、忠清北道友好訪問団の受入、記念式典、記念祝賀会の実施、観光交流強化事業としてのファムトリップに係る経費について適正であるか検討を行った。

3 指摘及び意見

(意見1)事前調整の実施及び経緯等の記録の作成

記念行事の規模について、訪問団の人員の違い(山梨県訪問団は5名、忠清北道訪問団15名)により双方の負担額が異なるので、事前に当事者間で調整が必要と思われる。特別な理由がある場合は、その事由も記録に残す必要がある。

(意見2)効果測定の実施

今回の交流事業として、観光交流強化事業で韓国旅行会社を対象にファムトリップを行っているが、意見交換会は行っているもののファムトリップを行った結果としての検証が行われていない。ファムトリップは、観光地に訪日外国人を呼び込むことを目的としたプロモーションツアーであることからしても、事業を行った結果どのような効果があり、また、どの様に今後に結び付けるかを検証する必要がある。

(42)外国青年招致事業費(国際観光交流課)

1 概要

(1) 事業の内容

語学指導等を行う外国青年を招致することにより、外国教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を通じ、本県と諸外国との相互理解の増進と地域の国際化を図る。我が国における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを目的として、地方公共団体等にて外国からの青年を任用することで、相互理解の増進を促し、我が国全体の国際化を進める。

当予算は招致する外国青年全体のうち、国際交流員4名分に係る部分の予算である(平成29年度は国際観光交流課に4名配置。)。その他の人員については、各学校等に配置されており、観光部執行の予算に係るものではない。

(2)支出の内容

国際交流員帰国者に対する帰国旅費の支払、外国青年招致事業に係るバスの借上げ賃の 支払、負担金の支払等である。

2 検討

(1)帰国旅費の支払について

帰国旅費の支払については、何らかの根拠が必要であるところ、招致外国青年任用規則に基づいて支給をしているところである。同規則は各地方公共団体が制定するものではあるものの、(一財)自治体国際化協会が作成し各地方公共団体に配布された案を基に、各地方公共団体が修正して運用しているとのことである。

招致外国青年任用規則第9条第2項は、「別に定めるところにより(注3)赴任及び帰国のための費用を弁償する」と規定している。また、同規則の別紙において、(注3)として、「「日本から本国の出発国際空港(日本国内から赴任した者については、出身国内の指定さ

れる国際空港)までの航空券又は相当分の金額」を別の定めとする。」としている。

そこで、この規則に則って適正に帰国旅費が支払われているか検討した。

今回の帰国旅費については、イギリス出身者であったため、成田空港からロンドンまで の航空賃及び甲府駅から成田空港までの電車賃が併せて支給されていた。

招致外国青年任用規則第9条第2項及び(注3)の文言からすれば、航空賃は支払うことができることは明確であるが、空港に至るまでのバス・電車賃等については明確な根拠がない。

(2) その他バスの借上げ賃等

次の観点等を中心に事務が適正になされているかどうか検討したところ、適正に処理されているものと認められた。

契約方法について

契約の種類が山梨県財務規則第137条第1項に定める「物件の借入れ」に該当し、予定価格が10万円以上80万円以下である。見積合わせによる随意契約によって契約すべき(同法同条同項、同法同条第3項)であるところ、2者による見積合わせによる随意契約によって契約されており問題がなかった。

請書・契約書等の徴取について

契約金額が50万円以下であるため、契約書及び請書のいずれも省略できる(山梨県財務規則第107条及び、運用通知第107条関係)ところ、特に問題はなかった。

支出の時期について

支出の時期について、支払遅延防止法より請求日より2週間以内の支払が必要なところ、 期限を徒過した支払はなかった。

3 指摘及び意見

(指摘)支払根拠となる規則の改訂

地方公共団体はその事業について、自らが定めた根拠なくして支出をすることはできない ことから、招致外国青年任用規則を改正し、バス・電車賃等の支払いについて規定すべきで ある。

(43)海外来県者対応経費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業目的

海外からの臨時的な来県者に対応するために要する経費

(2)事業概要

海外からの来県者に対応するために、通訳手配や歓迎レセプションなどを行った。

(3)予算と決算額

(単位:円)

	(1 = 13
予算額	2,000,000
決算額	1,833,035

(4)事業内容及び決算額の内訳

ガルーダインドネシア航空プレジデントコミッショナー来県対応

概要:信玄公祭り「ガルーダインドネシア航空隊」参加者の来県に伴う知事主催晩餐会に要する経費。平成28年8月トップセールス時にGAアリフ社長及び平成29年3月にゴーベルグループのゴーベル社長に、知事が信玄公祭りへの参加を提案したことを契機に実現したもので、来県するGAプレジデントコミッショナーは、同国前運輸大臣、ゴーベル社長は、前商業大臣であり、知事が対応するべき要人である。

時期:平成29年4月7日

内容	支払先	決算額 (円)	備考欄
知事主催晚餐会	甲府富士屋ホテル	397,746	32 名(うち県側6名)
陣羽織使用料	高津装飾美術	10,800	2 着
着物着付け体験料	伴野直美	48,000	報酬
ピアノ演奏	山本雅一	22,274	報酬
記念品	富士見工芸	7,560	軍配 2ケ
	合計	486,380	

信玄公祭りに係る海外来県者対応(バンコック銀行副会長外)

概要:第46回信玄公祭りに合わせて来県するタイのバンコック銀行副会長外、台湾の台北駐日経済文化代表処代表との昼食会。「おもてなしサロン」オープンセレモニーに参加の、タイ及び台湾その他各国駐日大使の要人の対応に要する経費。

時期:平成29年4月8日

内容	支払先		決算額 (円)	備考
知事主催昼食会	常盤ホテル		118,616	19名(うち県側3名)
陣羽織使用料	高津装飾美術		32,400	6 着
記念品	富士見工芸		22,680	軍配 6ケ
	Î	合計	173,696	

四川省外事僑務弁公室主任他による副知事表敬訪問対応

概要:中国・四川省とは、1985 年友好関係を締結して以来、職員の派遣・受入のほか、 文化・教育・研究分野等様々な形で交流を行い、友好を深めている。平成 27 年に は、友好締結 30 周年を記念して、相互に訪問団を派遣し記念行事を開催。今回、 友好地域との交流の深化、四川・日本間の経済貿易協力関係強化を目的に、外事 僑務弁公室主任ほかが訪日することになり、同省の友好地域である本県を訪問し、 主に観光、林業分野等に関する意見交換を行うこととなった。

時期:平成29年4月27日

内容	支払先	決算額 (円)	備考
観光部長主催昼食会	古名屋ホテル	69,008	10名(県側5名)
通訳	夏宝華	3,000	報酬
記念品	印伝屋上原勇七	20,217	印伝札入他計5ケ
	合計	92,225	

インドネシア大手財閥企業「CTコープ会長」来県対応

概要:本県との協力関係構築等のため来県するインドネシア大手財閥企業「CTコープ」会長の対応に要する経費。インドネシアで金融、小売、メディア、テーマパーク等の事業おを幅広く展開している大手財閥企業であり、ガルーダインドネシア航空会社の個人筆頭株主(全体の30%)であるハイルル氏の来日で、本県との協力関係構築や今後における連携事業の検討のため急遽来県し、県内観光施設等の訪問と知事との意見交換を行った。

時期:平成29年6月28日

内容	支払先	決算額 (円)	備考
知事主催晚餐会	常盤ホテル	159,294	13名(県側6名)
シャインマスカット他	笛吹農協	19,500	
記念品	印伝屋上原勇七	26,827	印伝ベルト他計3ケ
	合計	205,621	

駐横浜大韓民国総領事来県対応

概要:駐横浜大韓民国総領事の就任あいさつ。駐横浜韓国総領事館は、神奈川県・静岡県・山梨県を所管区域とし、同区域に在住する韓国人の保護や旅券発行業務、情報収集、自治体との国際交流等を行っている。今年度は、本県と忠清北道の姉妹締結25周年に当たり、本県から駐横浜韓国総領事館に対して、韓国文化公演の実施を依頼し、本県と共催で記念公演を実施した。

時期:平成29年7月5日

内容	支払先	決算額(円)	備考
記念品	印伝屋上原勇七	12,150	印伝財布

やまなし大使任命式等に係る海外来県者対応

概要: やまなし大使任命式のため来県する高雄市隆大営建事業股份有限公司・陳武聰董事長ほか14名の対応(やまなし大使任命式及び歓迎昼食会)に要する経費。

時期:平成29年9月4日

内容	支払先	決算額(円)	備考
歓迎昼食会	古名屋ホテル	145,004	16 名分(他 14 名は自
			己負担)
通訳	吉田恵貞	33,411	報酬
記念品	山梨県地場産業センター	6,414	ネクタイ
	合計	184,829	

日米中西部会に係る対応

概要:第47回日本・米国中西部会 日米合同会議 歓迎レセプション 県産品紹介ウエルカムドリンクに供するため、県産品購入に要する経費。歓迎レセプションで、各県の食文化を体験する機会をブースで提供する。納品先は、会場であるザ・キャピタル東急(東京)。

時期:平成29年9月10日

内容	支払先	決算額(円)	備考
県産ワイン	(有)なかざわ	49,434	ワイン 20 本
県産ミネラルウォーター	富士ミネラルウォーター(株)	6,960	10 ケース
	合計	56,394	

ハワイ山梨郷友会会長来県対応

概要:ハワイ山梨郷友会は、現在会員数 100 名程度でホノルルフェスティバルへの参加 や新年会、お盆祭り等の活動を行っている。今般、同会の日本ツアーに合わせ、 朝比奈会長及び理事会員の5名が知事を表敬訪問したことに伴う経費。

時期:平成29年10月19日

内容	支払先	決算額 (円)	備考
記念品	印伝屋上原勇七	8,553	印伝名刺入他計5ケ

宜蘭県中小校長協会の来県対応に要する経費

概要:今年度、台湾トップセールスにて知事が宜蘭県校長協会前理事長・理事と意見 交換を実施し、今後の訪日教育旅行で来県することで合意があった。今回、訪 日教育旅行の事前視察に伴う来県により、知事表敬訪問を行うこととなったこ とによる経費。

時期:平成29年11月21日

内容	支払先	決算額 (円)	備考
記念品	山梨県地場産業センター	27,450	ネクタイ5本

中華人民共和国駐日本国特命全権大使夫妻来県対応

概要:中華人民共和国駐日本国特命全権大使夫妻等の来県に伴う経費。

時期:平成30年2月18日

内容	支払先	決算額(円)	備考
知事主催歓迎昼食会	ハイランドリゾート(株)	140,940	15名(県側5名)
記念品	山梨県地場産業センター	18,800	ネクタイ4本
記念品	(有)カシワギ	12,182	スカーフ他計 3 ケ
	合計	171,922	

ジョグジャカルタ特別州関係者来県対応

概要:インドネシア・ジョグジャカルタ特別州大学関係者の来県に伴う県内水産業施設等の視察に要する経費。3月末に同州知事の本県訪問に伴い、事前に専門家による県水産業施設等の視察及び調査の対応経費。

時期:平成30年3月11日~13日

内容	支払先	決算額 (円)	備考
昼食	食事処丸天さかな屋	3,800	4名(県側3名)
懇親会	甲州ほうとう小作	6,940	4名(県側3名)
宿泊代	ホテル談露館	20,520	1名
	合計	31,260	

ジョグジャカルタ特別州訪問団来県対応

概要:インドネシア・ジョグジャカルタ特別州知事が本県を訪問し、知事表敬訪問をはじめ、県内の農業施設及び水産施設等を視察する経費。平成29年12月、知事がジョグジャカルタ特別州を訪問し、「友好協力に係る覚書に基づく合意書」を締結。農業、観光、人材育成、文化交流における取り組みについて合意。この際、知事を含む県関係者5名分の宿泊費、交通費についてジョグジャカルタ特別州側が負担したことにより、同州に相応するかたちで対応した。

期間:平成30年3月25日~3月28日

内容	支払先	決算額(円)	備考
知事主催歓迎レセプション	常盤ホテル	118,290	宿泊者以外分
宿泊代	常盤ホテル	81,750	
食事代	常盤ホテル	16,000	
移動貸切バス代	富士急トラベル	254,520	バス借上げ
ミネラルウォーター	岡島	3,525	2 ケース
アトラクション出演料	かがみもち	55,685	かがみもち (芸人)
記念品	(株)石友	33,480	ラペルピン 2 ケ
	合計	563,250	
他の事業費からの執行		180,695	
	差引	382,555	

2 検討

海外からの要人等の臨時的な来県者に対応する経費として事業費を計上しているが、各来 県者の対応と経費についての基準があるか検討を行った。

3 指摘及び意見

(意見)レセプションなどの対応基準の整備

本事業経費は、海外からの要人等で臨時的に対応する費用である。平成29年度においては、12件の来県者に対応を行い、知事若しくは副知事対応、歓迎レセプション、昼食会、アトラクション、記念品等の対応を行っている。各来県者の対応する理由については記録があるものの、対応方法については基準が設けられていない。年度当初は余裕があるものの、年度末には予算執行上苦慮することとなる。今後、海外からの来県者の増加が見込まれることから、来県の理由等を勘案した来県者への対応基準の整備が必要である。

(44)国際交流センター指定管理経費(国際観光交流課)

1 指定管理の概要

(1)施設の概要

施設の名称	山梨県立国際交流センター
開館時期	平成2年11月30日
所在地	甲府市飯田2丁目2-3
面積(敷地、延床面積など)	敷地面積:3476.56 m²
	建築面積:738.50 ㎡
	延床面積:2448.36 ㎡(うち 42.04 ㎡はパスポー
	トセンター)
	建物構造:RC造地上4階
主要施設	大会議室(80名収容)、交流室4(各15名収容)、
	宿泊室20(シングル)、宿泊室利用者共同調理場、
	フリースペース、閲覧コーナー、事務室
提供する主なサービス	国際交流活動等に係る普及啓発等
	国際交流活動等に係る情報の収集及び提供
	国際交流活動等に係る相談
	会議室・宿泊室等の利用

(2)施設の特徴

県民の国際交流活動や国際協力活動等の機会と場を提供し、もって国際化に即した地域 社会の発展に寄与する施設として設置された施設である。本県における民間の国際交流・ 国際協力の中核拠点施設といえる。

(3)指定管理者

(公財)山梨県国際交流協会

(4)指定管理者の選定手続き

公募

審査の方法

平成 25 年 8 月 12 日から 8 月 20 日まで募集を受付け、 5 名の外部有識者によって 指定管理者を選定している。

(5)指定管理の内容

指定期間 5年(平成26年4月1日から平成31年3月31日)

指定管理料 協定の期間の総額として 184,444,000 円(消費税及び地方消費税を含む) を限度

指定管理者が行う業務の内容

- (イ)センターの会議室(以下「会議室」という。)の利用の承認に関する業務
- (口)施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (八)国際交流及び国際協力に関する活動(以下「国際交流活動等」という。)に関する催 し及び講座の実施に関する業務
- (二)国際交流活動等に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (ホ)国際交流活動等に関する相談に関する業務
- (へ)前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(6)指定管理料の推移

(単位:千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
指定管理料	36,975	37,291	36,581	36,796

2 検討

(1)協定書に規定された専用口座を設けているか

【山梨県国際交流センターの管理に関する基本協定書】

(経理及び書類の整備)

第11条 指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務(センター以外の他の公の施設の管理業務を行う場合にあっては、センターと他の公の施設)を区分して経理しなければならない。この場合において、管理業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものとする。

指定管理者である山梨県国際交流協会作成の収支決算書によれば、指定管理業務だけではなく自主財源による業務を行っている。この場合、基本協定書第 11 条によれば、財源毎に口座を区分して、経理しなければならない。現地にて経理の区分状況、口座の管理状況について確認したところ、管理業務に係る専用口座を持っていなかった。

(2)各施設の稼働状況について

国際交流センター会議室の利用率は次のとおりである。

	午前	午後	夜	計	各室利用率
大会議室	50	67	29	146	16.06%
アイオワ	135	159	157	451	49.61%
ミナス	159	175	170	504	55.45%
四川	92	103	40	235	25.85%
忠北	37	146	103	286	31.46%
計	473	650	499	1,622	
時間帯利用率	52.04%	71.59%	54.90%		35.69%

利用率算出の方法

貸出件数実績/年間最大使用許可件数 によって求める。

年間最大使用許可件数とは、センター開館日 \times 3 (午前・午後・夜区分)であり、平成 29 年度のセンター稼働日は 303 日であったため、「計」を「303 \times 3 = 909」で除している。

全体の会議室利用件数は前年度比 101.9%であり、増加傾向にあるものの、依然として会議室利用率が高いとは言えない状況がある。

ところで、指定管理に付された公共施設の料金制度には、「代行制」と「利用料金制度」とがある。代行制は、条例により施設の使用料が定められ、その料金は指定管理者が徴収を代行するものの、最終的には地方公共団体の収入となり、別途、管理運営に必要となる経費が指定管理者に支払われる制度である。利用料金制は、指定管理者が収受した施設の利用料金を指定管理者自身の収入とする制度である(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項)。

利用料金制は、指定管理者となる事業者の経営努力を誘導し、会計事務の効率化を図ることができるとされているが、国際交流センターでは採用されておらず、これが会議室等の利用実績低迷の一因となっている可能性がある。

3 指摘及び意見

(指摘)専用口座を設けた管理

指定管理者は管理業務に係る専用口座を設け金銭を管理すべきであり、県は、指定管理者 に対する指導を徹底する必要がある。

(意見)利用料金制等の導入の検討

会議室のキャパシティに比して特に平日の駐車場の確保台数が小さい(平日約20台、土日約50台)こと等がボトルネックとなる可能性はあるが、将来的には当施設の指定管理における利用料金制等の導入を踏まえた検討が必要と思われる。

(45)国際交流センター施設修繕費(国際観光交流課)

1 概要

(1) 事業の内容

国際交流センターは、指定管理者との基本協定により、20万円以上の修繕については、 指定管理者ではなく、県の支出対応となる。

当センターは、平成2年に建設されており、既に27年が経過しており、設備の老朽化が 進んでいるため、所要の修繕をする必要がある。

(2)支出の内容

今年度は、関東電気保安協会から指摘を受けて行われた「特定電気設備(高圧引込ケーブル、真空遮断器、過電流継電器)の更新工事」及び次の事実関係の下行われた「防犯カメラ設置工事」の合計 2 件である。

山梨県国際交流センターの3階及び4階には派遣職員・留学生などが生活している。夜間から早朝(21時から8時30分)までは非常階段からの出入りとなり、入居者は鍵で出入口ドアから入退館をしている。現在、各種警備システムを導入していないところ、見覚えのない者の出入りが確認されているとの報告があった。警備システムの導入には委託費用の増加が想定され、予算的に対応が難しいため、3、4階に通じる非常階段及び正面玄関付近に防犯カメラを設置し、カメラ設置による犯罪抑止を図ることとした。

2 検討

次の観点等を中心に事務が適正に執行されているかどうか検討した。

(1) 防犯カメラの運用体制等について

国際交流センターの現地視察日において、カメラの運用状況を現地にて確認したところ 適正に管理されていた。全体の警備体制がどのような状況か等についても現地にて確認し た。

また、山梨県立国際交流センター防犯カメラ運用規程が定められているが、同規程は、第4条第2項において、管理責任者を直接「公益財団法人山梨県国際交流協会事務局長」と直接的に定めている。これについては、意見で述べるとおり問題があると考える。

(2)各種契約事務について

契約方法について

いずれの支払も「工事又は製造の請負」であり、予定価格が 10 万円以上 250 万円以下であれば見積合せによる随意契約が求められるため、この点について確認したところ、

問題はなかった。

請書・契約書等の徴取について

いずれの支払も契約金額が50万円を以上150万円以下であるため、契約書の徴取は省略可能であり、省略した場合は請書の徴取が求められる(山梨県財務規則第107条及び、運用通知第107条関係)ところ、この点につき問題はなかった。

支出の時期について

支出の時期について、支払遅延防止法より請求日より2週間以内の支払が必要なとこ る、期限を徒過した支払はいなかった。

3 指摘及び意見

(意見1)防犯カメラの設置と警備体制の見直し

カメラの設置によって、威嚇効果が見込め、一定期間の録画保存による事後的な対応については、対策が講じられたといえる。

しかしながら、各種センサー類等の機械警備や共通出入り口の暗証番号制などの物理的な 警備システムが導入されているわけではない。警備レベルが高いとはいえず、抜本的な解決 とまではなっていない状況である。今後とも予算等の制約もあることであろうが、警備レベ ルの向上に努める必要がある。

(意見2)防犯カメラ運用規程の改訂

指定管理者は公募によって選ばれるものであるから、規程内に一団体の名称をもってあらかじめ直接指定していることは好ましくない。公募が形骸化しているとの疑いを招く可能性があるため、単に「指定管理者の長」とすることが望ましい。

なお、同規定第3条第2項では、単に「指定管理者名」としていることから同様の措置は 可能と思われる。

(46)海外技術研修員受入事業経費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業目的

海外からの技術研修員を受け入れ、本県の技術・技能を習得させることにより、各国の 社会・経済の発展と繁栄に協力するとともに、国際交流活動への参加により、県民の国際 理解や多文化共生意識の醸成に寄与することを目的としている。

(2)事業概要

平成 29 年度山梨県海外技術研修員受入事業費補助金

研修員	研修種目	研修機関	滞在期間	補助金(円)
ブラジル連邦共和	太陽光発電	(株)早野組	平成 29 年 6 月 1 日~	1,111,060
国 研修員	技術		平成 30 年 1 月 24 日	
ペルー共和国 研	観光ビジネ	富士急トラ	平成 29 年 6 月 1 日~	1,186,690
修員	ス業	ベル(株)	平成 30 年 1 月 24 日	
ブラジル連邦共和	コンピュー	(株)YSK	平成 29 年 6 月 1 日 ~	1,098,930
国 研修員	ター技術	e-com	平成 30 年 1 月 24 日	
			合計	3,396,680

平成 29 年度 海外技術研修員「個別研修」業務委託

研修機関	研修期間	委託料(円)
(株)早野組	平成 29 年 7 月 ~ 平成 30 年 1 月	226,800
富士急トラベル(株)	平成 29 年 7 月 ~ 平成 30 年 1 月	226,800
(株)YSK e-com	平成 29 年 7 月 ~ 平成 30 年 1 月	226,800
	合計	680,400

平成 29 年度 海外技術研修員受入事業 集合研修業務委託

委託業務:山梨県海外技術研修員の集合研修(日本語及び日本文化の指導・教育)

委託先:(公財)山梨県国際交流協会

項目	金額(円)	内容
講師謝金 (日本語研修)	200,000	@2,000×100 時間× 1 クラス
講師謝金(日本文化講座)	12,000	@2,000×3時間×2回
研修教材費	5,832	
会議室使用料	33,660	@1,870×1部屋×18日
合計	251,492	

山梨県海外技術研修員及び外国人留学生等の受入に係る委託業務

山梨県海外技術研修員及び外国人留学生(以下「研修員等」という。)の受入に係る下記 の業務についての委託契約である。

- 一、研修員等の生活指導に関すること
- 二、研修員等の受入、保護及び安全に関すること
- 三、その他、委託業務を円滑に進めるために必要な業務

委託先	契約期間	委託料(円)
(公財)山梨県国際交流協会	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	2,907,052

海外技術研修員受入事業・国際交流センター使用に要する経費 海外技術研修員3名の山梨県国際交流センター宿泊使用料

月額(円)	使用期間	月数・日数	金額(3名)
34,000	平成 29 年 6 月 1 日 ~ 平成 30 年 1 月 23 日	7か月23日	791,970

海外技術研修員、自治体職員協力交流研修員の成果報告会及び研修報告書作成費

支払先	内容	金額(円)
(株)古名屋ホテル	研修成果報告会	113,864
(株)フジカワ紙販	研修報告書	83,116
(株)印傳屋上原勇七	記念品 印伝キーケース	8,553
(株)金峰社	個別研修先感謝状額縁	5,281
	合計	210,814

(3)事業費予算と決算額

事業内容	予算額(円)	決算額(円)
海外技術研修員受入事業費補助金	3,964,000	3,396,680
海外技術研修員「個別研修」業務委託	681,000	680,400
集合研修業務委託	552,000	251,492
受入に係る生活指導等の委託業務	2,980,000	2,907,052
国際交流センター使用料	816,000	791,970
成果報告会・研修報告書他	253,000	210,814
合 計	9,246,000	8,238,408

2 検討

(1)山梨県海外技術研修員受入事業費補助金

平成 29 年度の実施要綱と補助金交付要綱の記載のある資格要件が異なるため、現状に合わせた要綱を整備することが望ましいとの監査結果を受け、実施要綱の改正を行っている。また、補助金交付要綱は、実施要綱改正に併せて、資格要件、対象地域等の整備を行うとともに、補助金交付要綱作成の手引きに倣い、文言の修正の改正を行っている。措置の内容は、監査による指摘意見の内容に合致している。

- ・「山梨県海外技術研修員受入事業実施要綱」の改正 平成30年3月23日起案日 平成30年3月30日決裁日
- ・「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」の改正

平成30年3月23日起案日 平成30年3月30日決裁日

(2) 山梨県海外技術研修員及び外国人留学生等の受入に係る委託業務

当該委託業務は、海外技術研修員及び留学生等に対して、日本での生活指導等を行うことを目的として、海外技術研修員等が宿泊先としている国際交流センターの指定管理者である(公財)山梨県国際交流協会に業務を委託している。委託料は、委託業務を実施するために要する人員(年1人、週30時間)の人件費として積算している。

人件費の積算

(公財)山梨県国際交流協会は、研修課長として1名の人員を配置して、その1名の 人件費全てを業務受託の実施に要した額として精算・請求を行っている。しかし、その 担当者の業務分掌表によると、海外技術研修員等の生活指導のほか、協会の各種業務も 担当している。

委託期間

委託契約書によると、委託期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日となっているが、実際に委託業務に係る日数等の把握は行っていない。

業務の報告

委託契約書によると、県より求められれば事業の詳細について報告するものとし、委託業務の実施に要した額と契約額とのいずれか低い額を県が支払うべき額として確定するものとしている。しかし、(公財)山梨県国際交流協会は、年間計画日程としての実績報告書は作成しているものの、受託業務について業務日報は作成していない。

3 指摘及び意見

(指摘)生活指導等の委託業務費の見直し

(公財)山梨県国際交流協会の職員1名の人件費の全てが委託業務の委託料としており、 業務内容に応じた額の精算となっていない。委託契約書によると、県は、委託業務の実施状 況について報告を受け、随時調査を行い、必要な指示を与えることが出来るとしているが、 それを行っていない。

委託業務に係る人件費として精算するのであれば、業務日誌等から委託業務に係る時間を 積算して精算すべきであり、担当者1人の人件費全てを委託料とすべきでない。また、県も 委託業務の実施状況について報告を受け、必要に応じて随時調査をする必要がある。

(47) 自治体職員協力交流事業経費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業の目的

総務省及び(一財)自治体国際化協会が支援する「自治体職員協力交流事業」を受け、 海外の地方自治体等から本県に受け入れる研修員の研修等に要する経費で、次のことを目 的としている。

海外の地方自治体等の職員 (「協力交流研修員」) を日本の地方団体に受け入れ、日本の地方団体のノウハウ、技術等を習得させる。

協力交流研修員は、地方団体の国際化施策等に協力することを通じて、地域の国際化 を推進する。

(2)事業の概要

地方団体の主体的な国際協力の取り組みを一層支援するため、平成8年度から海外の地方自治体等の職員を日本の地方団体に受け入れる場合、総務省及び(一財)自治体国際化協会が支援する「自治体職員協力交流事業」が創設され、実施要綱により補助対象経費が交付されている。

研修員	滞在期間	研修受入機関	決算額(円)
自治体職員協力交流	平成 29年 5月 21日~	山梨県観光部国際観	1,584,168
研修員	平成 30 年 1 月 24 日	光交流課	

滞在期間のうち山梨県滞在 平成 29年7月6日~平成30年1月24日

(3)予算と決算額(円)

予算額	2,151,000
決算額	1,850,538

(4)事業費決算額の内訳

事業内容	決算額(円)	支払先
自治体職員協力交流研修員受入事業補助金	1,584,168	交流研修員
国際交流センター宿泊施設使用に要する経費	225,370	(公財)山梨県国際交流協会
その他経費	41,000	
合計	1,850,538	

2 検討

平成 29 年度包括外部の措置について

平成 29 年度包括外部監査の結果を受けて、当該事業について、「山梨県自治体職員協力交流事業費補助金交付要綱」を制定し、実施要綱として既存の「自治体職員協力交流事業実施要綱(総務省自治行政局国際室制定)」を使用することとした。自治体職員協力交流事業は、総務省及び(一財)自治体国際化協会が地方団体を対象として実施していることから、県の補助金交付要綱は、総務省及び(一財)自治体国際化協会が定めた事業実施要綱と整合性を図るとともに、実態に即して整備した。

3 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

(48) やまなし多文化共生推進協議会開催経費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業の目的

外国人住民と日本人住民とが共に多様性を認め合うなかで相互理解を深め、安全・安心で快適に生活できる活力あふれる共生社会の創造を目指す「やまなし多文化共生推進指針」に基づき行政機関や関係団体等の多様な主体が行う取組について、連携・協働を図りながら推進するため、やまなし多文化共生推進協議会を設置している。

(2)事業の概要

平成 19 年にやまなし多文化共生推進協議会を設置し、委員 33 名(国機関 3 名、県関係課・機関 12 名、市町村(外国人集住 8 市町村) 8 名、外部機関・団体等 10 名)で構成し、各年度内に 2 回開催している。(「やまなし多文化共生推進協議会」設置要綱)

(3)予算と決算額(円)

予算額	185,000
決算額	127,195

(4)事業費決算額の内訳(円)

開催日	第1回	第2回	合計
刑惟口	平成 29 年 6 月 29 日	平成 30 年 1 月 24 日	
委員報償費	68,600	49,000	117,600
旅費	費 1,517		2,775
会議室使用料	3,410	3,410	6,820
合 計	73,527	53,668	127,195

2 検討

委員報償費及び旅費の支給については、県の「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給している。協議会は、関係機関等からの委員 33 名で構成し、委員報償費は、民間の外部機関・団体等の委員に支給し、公務としての出席者には支給しない。協議会開催時の出席者の確認は、担当課が作成した出欠の名簿(受付用)を出席者名簿としており、出席者の自署による出席者名簿での確認は行っていない。

3 指摘及び意見

(意見)出席委員の自筆による出席者名簿の作成

協議会は、委員33名で構成し年2回開催されているが、協議会開催時の委員名簿(受付用)の出欠記録はあるものの、出席者による自筆の出席名簿の作成は行われていない。協議会の出席人員の確認及び委員報償費・旅費の支給の根拠のためにも、開催ごとに出席委員の自筆による出席者名簿を作成・保管することが望ましい。

(49)パスポートセンター管理委託経費(国際観光交流課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

国際交流センター内のパスポートセンター部分の維持管理

(清掃、エアコン・電気・消火栓設備・消防設備保守、夜間警備等) 支払の流れ

国際交流センター全体の管理経費を国際交流センターの指定管理者が支払う。面積按分により県の直営施設であるパスポートセンター部分の管理費を指定管理者に支払って精算している。

· 専用部分:全面

・共用部分:(パスポートセンター面積/国際交流センター面積)

(2)委託する理由

パスポートセンター管理費用は、従前は、国際交流センターの管理委託料中に含めていたが、指定管理者制度導入に伴い、それぞれの維持管理費を分けて予算執行する必要が生じた。そこで、パスポートセンター部分の管理費用を、国際交流センター管理委託料から外して、別途管理委託契約を締結して委託をしている。

(3)契約方法等

(単位:円)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約
委託先	公益財団法人 山梨県国際交 流協会	公益財団法人 山梨県国際交 流協会	公益財団法人 山梨県国際交 流協会	公益財団法人 山梨県国際交 流協会	公益財団法人 山梨県国際交 流協会
契約期間	4月1日 ~3月31日	4月1日 ~3月31日	4月1日 ~3月31日	4月1日 ~3月31日	4月1日 ~3月31日
契約金額	723,585	734,649	737,672	784,440	769,721

2 検討

(1)契約方法

契約金額が100万円以下である場合には、随意契約により契約をすることができる(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、山梨県財務規則第137条第1項)が、その場合でも2者以上の者から見積書を徴取し見積合せを行なわなければならないのが原則であるが「特別の理由」があれば見積合せを省略することができる(山梨県財務規則第137条第3項)。

特別な理由については、山梨県財務規則運用通知に例示されており、例示されていないものについても、「当該契約の内容、目的並びに時機等諸般の事情から、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約すべき客観的な合理性」があれば省略できるものとしている。

そこで今回のケースについて合理性があるか検討した。

パスポートセンターは国際交流センター内にあり、光熱施設等も国際交流センターと一体となっている部分が多い。パスポートセンター部分のみを分割して管理することは実際的ではないと思われる。指定管理者として施設の維持管理を行う者(平成 29 年度は公益財

団法人山梨県国際交流協会)が全体としてパスポートセンターを含めた維持管理受託する ことが合理的であるといえ、見積合わせ省略による契約は問題ないと考える。

3 指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(50) その他の事業経費(国際観光交流課)

1 概要

(1)経費の内訳について

山梨県パスポートセンター(以下「パスポートセンター」という。)で作成した旅券等の 配達業務委託、県が国際交流センター内の施設を利用したことに伴う使用料の支払、旅券 事務担当者会の旅費、旅券事務に係る郵便切手の購入経費である。

ここでは特に、件数・金額共に大部分を占める旅券等配達業務委託について取り上げる。

(2) 旅券等配達業務委託の内容

パスポートセンターで作成した旅券等及び山梨県地域県民センターで受理した旅券申請 書等を配達する業務である。業務委託条件は次のとおりである。

- ・パスポートという個人情報を含む貴重品を配送できること
- ・集荷日の翌朝 10 時までに窓口のある各合同庁舎・パスポートセンター間で配送できること
- ・インターネット上で荷物の運送状況を追跡できるシステムであること

(3) 旅券等配達業務を委託する理由

配達対象物品は旅券発給関連物品(複数の個人情報を含む貴重品)であり、かつ、条件の一つとして、前日に集荷した物品を翌日午前10時頃までに配達する必要があり、そのためには、ノウハウを持つ事業者に委託する必要がある。

翌日午前10時までという条件は、次のとおり山梨県旅券処理事務取扱要領に定められた標準処理期間それを遵守するためのものである。

【山梨県旅券事務取扱要領】

(標準処理期間)

第4条 旅券事務は、申請書を受理した日から起算して次の表に掲げる期間(以下「標準 処理期間という。)内に処理するものとする。

区分	山梨県パスポートセンター	地域県民センター総合窓口
新規発給	6日	10日
新規発給 (パスポートセンター交付)	8日	
査証欄の増補	1日	(10日)

(4) 旅券等配達業務委託の契約方法等

年度	平成 25 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
±π <i>4/</i> -	吃辛 却 <i>你</i>	9月	吃辛却	吃辛 却 <i>你</i>	吃辛 却 <i>约</i>	吹车 却 <i>仍</i>
契約 方法	随意契約 (単独)	随意契約 (見積合せ)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
	` ′					
見積	日本郵政	日本郵政	佐川急便	佐川急便	佐川急便	佐川急便
書徴	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
取		佐川急便				
業者		(株)				
見積						
参加	1	2	1	1	1	1
者数						
契約者	日本郵政(株)	佐川急便(株)	佐川急便(株)	佐川急便(株)	佐川急便(株)	佐川急便(株)
契約	878,000円	274,619 円	594,216 円	610,999 円	610,999 円	618,256 円
金額						
備考	日本郵政の	日本郵便の	日本郵政は	ヤマト運	ヤマト運	ヤマト運
	み対応可能	翌朝 10 時	配達時間変	輸・西濃運	輸・西濃運	輸・西濃運
		便が年度途	更により仕	輸は、仕様	輸は、仕様	輸は、仕様
		中の9月に	様書どおり	書どおりの	書どおりの	書どおりの
		廃止される	の業務を遂	業務を遂行	業務を遂行	業務を遂行
		ことから、	行できない	できないと	できないと	できないと
		再契約	として辞退	して辞退	して辞退	して辞退

2 検討

行政がコスト意識を持ち、また、恣意的な契約を防ぐためには、一定基準以上の契約については随意契約であっても見積合せが求められるところである。しかし、山梨県財務規則第137条第3項に規定する「特別の理由により見積合せの省略ができる」ものの例示として、「ウ

見積書の提出を依頼しても他に提出者がないとき」とあり規定しており、例外的な単独随意 契約も認められている(いわゆる特命随意契約)。

一覧表のとおり、平成25年度9月契約以外においては、単独随意契約となっている。過年度の契約経緯について精査したところ、山梨県財務規則第137条第3項の規定により、二人以上の者から見積書を徴する努力をしていたが、結果として見積書提出業者は1者(佐川急便)となってしまったという状況が看取される。現状、佐川急便(株)以外の業者は約款上旅券発送が困難、もしくは条件としている時間指定配送が不可であるため辞退している。

そのため、本来であれば平成 29 年度についても見積合わせをすべきであるが、可能な限り 現実に見積書の徴取を求めた結果それが叶わなかったという経緯が窺えたため、見積合わせ 省略はやむを得ないものと考える。

3 指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(51)通訳ガイド提供体制整備事業費(国際観光交流課)

1 概要

(1) 事業の内容

平成27年9月、改正構造改革特別区域法が施行され、県が行う研修を修了した者は地域限定特例通訳案内士として、特区の区域内で報酬を得て通訳案内業務を行うことができることになった。山梨県では外国人観光客の受入体制を整備するため地域限定特例通訳案内士の育成に向けて、特区計画の認定を国に申請、11月27日、同計画が認定された。これを受け、県内に限って有償で通訳案内を行うことのできる地域限定特例通訳案内士の養成を行っている。

(2)プロポーザル方式による委託の理由

事業者の企画提案により、事業者の組織力や効果的・先進的なアイデアの有無、業務執 行体制を含めて評価して競わせることで発注者が示した仕様以上の成果を期待できるため。

(3)契約方法等

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
契約方法	随意契約(公募型プロポーザル方式)	随意契約(公募型プロポーザル方式)
審査委員	県2名 学識経験者2名	県1名 やまなし観光推進機構1名 学識経験者2名
配点	業務遂行能力等 20 点 企画提案の妥当性 20 点 企画性 35 点 独創性 15 点 業務経費 10 点	業務遂行能力等 20 点 企画提案の妥当性 20 点 企画性 35 点 独創性 15 点 業務経費 10 点
参加者	(株)近畿日本ツーリスト	(株)近畿日本ツーリスト True Japan Tour(株)
参加者数	1	2
委 託 先	(株)近畿日本ツーリスト	(株)近畿日本ツーリスト
契約金額	6,999,480 円	6,999,480 円

2 検討

(1) プロポーザル方式について

地方自治体による契約は一般競争入札によるのが原則であるが、「政令で定める場合に該当するときに限り」「随意契約」によることができる(地方自治法第 234 条第 1 項、同条第 2 項)。

プロポーザル方式は地方自治法第 234 条第 2 項及びこれに基づいた地方自治法施行令第 167 条の 2 を根拠に認められるものとされているが、直接的にその要件を定めた法令は存在しない。

明確な根拠が存在しない中、統一的処理のため要綱や運用通知により、その内容を共有している自治体も存在する。山梨県では現在のところ、プロポーザル方式の採用基準や、選定委員会の委員選定基準、企画提案審査の配点方針等について統一的な基準が存在しない。

3 指摘及び意見

(意見)プロポーザル方式の採用基準制定

プロポーザル方式の随意契約の一種であり、価格による競争だけでは測ることのできない 高品質な財、サービスが調達できるという利点があるものの競争入札回避のための恣意的な 採用・運用となってはならないよう十分な配慮をすることが求められる。 法令に直接的に規定されている契約方法ではないため、その採用に当っては、客観的かつ 明確な基準が求められるところ、その採用における統一的な基準があることが好ましい。

現在のところ、プロポーザル方式採用にあたっては、理由書を添付することで出来る限りの公平性・客観性の担保をする運用となっているが、これについて明確な根拠規定が不明ということであった。

配点方針等については、事業分野毎に重視されるべき項目が異なるため統一的な基準策定は難しい可能性がある。しかしながら、採用面においては、現行運用における理由書添付の明確な根拠規定を作成し、また、将来的には統一的な基準やガイドラインの策定につなげていくことが望ましいものと考える。

(52) オリンピック・パラリンピックおもてなし力向上事業費(国際観光交流課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い増加が見込まれる観光客等の受入れ体制を整備するため、外国人観光客に対するおもてなしの向上を図るための研修で、次の業務を委託する。

インバウンドおもてなし研修の実施及び運営 講師等の手配及び調整 研修会場の手配及び調整 アンケート調査の実施

(2)委託する理由

外国人観光客に対する「おもてなし」の向上を図るための研修であり、インバウンド研修実施の実績とノウハウを有する業者に委託する必要があるため。

(3)契約方法等

(単位:千円)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
契約方法	随意契約(単独)	随意契約 (単独)	随意契約(単独)
委 託 先	(3年間ともに同じ)(公社)やまなし観光推進	機構
予 算 額	853	1,260	1,260
決 算 額	853	1,260	1,260
研修テーマ	・ハラルの現実と留意	・異文化接客術(マナ	・お客様と仲間の笑顔
	事項	ーとスキル)	を最高の歓びに (私た
	・ハラルメニューによ	・外国語人材の育成に	ちが届けたいおもて
	る調理・試食・展示(八	向けて (通訳ガイドが	なし)
	ラル調味料等の展示)	必要とされるTPO)	・英単語 1,000 語でで
		・外国人観光客に満足	きるおもてなし(はと
		していただくために	バス英語トップガイ
		(外国人観光客との	ドによる実践講座)
		接し方)	

平成 27 年度までは対象者をしぼった研修を実施。平成 28 年度から東京オリンピック・パラリンピックに向けて、対象者を通訳ガイドも含めた観光関連事業者まで広げ、県内各エリアにおいて観光又は国際交流に携わる者に対して外国人観光客への「おもてなし」の向上を図るための研修を実施。

ア 随意契約とした理由

観光関係業界団体等への周知を行っていくことが前提となるため、県内のインバウンド 観光に係るネットワークを有する(公社)やまなし観光推進機構に委託することにより、 効率的に業務を実施することが出来る。また、当機構は県内唯一の総合的な観光物産振興 組織であり、類似する団体はないことから、本業務の遂行に最も適した団体である。

イ 積算書と見積書の内訳及び決算額(平成29年度)

積算書(県)

項目	単価	数量	金額	備考
報償費 (a)			480,000	
講師謝金	60,000>	c 2	120,000	第1回、第3回(各1名)
パネリスト謝金	60,000>	6	360,000	第2回、第4回(各3名)
使用料及び賃借料(b)			580,000	
会場借上料	145,000	× 4	580,000	
事務費(c)			200,000	
人件費、消耗品購入費等	200,000	× 1	200,000	
計(a+b+c)			1,260,000	

見積書((公社)やまなし観光推進機構)

品名	単価	数量	金額
インバウンドおもてなし研修業務			
報酬	120,000	4	480,000
会議費			
会場借上代・食糧費等	145,000	4	580,000
事務費一式			
資料代、発送費、印刷費等	200,000	1	200,000
合計			1,260,000

決算額((公社)やまなし観光推進機構)

科目	単価	数量	決算額
報償費			
講師謝金、旅費	講師料、旅費	4	603,711
会場使用料/八ヶ岳ロイヤルホテル	178,000	1	178,000
		(注)	
事務費一式			
資料代、移動車両代、人件費等	478,289	1	478,289
合計			1,260,000

(注)全4会場で開催しているが、3会場は県等の施設での開催のため会場費負担なし。

2 検討

(1) 仕様書のとおり業務委託が行われているか

業務委託契約書第2条により「・・・別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。」されているが、インバウンドおもてなし研修業務委託仕様書と実施報告書の内容が異なっている。担当課によると、「契約後、講師の選定や実施方法についての詳細な協議を進める中で、委託事業者が見積時に想定していた講師や実施方法を大幅に変更することとなった。」との説明であった。

(業務委託仕様書)

対象:宿泊事業者を始めとする観光関連事業者や市町村等

内容:外国語対応できるスタッフの人材育成やPR方法の多言語化等

	時期	会場	講師等
第1回	平成 29 年 9 月	国中地区(講演)	講師 1名
第2回	平成 29 年 9 月	国中地区(パネルディスカッシ	パネリスト 3名
		ョン)	
第3回	平成 30 年 2 月	郡内地区(講演)	講師 1名
第4回	平成 30 年 2 月	郡内地区(パネルディスカッシ	パネリスト 3名
		ョン)	

(実施報告書)

対象:団体関係、通訳案内士、宿泊事業者、観光関連事業者、市町村等

内容:外国人観光客に対するおもてなしの向上を図るための研修

	時期	会場	講師等
第1回	平成 29 年 10 月	防災新館1階やまなしプラザ	講師 1名
		オープンスクエア	
第2回	平成 29 年 10 月	山梨県富士山科学研究所	講師 1名
第3回	平成 29 年 11 月	八ヶ岳ロイヤルホテル	講師 1名
第4回	平成 29 年 11 月	身延町総合文化会館	講師 1名

(2)積算額と見積額について

県の積算額と受託業者の見積額が同額となっている点について検討を行ったが、明確な 回答が得られなかった。

3 指摘及び意見

(指摘1)仕様変更等に基づく再契約等の適切な手続き

契約後の協議において、研修業務の実施方法及び研修内容に大幅な変更があるのであれば、

研修業務委託仕様書の変更、委託料の積算・見積等の変更手続きが必要である。よって、変更手続きにより「インバウンドおもてなし研修業務委託」の再契約等を行うべきである。

(指摘2)単独随意契約における経済性の担保

県の積算額と受託業者の見積額の算定の仕方及び実際に行った研修業務収支決算書と見積書との内容が大幅に異なった結果になっているにも拘らず、契約額を支払うこととする現契約方法は、見積合わせを省略とする随意契約で行われていることからも経済性の担保が損なわれている。県との協議において変更が伴うものもあるが、会場費等(県等の施設利用)の場合など変動する費用が含まれるのであれば、委託料の支払いにおいては業務収支決算書の内容の検証を行うことはもちろんであるが、経済性を担保する上でも業務委託契約書に「委託業務の実施に要した額と契約額とのいずれか低い額を県が支払うべき額とする。」等の条項を加えるなどの見直しが必要である。

(53) 関東観光広域連携キャンペーン事業費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業目的

東京オリンピック・パラリンピックをにらみ、関東における外国人旅行者の受入れ環境整備の推進及び関東の国際的な観光認知度の向上を図ることを目的として、平成 27 年度発足した「関東観光広域連携事業推進協議会」の構成員として参加するとともに、海外からの誘客を促進するため、ツーリズム E X P O ジャパンへの出店等を行った。

(2)事業概要

「ツーリズムEXPOジャパン2017」の出展料及びブース設営経費

海外・国内・訪日旅行を三位一体と捉え、「観光産業の未来」を提示する展示商談会で、 事業拡大を狙う異業種と積極的に連携し、観光産業でのビジネスチャンスを具現化する総 合観光イベントに要する経費

開催日:平成29年9月21日~24日

会 場:東京ビッグサイト東展示棟・会議棟

主 催:公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会(JATA) 日本政府観光局(JNTO)

出展料: 2 小間 894.240 円

運営等:観光関係機関・団体・企業と連携してツーリズム E X P O ジャパン 2 0 1 7 に出展し、国内外からの誘客促進を図る目的で、ブースの設営及び撤去、運営を業務委託する。

委託先:(公社)やまなし観光推進機構

関東観光広域連携事業推進協議会負担金の支出

協議会の目的を達成するための事業を行うため負担金を支出する。

(3)予算と決算額

(単位:千円)

	-
予算額	2,317
決算額	2,182

(4)事業内容

「ツーリズムEXPOジャパン2017」の出展料及びブース設営等に要する経費 出展料については、県が直接出展申し込みを行い「一般社団法人日本旅行業協会」に 支払いを行い、ブース設営及び撤去、運営費については、(公社)やまなし観光推進機構 と随意契約を行っている。

関東観光広域連携事業推進協議会負担金の支出

「関東観光広域連携キャンペーン」として、平成 27 年度から本格的に展開していくなかで、平成 27 年 12 月関東観光広域連携事業推進協議会が発足され、山梨県としても構成員として参加し、協議会の事業及び運営に要する経費として負担金を支出している。

(5)決算額の内訳

(単位:円)

	決算額
ツーリズムEXPOジャパン2017の出展料	894,240
ツーリズムEXPOジャパン2017のブース設営等委託	642,880
ツーリズムEXPOジャパン2017の旅費	45,000
関東観光広域連携事業推進協議会負担金	600,000
合 計	2,182,120

2 検討

「ツーリズム E X P O ジャパン 2 0 1 7 」の出展料 (2 小間) 及びブース設営等に要する 経費について

(公社)やまなし観光推進機構、同機構の会員である市町村、市町村観光協会等が連携して、それぞれの応分の負担をする中で、山梨県の観光資源を国内外に発信しようとするものであり、より効果的にPRを行うためには、ブース全体の一体的な設営・装飾等が必要となり、統一したイメージでパンフレット配置、ノベルティ制作及びブース装飾を行う

ことが最も効果的なことから見積合わせを省略して、随意契約としている。

しかし、「山梨県ブース出展企画書」によると、出展規模は3小間 L字(3m×3m×3 小間)となっており、全体で3小間の出展を企画している。その内、2小間の出展料について県が負担し、1小間については、(公社)やまなし観光推進機構が負担している。また、ブース設営等に要する経費を、(公社)やまなし観光推進機構に業務委託している。ツーリズムEXPOジャパンに係った全体の費用額については、県は把握していない。

3 指摘及び意見

(意見)「ツーリズムEXPOジャパン」の出展負担額の明確化

ツーリズム E X P O ジャパンの山梨県の出資規模は、3 小間(内 1 小間は、(公社)やまなし観光推進機構が負担)となっており、設営費についても(公社)やまなし観光推進機構(推進機構とする)に業務委託を行っている。山梨ブースの運営自体は、県との協議のうえ実施マニュアルの基に推進機構の費用で行っている。随意契約理由によると、「山梨県と推進機構、同機構の会員である市町村、市町村観光協会等が連携して、それぞれの応分負担をする中で、山梨県の観光資源を国内外に発信しようとするものであり、より効果的に P R を行うためには、ブース全体の一体的な設営・装飾等が必要となる。」とある。県は 2 小間のブース費用とブース設営費を負担しているが、この支出方法では応分の負担なのか把握できない。

各団体が連携して事業を行っている中で、一部を委託事業としてするのではなく、事業全体を把握したなかで、県の応分の負担がどうあるべきか検証することを望む。

(54)国際観光振興機構負担金(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業の内容

外国人旅行客の訪日を促進するため、設置されている独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の会員としての負担金である。政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標である「訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人」の達成を目標としている。

また、国際観光振興機構の主な事業内容は次のとおりである。

調査統計刊行物の発行

日本の認知度を向上させるための観光宣伝

訪日ツアーの開発・造成・販売に対する支援

「ツーリストインフォメーションセンター」や外国人観光案内所の拡大、受入体制や対応能力の拡充支援

国際会議及びインセンティブ旅行の誘致

通訳案内士試験事務の代行

(2)支出の内容

年一回の国際観光振興機構への負担金支払のみである。

過年度における支払経緯は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金額	720	720	720	700	700	700	700	700	680

2 検討

(1)支払は適正か

当事業費の支払については、前年度おける国際観光振興機構からの依頼を基に予算措置がなされ、翌年度における同機構からの振込依頼に基づき精算払により支出がなされている。依頼額は、国勢調査の都道府県別人口に応じた負担額となっており、各都道府県は依頼された金額どおり支払っている。

支出事務については、適正なものと認められる。

3 指摘及び意見

特に記載すべき事項はない。

(55)外国語観光ガイドマップ作成費(国際観光交流課)

1 概要

(1)事業目的

山梨県観光ガイドマップ (英語・中国語繁体字・ベトナム語)作成業務

(2)事業概要

平成 22 年度に初版作成した「山梨県観光ガイドマップ」の英語版、中国語繁体字版の修正・増刷及び当該ガイドマップの内容をベトナム語に翻訳したベトナム語版の作成である。

(3)予算額と決算額

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当事業予算額	2,389	3,014	972	2,013	1,400
他事業予算額	0	972	583	0	874
予 算 額 計	2,389	3,986	1,555	2,013	2,274
当事業決算額	2,132	2,811	972	2,000	1,399
他事業決算額	0	972	583	0	874
決 算 額 計	2,132	3,783	1,555	2,000	2,274
内 容	英語版、中	英語版、中	英語版、中	英語版、イ	英語版、中
	国語簡体字	国語繁体字	国語簡体字	ンドネシア	国語繁体字
	版の増刷及	版、韓国語	版の修正・	語版、タイ	版の修正・
	びインドネ	版、インド	増刷	語版の修	増刷及びべ
	シア語初版	ネシア語		正・増刷	トナム語版
	作成	版、タイ語			の作成
		版の修正・			
		増刷			
随意契約	(株)サン	(株)サン	(株)サン	(株)サンニ	(株)サン
	ニチ印刷	ニチ印刷	ニチ印刷	チ印刷	ニチ印刷

他事業とは、国際観光トップセールス事業費をいう。

(4)随意契約の理由

(株)サンニチ印刷は、当該ガイドマップの初版作成から業務を受託しており、成果品の完成のために作成された中間生成物(一部のテキストや掲載写真をはじめ、それらを組み合わせる編集・レイアウト等を含む。)の所有権を有している。よって、当該ガイドマップを現在の仕様で修正・増刷等するためには、当該業者に委託する必要がある。また、同程度のガイドマップ作成を他の業者に委託する場合、中間生成物を新たに作成しなければならないため、費用も高額となる。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約とし、財務規則第 137 条第 3 項の「特別な理由」に該当することから、見積合わせを省略することとした。

2 検討

(1)予算額と決算額について

外国語版山梨観光ガイドマップ作成業務は、(株)サンニチ印刷と業務委託契約を結んでいるが、「外国語観光ガイドマップ作成費」と「国際観光トップセールス事業費」に跨っ

た業務委託である。2つの事業の予算額と決算額について、見積りから契約・納品及び請求書の金額内訳から配分について検討を行ったが、事業費配分の明確な根拠は見いだせなかった。

【平成29年度請求書(見積書と同額)】

(単位:円、税込)

項目	数量(部)	金額
英語 (通常版)	15,000	680,400
英語 (JR版)	10,000	594,000
中国語 (繁体字)	5,000	464,400
ベトナム語	5,000	864,000
出精値引き	一式	328,400
合計		2,274,400

(2)印刷費のコストダウンについて

外国語観光ガイドマップ作成費の印刷費に係る経費について、紙媒体から電子データ化による方法、又は紙媒体のパンフレットに協賛企業からの広告掲載を行うなど作成費用のコストダウンは可能であるか検討すべきと思われるが、検討を行っていない。

3 指摘及び意見

(意見1)決算額の配分根拠の明確化

2つに事業に跨って予算編成されているのは、トップセールスの実施にあたるガイドマップ利用のためである。しかし、事業の決算額の配分について根拠が示されていない。 各事業の予算編成から決算額に至る積算根拠を明確にすべきと考える。

(意見2)コスト削減の検討

紙媒体でのパンフレット作製の必要性は認めるものの、利用方法及び配布先等により協賛企業の広告等の掲載料による収入により印刷コストを抑えるなどの、コスト削減の検討の必要がある。

(56)国際観光トップセールス事業費(国際観光交流課)

1 委託契約の概要

(1)委託の内容

産業労働部及び農政部と連携し、やまなし魅力説明会、観光キャンペーン、政府関係者等との意見交換、現地旅行会社訪問セールス等を行っている。また、過年度においてトップセールスを実施し、今後のセールス活動の基盤を築いた国々からの誘客を継続的に送信し、一層の誘客増加につなげるために、フォローアップ事業を実施する。

(2)委託の理由

海外からの誘客促進、県内中小企業の海外展開、県産フルーツの海外販路拡大を効果的・ 効率的に行うため、業務委託によりトップセールスを実施する。

(3)過去5年間における入札等によらなければならない契約の状況

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
渡 航 先	韓国	韓国	シンガポール
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	富士急トラベル (株)	トップツアー (株)	(株)JTB
支出金額	1,877,680円	1,932,130 円	4,924,364 円
入札参加者	4者	3者	3者

		1		
年 度	平成 28 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度
渡 航 先	マレーシア	タイ	台湾	ベトナム
契約方法	指名競争入札	プロポーザル方 式	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株)JTB	(株)エイチ・ アイ・エス	東武トップツア ーズ (株)	(株)エイチ・ アイ・エス
支出金額	1,782,000 円	2,517,500円	3,210,793 円	1,755,432 円
入札参加者	3者	3者	5者	5 者

旅行代理店を対象に、企画提案のプレゼンテーションを行い、3名の審査員により決 定した。なお、結果として最低金額で見積りを行った業者が落札している。

2 検討

(1)委託における支払事務が適正に処理されているか

契約金額が100万円を超える場合には、随意契約を行うことができない(山梨県財務規則第137条)ところ、適正に入札に付されていた。また、指名競争入札に付そうとするときは、原則として5者以上の入札者を指名しなければならない(山梨県財務規則第135条第1項)ところ、その点についても問題はなかった。

(2)業者提出の請書に係る印紙の消印

契約担当者は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならないのが原則である(山梨県財務規則第105条)が、契約金額が150万円を越えない場合には、契約書の作成を省略することができる(山梨県財務規則第107条第1項)。そして、契約担当者が契約書の作成又は請書の徴取の必要がないと認めたときは請書の徴取も省略することができる(山梨県財務規則第107条第3項第3号)。契約担当者が請書の徴取の必要が無いと認めたときとは、運用通知に定められており、「50万円未満の契約をするとき」が挙げられている。

50万円以上150万円以下の支出については、業者からの請書の徴取が必要なケースである。そしてその請書には印紙を貼付しその消印を行わなければならない。

今回監査した中に、相手方より提出されたに請書については印紙が貼付されていたものの、その消印がチェックマークによりなされていた支出が1件あった。業者から提出された請書の印紙の消印がなされていないことには担当者も気付いていたものの、相手が遠方であったためこのような処理になったとのことである。

(3)検査検収日について

契約担当者から命ぜられた者又は依頼された者は検査調書または検収調書を作成しなければならないのが原則である(山梨県財務規則第 122 条第 1 項)が、「検査調書又は検収調書を作成する必要がないと認めるときは、工事完成届、納品書、請求書等に、検査又は検収をした職員が検査済み又は検収済みの旨及びその年月日を記載し署名又は、記名押印してこれに代えることができる(同 2 項)。

ところで、事業実績報告書の提出が求められる支出を行う場合において、検査調書又は 検収調書の作成を省略するときは、本件実績報告書に職員による、検査済み又は検収済み の旨及びその年月日を記載し署名又は、記名押印をする必要がある。

そして、その検査又は検収日について監査したが、検査検収日が、事業実績報告書を受領しその内容を確認した日である「平成29年11月30日」とすべきところ、事業実績報告書受領前の事業実施最終日である「平成29年10月31日」となっている支出が1件あった。

3 指摘及び意見

(指摘1)印紙の消印の徹底

印紙税法上、請負に関する契約書には印紙税が課せられる旨が定められており(印紙税法第二条、別表一) また、同法第8号2項では「当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令に定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。」としている。そして同施行令第5条では、「印章又は署名で消さなければならない」と規定しているところ、今回の請書は、チェックマークにより消印されておりこれは印紙税法違反となる。

なお、消印は契約当事者どちらの消印でも構わないことから、相手方所在地が遠方であること等により再度消印を求めることが困難であれば、山梨県の何らかの印章を持って消印すべきであったと思われる。

(指摘2)検査検収日の間違い

事業実績報告書の提出を以て役務提供が完了したといえるのであるから、検査検収日は事業実績報告書の受領日とすべきである。

(57)フィリピンインバウンド観光推進事業費(国際観光交流課)

1 概要

(1) 事業目的

今後の有力なインバウンド市場として期待されるフィリピンからの誘客を図るため、旅 行商品の造成及び販売を委託する。

(2)事業概要

「やまなし観光推進計画」に基づき、観光誘客事業等を実施している。現在、東南アジア地域からの観光客については、年間を通して増加傾向にあり、この傾向を維持することが外国からの観光客誘客の安定に繋がる。フィリピンは、約1億人の人口を有し、親日度が高く、経済成長率もここ数年6%前後の高い数字を維持していることから、今後のインバウンド市場として期待される。そこで、本県の外国人観光客数の底上げを図るため、フィリピンからの誘客を促進する旅行商品の造成及び販売等について、優れた企画提案を募集するものである。

(3)事業の始期及び終期

平成27年度途中から事業が開始され、3年度の平成29年度を終期としている。

(4)予算と決算額

(単位:千円)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予	算	額	3,000	3,000	3,000
決	算	額	3,000	3,000	3,000
参	加業者	 数	4者	2 者	1者
落	札業	者	(有)サウスバウンド	(有)サウスバウンド	(有)サウスバウンド
送	客実績.	人数	424 人	831 人	1,104人
送	客予定,	人数	420 人	810 人	1,050 人

(5)委託料限度額

3,000,000円 (税込)

募集要項で、送客予定人数を定めた契約を締結し、送客実績人数が送客予定人数に満たない場合は、限度額から減額して支払うものとする。

2 検討

(1)企画提案方式(随時契約)とする理由

参加業者が独自のアイデアやノウハウ等を付加し、それぞれの企画力・業務執行力を競い合う方法である。参加業者のセールスポイント、オリジナリティ等を反映できるため、予算の範囲内で仕様書以上の成果を得ることが期待できる。限られた予算内で、より効果的な旅行商品の造成及び販売を展開し、フィリピンからの誘客を促進するために、企画提案方式を採用し、最も優秀な提案をした業者と契約を締結する。(地方自治法施行令第 167条の 2 第 1 項第 2 号)

(2)企画提案審査について

審査基準は、「誘客人数」について(70点満点) 「造成する旅行商品のコンテンツ」について(15点満点) 「造成する旅行商品のオペレーション」について(15点満点)の合計点数として採点を行っている。平成27年度からの平成29年度までの参加業者の見積額は、全て委託限度額の300万円となっている。

(3)事業の効果測定について

送客数の検証

送客数を検証するため、県内宿泊施設が証明した宿泊者名簿(写し)等を提出すること。

ツアー参加者の記名式アンケート調査

造成したツアーについての評価を得て後の参考とするため、ツアー参加者を対象に記

名式アンケート調査を実施する。

3 指摘及び意見

(意見)事業の振り返り評価の実施

平成27年度から3年度の事業で終期を迎え、一応の区切りとしているが、事業を振り返っての検討が行われていない。事業の実施結果について、事業の目的や成果の検証及びアンケート調査結果による検証など後の参考とするためにも、事業の結果だけに留まらず事業の振り返り評価を行うことを望む。